

二 明治後期の所得税

13、明治32年 所得税法の全文改正

朕帝国議会ノ協賛ヲ經タル所得税法改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十二年二月十日

内閣總理大臣侯爵 山縣有朋
大蔵大臣伯爵 松方正義

法律第十七号（官報1月十三日）

所得税法

第一条 帝国内此ノ法律施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一箇年以上居所ヲ有スル者へ、此ノ法律ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 前条ニ該当セサル者此ノ法律施行地ニ資産営業又ハ職業ヲ有スルトキハ、其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第三条 所得稅ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得

千分ノ二十五

第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ為ス公債社債ノ利子

千分ノ二十

第三種 前各種ニ属セサル所得

千分ノ五十五

十万円以上

五万円以上	千分ノ五十
三万円以上	千分ノ四十五
二万円以上	千分ノ四十
一万五千円以上	千分ノ三十五
一万千円以上	千分ノ三十
五千円以上	千分ノ二十五
三千円以上	千分ノ二十
二千円以上	千分ノ十七
一千円以上	千分ノ十五
五百円以上	千分ノ十二
三百円以上	千分ノ十

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ第三種ニ限リ之ヲ合算シ、其ノ總額ニ依リ本条ノ税率ヲ定ム、戸主ト別居スル家族一人以上同居スルトキ亦同シ

第四条 所得ハ左ノ区分ニ従ヒ之ヲ算定ス

一 第一種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金、前年度繰越金及保険責任準備金ヲ控除シタルモノニ依ル、但シ第二条ニ該当スル法人ノ所得ハ、此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ営業ヨリ生スル各事業年度ノ益金ヨリ

同年度損金ヲ控除シタルモノニ依ル

二 第二種ノ所得ハ其ノ支払ヲ受クヘキ金額ニ依ル

三 第三種ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ依ル、但シ此ノ法律施行地ニ於テ支払フ受ケサル公債社債ノ利子、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル法人ヨリ受ケタル配当金、俸給、給料、手当金、割賦貸与金、歳費、年金、恩給金ハ其ノ収入額ノ予算年額ニ依リ、田畠ヨリノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ

前項第一号ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配当金、及此ノ法律施行地ニ於テ支払フ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

第五条 左ニ掲タル所得ニハ所得税ヲ課セス

一 軍人從軍中ニ係ル俸給

二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給

三 旅費学資金及法定扶養料

四 嘗利ヲ目的トセサル法人ノ所得

五 嘗利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得

六 外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資産營業又ハ職業ニ依ル所得、但シ此ノ法律施行地ニ本店ヲ有スル法人ノ所得ヲ除ク

七 此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配当金

第六条 第三種ノ所得ハ三百円ニ満タサルトキハ所得税ヲ課セス、但シ第三条第二項ノ場合ニ於テ其ノ合算額三百円ニ満ツルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七条 納稅義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ、但シ第一条ニ該當スル法人ハ各事業年度ニ

度每ニ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シ、其ノ計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第八条 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ、毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第九条 第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定シ、第三種ノ所得金額ハ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十条 稽核署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付、納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ、其ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員会ニ送付スヘシ

第十二条 各稅務署所轄内ニ所得調査委員会ヲ置ク

調査委員ノ定数ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 調査委員ハ調査委員選舉人之ヲ選舉ス

第十四条 調査委員選舉人ノ選舉区域ハ市町村ノ区域ニ依リ、東京市京都市大阪市札幌区函館区ニ在テハ区ノ区域ニ依ル

第十五条 選舉区域内ニ住居シ第八条ノ申告ヲ為シタル者ハ、調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルコトヲ得、但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 身代限ノ处分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者、及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

三 国稅滞納処分ヲ受ケタル後、箇年ヲ経ナル者

四 剥奪公權者及停止公權者

五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者

六 第四十六条ニ依リ処罰セラレタル後五年ヲ経サル者

第十五条 調査委員選舉人ノ定数ハ其ノ選舉区域ニ於ケル第八条ノ申告ヲ為シタル者十人ニ付一人トス、但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十人ニ止メ、申告者十人未滿ナルトキハ一人トス

第十六条 調査委員選舉人ノ選舉事務ハ市区町村長又ハ戸長之ヲ執行シ、調査委員ノ選舉事務ハ税務署長之ヲ執行ス

第十七条 税務署長ハ調査委員選舉人ノ選舉期日ヲ定メ、之ヲ市区町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市区町村長又ハ戸長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第十八条 選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第十九条 選舉ハ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選トス、投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り、同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ、市区町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十一条 税務署長ハ選舉期日ヲ定メ少クトモ七日前ニ公示シ、調査委員及之ト同数ノ補欠員ノ選舉ヲ行ハシムヘシ

シ

前項ノ選舉ニ關シテハ第十八条及第十九条ノ規定ヲ準用ス

第二十二条 調査委員及補欠員ノ選舉終了シタルトキハ、税務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十三条 調査委員及補欠員ニ選へレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第二十四条 調査委員ノ任期ハ満四年トシ一年毎ニ其ノ半数ヲ改選ス、但シ第一回ノ改選期ニ於テハ抽籤ヲ以テ之ノ

退任者ヲ定ム

補欠員ハ二年毎ニ之ヲ改選ス

調査委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ投票ノ數最モ多キ補欠員ヨリ順次之ヲ補充ス、但シ投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

補欠員ヨリ調査委員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

第二十五条 調査委員会ハ選クトモ毎年八月一日マテニ開会スルヲ要ス

第二十六条 調査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十七条 調査委員会ハ每年開会ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ会長ヲ選舉スヘシ

第二十八条 調査委員会ハ定員ノ過半数ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二十九条 調査委員ハ自己ノ所得金ニ關スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第三十条 八月三十一日マテニ調査委員会成立セサルカ、又ハ調査結了セサルトキハ所得金額調査未済ノ者ニ付テハ

政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一条 政府ハ調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス、仍其ノ決議ヲ不当ト認ムルトキ、又ハ再調査ニ付シタルヨリ十五日以内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第三十二条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十三条 調査委員ニハ日当及旅費ヲ支給ス

第三十四条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、納稅義務アリト認ムル者ニ對シ、其ノ所得ニ關スル事実ヲ質問スルコトヲ得

第三十五条 政府ハ第一種及第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十六条 納稅義務者政府ノ通知シタル所得金額ニ対シテ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ、政府ニ申出テ審査ヲ求ムルコトヲ得

第三十七条 前条ノ請求アリタルトキハ審査委員会ヲ開キ、其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

審査委員会ハ収稅官吏三人、調査委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

審査委員会ノ所属区域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

審査委員会ハ前条ノ申立ヲ為シタル者ニ対シ、其ノ所得ニ關スル事実ヲ質問スルコトヲ得

第三十八条 納稅義務者ハ第三十六条ノ審査ヲ求メタル場合ト雖、通知ヲ受ケタル所得金額ニ依リ稅金ヲ納ムヘシ

第三十九条 所得金額ノ決定ニ対シ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得

第四十条 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ、政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得、但シ翌年一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得

第四十一条 前条ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ所得金額ヲ査定シ、決定額三対シ四分ノ一以上ノ減損アリタルトキハ所得金額ヲ更訂ス

第四十二条 第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵収ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ額支払ノ際支払者其ノ所得稅ヲ徵収シ、其ノ都度之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ二分シ其ノ年九月及翌年三月之ヲ徵収ス、但シ納稅者納稅管理人ヲ定メシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ、其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵収スルコトヲ得

第四十三条 第四十一条ノ請求アリタルトキハ、政府ハ其ノ確定ニ至ルマテ稅金ヲ徵収ヲ猶予スルコトヲ得

第四十四条 第三種ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ以テ納稅地トシ、住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納稅地トス、但シ納稅者ハ申告シテ住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

此ノ法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ、申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第四十五条 紳士義務者納稅地ニ現住セサルトキハ、其ノ所得稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル為ニ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

第四十六条 所得金額ヲ隠蔽シテ逋稅シタル者ハ其ノ逋稅金高三倍ノ罰金ニ処ス、但自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徴シ其ノ罪ヲ問ハス

第四十七条 所得ノ調査又ハ審査ニ干与スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ、三十日以下ノ罰金ニ処ス

前項ニ依リ处罚セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

附 則

第四十八条 此ノ法律ハ明治三十二年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

第四十九条 明治二十年勅令第五号所得稅法ハ明治三十一年分所得稅限リ廢止ス

第五十条 此ノ法律ハ沖縄県小笠原島及伊豆七島ニ當分之ヲ施行セス

14、明治32年 第三種所得標準調査内訓（札幌稅務管理局）

○秘訓第一二号

稅務署

所得稅法第三条第三種三属スル所得ハ、左ノ各項ニ拠リ標準ヲ調査スヘシ

一 所得ノ標準ハ申告前ニ於テ之ヲ調査シ置キ、申告ノ当否ヲ決定スルノ資料ニ供スルモノトス

二 田畠ノ所得ハ自作地ナルトキハ収穫及石代并支出金高、貸地ナルトキハ小作料(米谷等ヲ以テスルモチ)並支出金高ノ前三ヶ年平均一反歩當リ所得ヲ以テ標準トス

三 池、沼、山林、牧場、原野ノ所得ハ、収穫物換算金高(金ハ算出ス)並支出金高ノ前三ヶ年平均一反歩當リ所得ヲ以テ標準トス、但貸地ハ現ニ貸借ニ付シタル年額ニ拠ル

四 雜種税（貸地）ノ所得ハ第三項ノ貸地ニ準シ現ニ貸借ニ付シタル年額ニ拠ル、但海產干場ニシテ海面ノ附屬セルモノ、如キハ、成ルベク計算ノ基クトコロヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

五 収穫高ハ農場又ハ小作人ノ内着実ナルモノニ就キ、収穫及小作米代金ヲ算出スヘキ石代ハ、稅務署所轄内ニ於テ取引所又ハ便宜適夷ト認ムルモノニ就キ取調フルモノトス

六 宅地（貸地）及建物（貸家）ノ所得ハ現ニ貸借ニ付シタル年額ニ拠リ、收入金高并支出金高ノ一坪當リ所得ヲ以テ標準トス、但土地建物ヲ併セテ貸借ニ付シタルモノハ各坪數ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

七 酒造、醤油造、酢造、成繭、水產物(魚等ヲ除ク)ハ一石当リ、蚕紙ノ所得ハ一枚当リ、製紙ハ一貫目当リ收入金高及支出金高ヲ取調べ、酒醤油ハ時価額、其他ハ前三ヶ年平均所得ヲ以テ標準トス、其他之三類似ノモノモ亦同

シ

八 前各項以外ノ商工業ノ所得ハ売上金高百円当リ收入金高并支出金高ノ前三ヶ年平均額ヲ取調べ、其所得ヲ以テ標準トス、但売上金高ニ依リ難キ特種ノ事由アルモノ、及商工業ニ属セサルモノノ所得ハ適宜相当ノ標準ヲ定ムルヲ要ス

九 標準ヲ定ムルニ当リテハ、營業税ニ於テ既ニ調査セルモノハ其実績ニ拠リ、其他ハ官衙公衙又ハ銀行、会社等ニ就キ、又ハ便宜ノ方法ニ拠リ成ルベク正確ヲ得ルヲ要ス

十 標準表ハ毎区町村所得ノ種類ノ異ナル毎ニ成ルベク正確ヲ得易キモノヲ選ヒ、其人員ハ強テ多數ニ涉ルヲ要セス、但土地ノ状況ニ依リ数町村ヲ通シ又ハ一区町村ヲ細別スルハ妨ケナシ

十一 所得ノ標準ハ別紙一号乃至五号書式ニ拠リ調査表ヲ製シ、毎区町村（種類別）ノ平均ヲ以テ四月廿五日迄ニ本局へ報告スヘシ、但別紙書式ハ一例ヲ示シタルニ過ギサルヲ以テ、所得ノ種類ニ応シ適宜ノ書式ニ準シ之ヲ調製スルヲ要ス

明治三十二年三月廿日

局長

[別紙書式は省略]

15、明治32年 所得稅法施行規則

(平12 札幌 9)

勅令第七十八号（官報 三月三十日）

所得稅法施行規則

第一条 所得稅法第四条第一項第三号ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキモノハ、種苗蚕種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノ飼養料、仕入品ノ原価、原料品ノ代価、場所物件ノ修繕費、其ノ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他、其ノ収入ヲ得ルニ必要ナル経費ニ限ル、但シ家事上ノ費用及之ト関連スルモノハ之ヲ控除セズ。

第二条 第三種ノ所得金額ハ申告、調査又ハ決定當時ノ現況ニ依リ、所得稅法第五条ノ所得ヲ除キ之ヲ算出スヘシ。

第三条 納稅義務アル法人ハ毎事業年度通常総会後七日以内ニ損益計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ。

第四条 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類及金額ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ。

所得稅法第三条第二項ニ依リ同居者ノ所得ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ、其ノ所得ヲ区分シ同時ニ之ヲ申告スヘシ。

第五条 所得調査委員ノ定数ハ五人トス、但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大蔵大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得。

第六条 稽務署長ハ調査委員選舉人ノ選舉前、選舉資格ヲ有スル者ノ住所氏名ヲ其ノ市区町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ。

第七条 調査委員選舉人ノ選舉ヲ執行スルトキハ、市区町村長又ハ戸長ハ其ノ選舉資格ヲ有スル者一人ヲ選任シ開票ニ立会ハシムヘシ。

第八条 調査委員ノ選舉ヲ執行スルトキハ、税務署長ハ調査委員選舉人一人ヲ選任シ開票ニ立会ハシムヘシ。

第九条 調査委員選舉人及調査委員ノ選舉ニ於テ、投票ニ記載シタル人員其ノ選舉スヘキ定数ニ超エタルトキハ、末シ。

尾ニ記載シタル人名ヲ順次棄却スヘシ。

第十一条 調査委員又ハ補欠員ヲ辞スルコトヲ得ル者ハ、税務管理局長ニ於テ已ムヲ得スト認ムヘキ事故アル者ニ限ル。

第十二条 調査委員会ノ会長出席セサルトキハ、出席シタル調査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ。

第十三条 調査委員会ノ決議ハ会長ヨリ之ヲ税務署長ニ通知スヘシ。

第十四条 稽務管理局長ハ所得稅法第九条第三十条第三十一條ニ依リ所得金額ヲ決定シ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ。

第十五条 各税務管理局所轄内ニ審査委員会ヲ置ク。
シ

第十六条 収稅官吏ヲ以テスヘキ審査委員ハ大蔵大臣之ヲ命シ、調査委員ヲ以テスヘキ審査委員ハ税務管理局所轄内ノ調査委員毎年之ヲ選舉ス。

第十七条 審査委員ノ選舉事務ハ税務管理局長之ヲ執行ス。

第十八条 審査委員ノ選舉ヲ執行セムトスルトキハ、税務管理局長選舉期日ヲ定メ所轄内調査委員ノ氏名ト共ニ之ヲ各調査委員会ニ通知スヘシ。

第十九条 選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ。

投票ハ税務管理局ニ差出スヘシ。

第二十条 稽務管理局長ハ所轄内調査委員一人ヲ選任シ開票ニ立会ハシムヘシ。

第二十一条 選舉ハ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス、投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り、同年月ナルトキハ

抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 審査委員ノ選舉終アシタルトキハ、税務管理局長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十三条 審査委員会ハ税務管理局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十四条 審査委員会ハ毎年開会ノ初三於テ審査委員中ヨリ会長ヲ選舉スヘシ

第二十五条 審査委員会ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二十六条 審査委員会ノ会長出席セサルトキハ、出席シタル審査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第二十七条 審査委員ハ自己ノ所得金ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第二十八条 税務管理局長又ハ其ノ代理官ハ審査委員会ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十九条 審査委員会ノ決議ハ会長ヨリ之ヲ税務管理局長ニ通知スヘシ

第三十条 税務管理局長ハ所得税法第三十七条第三項ニ依リ所得金額ヲ決定シ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十一条 納稅義務アル法人損益計算書ヲ提出セサルトキハ、政府其ノ損益ヲ調査シ其ノ所得金額ヲ定ム

第三十二条 所得税ハ所得税法第九条第三十条第三十一項ニ依ル決定金額ニ依リ之ヲ徵収ス

前項ノ決定金額ハ所得税法第三十七条第三十九条第四十一条ノ結果ニ依ルノ外之ヲ変更セス

第三十三条 所得税法第三条第一項ノ場合ニ於テ、同居者所得金額決定後別居スルモ所得金額決定當時ノ税率ニ依リ

其ノ年ノ所得税ヲ納ムヘシ

第三十四条 公ニ募集シタル公債社債ノ利子ヲ支払フ者ハ支払ノ際所得税金額ヲ控除スヘシ

第三十五条 嘉利ヲ目的トセサル法人ニシテ無記名ノ公債証券又ハ社債券ヲ取得シタルトキハ、其ノ発行者又ハ譲渡

人ノ証明ヲ得テ之ヲ利子支払ノ取扱所ニ通知シ其ノ所有ヲ証明スヘシ、但シ從來無記名ノ公債証券又ハ社債券ヲ所有スル者ハ、本令施行ノ際利子支払ノ取扱所ニ通知シ便宜ノ方法ニ依リ其ノ所有ヲ証明スヘシ

第三十六条 府県都市区町村其ノ他公共ノ団体若ハ組合、又ハ会社ニ於テ公債社債ノ利子ニ付所得税ヲ徵収シタルトキハ、直チニ払込書及計算書ヲ添へ之ヲ其ノ所在地ノ金庫ニ振込ムヘシ

國債利子支払ノ取扱銀行ニ於テ國債ノ利子ニ付所得税ヲ徵収シタルトキハ、大蔵大臣ノ命ニ依リ之ヲ本店所在地ノ金庫ニ振込ムヘシ

第三十七条 所得税法第四十条ノ申出アリタルトキハ、税務管理局長ハ其ノ年所得ノ実況ヲ調査シ、所得金額四分ノ一以上ノ減損アルトキハ所得金額ヲ更訂シテ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十八条 前期納稅後所得金額ノ変更ニ因リ所得税金額ヲ減シタルトキ、既納ノ税金金額以上ナルトキハ其ノ超過額ヲ還付シ、全額以下ナルトキハ後納期ニ於テ其ノ不足額ヲ徵収スヘシ

第三十九条 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者納稅地ノ税務署管轄以外ニ於テ所得ヲ取得スルトキハ、納稅地ヲ其ノ地ノ税務署ニ申告スヘシ

第四十条 納稅義務者住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得ヲ納メムストルトキ、又ハ所得税法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ、納稅地ヲ定メ其ノ地ノ税務署ニ申告スヘシ

第四十一条 納稅義務者納稅地ヲ変更ストルトキハ、其ノ旨新納稅地ノ所轄税務署ニ申告スヘシ

第四十二条 紳士者帝国外ニ住所若ハ居所ヲ移ストルトキハ、其ノ旨税務署ニ申告スヘシ

第四十三条 紳士者納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ、其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ税務署ニ申告スヘシ

16、明治32年 所得税法施行上取扱方心得

官房秘第三二六号

所得税法施行上取扱方、左ノ通心得ヘシ

第一条 第一種ノ所得ヲ算出スルトキ総益金ヨリ前年度繰越金ヲ控除スルハ、前年所得税ヲ課セラレタルモノニ再ヒ
所得税ヲ課セサルノ旨趣ニ出テタルモノナルヲ以テ、前年度ニ於ケル益金中ニ包含セラレサルモノハ之ヲ控除スル
ニ及ハサルモノトス

第二条 第三種ノ所得ヲ算出スルニハ、申告調査又ハ決定ヲ為ス時ノ現況ニ依テ各種ノ所得ヲ推定シ、所得税法第五
条ニ該当スル所得ヲ除キ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ、所得金額決定以後ニ於テ所得中第五条ニ該当スルモノヲ生
スルニ至ルモ所得金額ノ變更ヲ為スヘキモノニアラズ

但シ所得税法第五条ニ該当スルニ至リタル所得ニシテ、決定金額ノ四分ノ一以上ニ及フ場合ニ於テ、所得税法第四
十一条ニ依リ所得金額更訂ノ請求アリタルトキハ此ノ限リニアラズ

所得税法第三十六条ニ依リ審査ヲ求メタル者アル場合ニ於テ所得ヲ算出スルニハ、審査要求アル所得金額ヲ決定シ
タル時ノ現況ニ依リ算定ヲ為スモノトス

第三条 第三種ノ所得ヲ計算スル為メ總收入金額ヨリ控除スヘキ経費ハ、其ノ收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル旨趣
ナルヲ以テ、家事用ニ兼用スル場所物件ノ修繕費、借入料、公課、家事用ニ使用スル雇人ノ給料、又ハ所得ノ起因
ニアラサル負債ノ利子ノ如キハ之ヲ控除スヘカラサルモノトス

第四条 田畠ヨリノ所得ハ前三ヶ年間所得平均高ヲ以テ田畠ノ増減ニ応シ之ヲ算出スヘキモノナリト雖モ、其前三ヶ
タル時ノ現況ニ依リ算定ヲ為スモノトス

年間田畠ヨリノ所得ナキモノハ總て予算當時ノ現況ニ依リテ算出スヘキモノトス

第五条 所得金額ノ調査ヲ為スニ當テハ、各人ノ生活ノ状況等ニ依リ所得ノ全體ニ着眼シ、大体ニ於テ其所得ノ実ヲ
得ムコトヲ期スヘク、徒ラニ些細ノ点ニ閲スル計算ニ重キヲ極キ、全体ニ於テ所得実額ヲ得サル如キ調査ヲ為サ
ルヲ要ス

第六条 第三種ノ所得ニ閑スル申告書ハ所得決定ノ参考ニ過キサルヲ以テ、稅務官吏ハ申告ノ如何ニ拘ヘラス常ニ各
人ノ所得ニ注意シ、申告ニ脱漏又ハ誤記アリト認ムルトキハ、別ニ申告書ヲ訂正セシムルニ及ハス、其ノ見込ヲ以
テ所得金額ヲ調査シテ調査委員会ニ送付スヘキモノトス

第七条 土地ノ広狭、納稅者ノ多少、其ノ他特別ノ事由アリテ調査委員ノ定めヲ增減スルヲ必要トスルトキハ、事由
ヲ具シテ稟申スルモノトス

第八条 所得税法施行規則第三十二条第二項ハ、政府決定シタル所得金額ハ所得税法第三十七条第三十九条第四十一
条ノ結果ニ依ルノ外変更セサルコトヲ規定スト雖モ、左ノ場合ニ該当スルトキ其誤謬ヲ訂正スルハ妨ケナキモノト
ス

一 決定シタル所得金額カ其内訳金額ノ合計ト符合セサルトキ
二 同一ノ所得ヲ重複ニ計算シタルトキ
三 所得税法第五条ニ該当スル所得ヲ算入シタルトキ

第九条 所得税法第四十条ノ申告アリタルトキハ、其ノ年所得ノ全般ニ涉リテ実況ヲ調査シ、之ヲ決定所得金額ニ對
比シ四分ノ一以上ノ減損アルコトヲ確認シタル上、所得金額更定ノ手続ヲ為スモノトス

第十条 各税務署長ハ其ノ管轄以外ニ於テ納稅地ヲ有スルモノニシテ、其ノ管轄内ニ於テ第三種ノ所得ヲ取得スルト

キハ、其ノ所得ニ關スル事項ヲ納稅地ノ稅務署長ニ通報スルモノトス

第十一條 納稅義務者住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ申告シタルトキハ、納稅地ノ稅務署長ハ納稅義務者ノ住所又ハ居所ノ稅務署ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第十二条 納稅地変更ノ申告アリタルトキハ、稅務署長ハ旧納稅地ノ稅務署長ニ通牒シテ所得事項ノ通知ヲ求ムルモノトス、旧納稅地納稅義務者ノ住所又ハ居所以外ナルトキハ、納稅義務者ノ住所又ハ居所ノ稅務署長ニモ納稅地変更ノ通知ヲナスモノトス

右内訓ス

明治三十二年四月一日

大藏大臣伯爵 松方正義

(昭 44 関信 7-1)

17、明治32年 所得稅法取扱方心得

内訓第七号

稅務署

改正所得稅法實施ニ際シ取扱方左ノ通心得シ

- 一 従来県庁郡衙ニ於ケル本稅下調上ノ慣例等ヲ知得シ、取捨斟酌ヲ以テ事ラ課稅ノ公平ヲ期シ周到ノ調査ヲ遂ケ、苟モ通稅ノ弊ナカラシメンコトヲ期シ、円満ニ下調ヲ結了スル事
- 二 稅務署長又ハ其ノ代理者ハ各市町村役場ヲ巡回シ、本稅施行上ニ關シ厚ク市町村長ニ協議ヲ遂ケ、併セテ納稅

義務者ノ實際ヲ知悉シ以テ所得ノ申告ヲ怠リ、若ハ不実ノ申告等ナカラシムルコトヲ予期スル事

- 三 本稅ノ調査ヲ為スニ當テハ、各人ノ生活ノ状況等ニ依リ所得ノ全体ニ着眼シ、大体ニ於テ其ノ所得ノ実ヲ得ムコトヲ期シ、徒ラニ些細ノ点ニ關スル計算ニ重ラ置キ、全体ニ於テ所得ノ実額ヲ得サルカ如キ調査ヲ為サブルヲ要ス

四 近來物価ノ騰貴ト一般業況ノ進歩ニ伴フテ從來ノ納稅者ハ所得額ノ増加ヲ來スト共ニ、新タニ幾多ノ納稅義務者ヲ生スヘキハ必然ノ數ニ付、専ラ茲ニ留意シ平素見聞ノ状況及種々ノ材料ニ依リ適當ナル標準ヲ設ケ、以テ納稅義務者ヲシテ洩レナク適度ナル申告ヲ為サシムルコトヲ勧ムヘシ、但シ納稅義務者ノ申告下調標準ニ達セサルトキハ更ニ慎重ナル調査ヲ遂ケ、申告ノ脱漏又ハ誤記アリト認ムルモノハ、別ニ之ヲ訂正セシムルニ及ハス、其事由ヲ審明シ以テ下調ヲ終局スルモノトス

- 五 本稅ハ改正稅法實施ノ初年ニ付、調査委員選舉人選舉ノ事務ニ於ケル市町村ノ取扱ヲシテ錯誤ナカラシムル為メ、適宣市町村長ニ注意スルヲ要ス

右内訓ス

明治三十二年四月五日

松本稅務管理局長 飯塚忠成 国

(平15 関信 637)

18、明治32年 所得税の簿書引渡方照会

直甲第五一号ノ三

佐原税務署

所得税ニ関スル簿書引渡方ノ義ニ付、別紙写ノ通及照会候事、郵所ニ就キ便宜打合ヲ為シ簿書ノ引渡ラ受クヘシ

明治三十二年四月五日

東京税務管理局長 吉井友兄印

直甲第五一号ノ二

所得税ニ関スル簿書類引渡方ノ義ニ付、總ニ主税局長ヨリ及御照会懸タル次第モ有之候處、右ハ所得税下調台帳其他同税ニ關スル簿書中、将来参考トナルヘキモノニシテ、貴府ニ於保存ノ必要ナキモノハ、此際便宜所轄税務署へ引渡方、實管下市郡役所へ夫々御示達相成候様致度、尤モ管下税務署へモ尚都衙ニ就キ右引渡ニ關シ篤ト打合候様相達シ置候、此段御協議旁及御照会候也

明治三十二年四月五日

東京税務管理局長 吉井友兄

府県知事 殿

直甲第二二三号

本月五日直甲第五一号ノ三ヲ以テ、所得税下調台帳其他将来参考トナルヘキ簿書引受方達相成候處、三十一年以前ノ分ニシテ從軍事故ニヨリ其結果ノ付カサルモノ、又ハ三十一年以前ニ過り今後自首誤謬訂正等申出ツルモノアルモ、

連備等御處理相成度、此段依命及御通牒候也

明治三十二年四月六日

直税課長 大橋栄三郎

佐原税務署長 殿

(昭56 東京 2163)

19、明治32年 第三種所得税下調手続

内訓第一号

税務署

第三種所得税下調手続 別紙ノ通心得ヘシ

右内訓ス

明治三十二年四月二十日

松本税務管理局長 飯塚忠成印

第三種所得税下調手続

第一条 市町村中納稅義務者ト認ムルモノニ就キ、国税・県税・市町村税等ノ負担額及市町村税賦課上ニ於ケル身元等級、其ノ他各種ノ状況ニ依リ其ノ地位等級ヲ評定シ、之力等級表(第一号式)ヲ調製スヘシ

第二条 所得納稅義務者ト認ムルモノハ、所得ハ、第一条ノ等級表ニ基キ前年ノ下調等級、營業統調查等類及平素見聞セシ事項等ヲ參照シ、左ノ各号ニ依リ調査スヘシ

一 田畠ノ所得ハ各市町村若ハ大字毎ニ、平均歩反歩当收穫又ハ小作米及石代（前三ヶ年平均）ヲ調査シ、必要ノ経費ヲ控除シテ地価金百円ニ対スル所得標準率ヲ設ケ算定スルモノトス、但シ桑茶葉葡萄烟ノ如キ特殊ノモノハ、其ノ種目限標準率ヲ設クルモ妨ケナシ

二 山林原野池沼等ハ各市町村若ハ大字ニ就キ適宜ノ方法ニ依リ、一段歩當リ所得標準率ヲ設ケ算定スヘシ、但シ其ノ年立木ヲ伐採スルモノハ、更ニ其ノ売上価格ニ依リ所得ヲ算定スルモノトス

三 前各号ノ反別地価額ハ市町村役場ニ就キ取調フルモノトス

四 貸宅地及貸家ノ所得ハ各市町村若ハ大字ニ就キ土地ノ等差ニ応シ相当ノ階級ヲ立て、一坪当收入金高及必要ナル経費ヲ調査シテ所得標準率ヲ設ケ算定スルモノトス

五 酒類・醤油等製造ノ所得ハ壳石当、蚕糰ハ一枚当、繭ハ壳實自当、蠶糰ハ一捆当、製茶ハ百斤当ノ收入金高及必要ナル経費ヲ各都市又ハ町村毎ニ調査シ所得標準率ヲ設ケ算定スルモノトス

六 資産又ハ業務ヨリ生スル所得ニシテ、石數若干斤數等ニ依リ其ノ標準率ヲ設クルヲ便トスルモノハ前号ニ準拠スヘシ

七 第五号及第六号ノ外商業又ハ工業等ニ係ル所得ハ、其ノ売上若ハ收入金高百円ニ対スル純益金ヲ調査シ、所得標準率ヲ設ケ算定スルモノトス

八 貸金・預ケ金等ノ利子ハ登記所、銀行其ノ他ニ就キ取調フルモノトス、但シ信用貸借等ニ係ルモノハ適宜元金百円ニ対スル利子ヲ調査シ、所得標準率ヲ設ケ算定スルモノトス

九 各市町村若ハ大字毎ニ所得標準率ヲ區別スルノ必要ナキモノハ、一郡又ハ一稅務署管内ヲ通シテ標準率ヲ設クルモ妨ケナシ

十 債給、給料、手当金、割賦賞与金、歳賛、年金、恩給金等ハ、各其ノ所屬官衙、公署、会社等ニ照会シテ取調フルモノトス

前項所得標準率ハ稅務署管内平均額ヲ毎年五月二十日迄ニ報告（第二号式）スヘシ

第三条 所得納稅義務者他稅務署所管内ニ所得ヲ取得シ、其ノ取調上必要アルトキハ所管稅務署ニ事実ノ取調方ヲ嘱託スヘシ

第四条 第二条ノ調査ヲアシタルトキハ、之ヲ下調台帳（第三号式）ニ記入スヘシ

第五条 生活上ノ程度又ハ營業ノ状況等ニ依リ所得納稅義務者ト認メタル者ニシテ、法第八条ノ申告ヲ為サヘルモノアルトキハ、成ルヘク説諭ヲ加ヘ申告ノ手続ヲ為サンムヘシ

第六条 下調額ハ六月三十日迄ニ調査ヲアン十日以内ニ報告（第四号式）スヘシ

第七条 下調台帳ニ依リ所得金額調査書ヲ調製（第五号式）シ、調査委員会ニ送付ノ手續ヲ為スヘシ

第八条 所得税ノ調査ニ從事スルモノ署外ニアリテ取調ヲ為ストキハ、手帳ヲ携帶シ其ノ事項及日時ヲ記載スヘシ

（平15 関信 637）

20、明治32年 所得調査委員の定数増減

大蔵省令第十三号

所得稅法施行規則第五条但書ニ依リ調査委員ノ定数ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十二年四月二十日

大蔵大臣伯爵 松方正義

東京稅務管理局

幸橋稅務署所轄内	九人	四谷稅務署所轄内	九人	万世橋稅務署所轄内	九人	新大橋稅務署所轄内	九人
慶橋稅務署所轄内	九人	千葉稅務署所轄内	六人	銚子稅務署所轄内	六人	前橋稅務署所轄内	七人
高崎稅務署所轄内	六人						

京都稅務管理局

上京稅務署所轄内	九人	下京稅務署所轄内	九人	伏見稅務署所轄内	八人	周山稅務署所轄内	四人
峯山稅務署所轄内	六人	大津稅務署所轄内	七人	草津稅務署所轄内	六人	愛知川稅務署所轄内	六人
長浜稅務署所轄内	六人						

大阪稅務管理局

船場稅務署所轄内	九人	中ノ島稅務署所轄内	九人	堺稅務署所轄内	七人	奈良稅務署所轄内	七人
松山稅務署所轄内	四人	五条稅務署所轄内	四人	和歌山稅務署所轄内	七人		

橫濱稅務管理局

橫濱稅務署所轄内	九人	神奈川稅務署所轄内	六人	藤沢稅務署所轄内	六人	松田稅務署所轄内	四人
厚木稅務署所轄内	四人	中野稅務署所轄内	四人	靜岡稅務署所轄内	七人		

神戶稅務管理局

神戸稅務署所轄内	七人	三木稅務署所轄内	四人	加古川稅務署所轄内	六人	姫路稅務署所轄内	七人
佐用稅務署所轄内	四人	出石稅務署所轄内	四人				

長崎稅務管理局

長崎稅務署所轄内	七人	武生水稅務署所轄内	四人	諒原稅務署所轄内	四人	佐賀稅務署所轄内	七人

新潟稅務管理局

新潟田稅務署所轄内	六人	津川稅務署所轄内	四人	高田稅務署所轄内	六人		

宇都宮稅務管理局

宇都宮稅務署所轄内	七人	矢板稅務署所轄内	四人	水戸稅務署所轄内	七人	笠間稅務署所轄内	四人
松原稅務署所轄内	四人	鋸田稅務署所轄内	四人				

名古屋稅務管理局

名古屋稅務署所轄内	八人	小折稅務署所轄内	六人	津島稅務署所轄内	六人	足助稅務署所轄内	四人
田口稅務署所轄内	四人	新城稅務署所轄内	四人	富岡稅務署所轄内	四人	四日市稅務署所轄内	七人
津稅務署所轄内	七人	相可稅務署所轄内	四人	尾鷲稅務署所轄内	四人	岐阜稅務署所轄内	七人
高須稅務署所轄内	四人	垂井稅務署所轄内	四人	御薗稅務署所轄内	四人	高山稅務署所轄内	六人

松本稅務管理局

上田稅務署所轄内	六人	福島稅務署所轄内	四人	長野稅務署所轄内	七人	飯山稅務署所轄内	四人
甲府稅務署所轄内	七人	吉岡稅務署所轄内	六人	古川稅務署所轄内	六人	石卷稅務署所轄内	六人
仙台稅務署所轄内	六人	魚田稅務署所轄内	六人	盛岡稅務署所轄内	七人	盛稅務署所轄内	四人
大河原稅務署所轄内	六人						
久慈稅務署所轄内	四人						

仙台稅務管理局

仙台稅務署所轄内	七人						
甲府稅務署所轄内	六人						
福岡稅務署所轄内	四人						
新庄稅務署所轄内	四人						

米沢税務署所轄内 六人

郡山税務管理局

福島税務署所轄内 六人

青森税務管理局

青森税務署所轄内 七人

秋田税務管理局

秋田税務署所轄内 七人

金沢税務管理局

金沢税務署所轄内 六人

高浜税務署所轄内 四人

松江税務管理局

松江税務署所轄内 七人

鳥取税務署所轄内 七人

広島税務管理局

広島税務署所轄内 七人

英田税務署所轄内 四人

大田税務署所轄内 四人

丸龟税務管理局

丸龟税務署所轄内 七人

尾道税務署所轄内 七人

弓削税務署所轄内 四人

深川税務署所轄内 四人

岡山税務管理局

高松税務署所轄内 七人

松山税務管理局

松山税務署所轄内 七人

熊本税務管理局

熊本税務署所轄内 九人

小倉税務署所轄内 六人

鹿児島税務管理局

鹿児島税務署所轄内 七人

函館税務管理局

函館税務署所轄内 七人

根室税務管理局

紗那税務署所轄内 四人

(法令全覽)

21、明治32年 所得税法疑義問答（東京税務管理局）

凡ソ税法ノ目的ヲ達スルハ税務官ノ責務ニシテ、举措慎重三田滑三精確ナル調査ヲ遂行セサル可カラスト雖モ、若シ法文ノ解釈ニシテ其當ヲ失センカ百ノ勞苦モ終ニ徒爾タルヘシ、然シテ這般新所得税法ノ実施ニ就テハ、事創業ニ属

シ先以テ法文ノ疑義百出スヘキハ免レサル所ニシテ、此間ニ處シ田滿ナル解釈ヲ悉サンニハ、宜シク立法ノ趣旨ヲ参考シ漫ニ狹義ニ失セス広義ニ流レ、以テ法文ヲ活動セシムルハ税務官ノ本領ナリ、別紙問答書ハ既ニ紛起セル疑問ニ就キ解答ヲ附シタルモノニシテ局長ノ裁可ヲ経テ諸君ノ一覽ニ供ス、而シテ個ハ單ニ諸君ノ参考ニ資スルニ過キサレバ、他ニ良好ノ解釈アラハ之從フヘキハ固モリ諸君ノ自由ナリ、要スルニ問答書ハ敢テ法文ノ解釈ヲ一定セントスル趣旨ニ非サルヲ以テ、宜シク適正ノ解釈ヲ施シ以テ税法ノ目的ヲ達セラレントヲ望ム

明治三十二年四月

直 稅 課

所得税法疑義問答

問 第一条ノ住所トハ如何

答 住所トハ本籍地、寄留地ノ如何ニ拘ヘラス、民法第二十一条ノ各人ノ生活本拠地、即チ生計ノ中心点タル事實アル場所ヲ住所ト認ムルナリ、而シテ人ノ生活本拠地ハ各人ノ状況ニ就キ定ムヘキモノナリト雖モ、大体ノ標準ヲ示サハ左ノ如シ

一 法人ノ住所

主タル営業地又ハ職業地

但、官吏ハ官厅所在地、会社銀行員等ハ現住地ヲ以テ住所ト認ム

問 居所トハ如何

答 居所トハ各人ノ現在地ヲ云フ、即チ住所ト認定スル程度ニ達セサル總テノ場合ニシテ単純ノ現在地ヲ云フ、而シテ居所ハ時々輻輳スルヲ以テ、一ヶ年以上居所ヲ有スルニ非サレハ納稅ノ義務ナキモノトセリ

問 第二条ニ依テ納稅義務ヲ負フヘキ実例ヲ示セ

答 第一条ハ納稅資格ノ必要条件ヲ掲ケタルモノナレバ、前年末ニ満一年ノ居所ヲ有セサレハ本年度ノ納稅義務發生セサルカ如キモ、既ニ申告期ニ至リ満一年以上ノ居所ヲ有スルモノハ、本年度ニ於ケル全体ノ所得ヲ申告セシムルモノトス

問 第二条ニ依テ納稅義務ヲ負フヘキ実例ヲ示セ

答 第一場合 帝国内本法不施行地及外国ニ在留スルモノニシテ、帝国内本法施行地ニ資産即チ公債社債券、株券其他ノ動不動産ヲ有スルモノ

第二場合 同上ノモノニシテ外国ニ本店ヲ有シ、帝国内本法施行地ニ支店ヲ置クモノ

第三場合 仮令弁護士等カ外國ニ主タル事務所ヲ置キ、帝国内本法施行地ニ出張所ヲ置クモノ

問 第三条第二項ニ依リ別居ノ家族二人以上ノ所得ハ、何人ノ名義ニテ申告セシムルヤ

答 所得税ハ直接国税トシテ一般ノ選挙資格ニ閑スルヤ大ナリ、故ニ二人以上ノ所得ヲ合算スル場合ニ於テハ各人ノ納稅額ヲ明確ナラシムル為、各自ノ所得額ヲ内訳列記シ、内一名ノ名義ニテモ又ハ連署ニテモ適宜タルモノトス

問 第四条第一項第三号「此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケサル公債社債ノ利子」ヘ外國債ヲ含ムヤ

答 此法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケサルトハ、所得稅法施行地以外ニ於テ受ケタルトノ意ニシテ、立法者ハ重ニ外債等ヲ想像シタルモノナリ、故ニ帝国内本法施行地ニ住所屋所ヲ有シ、外國若ハ帝国内本法不施行地ニ於テ公債社債ノ利子ヲ受クルモノハ右ニ該当スルナリ

問 第四条第一項第三号「此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受ケタル配當金」トハ如何

答 本問ニ對シテハ第五条第四号「營利ヲ目的トセサル法人ノ所得」ノミ想像シタルモノトノ説ヲ為シ得ルモ、法文

ハ故ラニ所得税ヲ課セラレサルト広義ノ文字ヲ使用スルヲ以テ、外國ニ於ケル法人ヨリ受ケタル配当金ヲ含ムモノト解釈スルヲ穩當トス

問 割賦賞与金トハ如何（第四条一項三号）

答 割賦賞与金トハ銀行会社ノ如キ定款又ハ損益計算書ヲ公ニスルモノヨリ受クル賞与金ニシテ、特ニ割賦歩合ノ規定アルモノト否トヲ問ハサルナリ、故ニ定款ニ於テ予メ金額ヲ一定シタルモノモ、若シ業務ノ実況ニ依リ変動アリタルトキハ実収額ヲ以テ申告スヘキハ勿論ニシテ、例之其年四月ノ計算期ニ受ケタル金額アルトキハ之後期受クヘキ予算額ヲ合スルカ、又ハ前年七月以後ニ於テ受ケタル実収額ヲ標準トシテ見積ルモノトス

問 割賦賞与金ハ既ニ会社ニ対シ所得税賦課ゼラレタル益金ヲ賞与トシテ分賦スルモノナレハ、宛キ其金額ニ付テハ二重ニ賦課セラルルカ如シ、如何

答 租税ノ二重ナルヤ否ヤハ負税者ヨリ觀察ズベク、仮令同一金額ニシテ両三度課税セラルルモ、負税者ヲ異ニスルトキハ決シテ重税ニ非ス、即チ割賦賞与金トハ会社員ノ提供セル資本等ニ対スル賦金ニ非ス、全く会社員ノ新ナル収入ニシテ、此場合ハ会社ト納税ノ人格ヲ異ニスルヲ以テ重税ト見ルヲ得サルナリ

問 第五条第四号營利ヲ目的トセザル法人トハ如何

答 法人ニシテ營利ヲ目的トセザルモノハ、自治団体等ノ外民法第三十四条ニ依リ祭祀、宗教、慈善、學術技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ、主務管厅ノ許可ヲ得テ法人トナリタルモノヲ云フナリ

問 三十二年度ニ於テ決算ヲ為シタル法人ハ總て納税ノ義務アルカ（第七条）

答 法人ノ所得ハ各事業年度毎ニ課スルモノニシテ決算ノ遲延ハ之ヲ問フ所ニ非ス、而シテ三十二年度ニ限り特ニ注意スベキハ、例之昨年一月ヨリ十二月迄事業年度トスル法人ニシテ、本年三月ニ至リ決算ヲ為シタルモノハ損後ノ年度ニ課税セラルルモノトス

問 申告書ノ宛名ハ何人ナルヤ
答 法文ハ政府ニ申告スヘシトアリテ特定ノ官名ヲ記載セサルモ、調定権アル税務管理局長宛トスルヲ以テ妥当ナリトス、然レトモ其宛名ハ局・署長又ハ局・署名ヲ用フルモ其便宜ニ任セ妨ナキモノトス

問 外国人及女子ハ調査委員選舉人及調査委員タルノ選舉権及被選舉権ヲ有スルヤ
答 旧法ニ於テハ二十五年以上ノ男子ニ非ナレハ調査委員ノ選舉権及被選舉権ヲ有スル能ハサリシモ、新法ニ於テハ此制限ヲ除去シタルヲ以テ、第十四条ノ各項ニ触レサル以上ハ納税者ハ男女ヲ問ハス内外国人ヲ別タス、總テ選舉被選舉権ヲ有スルモノト謂ハサルヲ得サルナリ

問 稅務署長又ハ市区町村長戸長カ公示ヲ為ス方法如何
答 公示トハ一般ニ知ラシムルノ趣旨ニシテ、掲示場ニ掲示シ又ハ新聞紙ニ広告スル等、税務署長又ハ市区町村長ノ便宜ニ任ス

問 第三十二条ノ代理官トハ何人ヲ指スヤ
答 代理官トハ首席ノ属ノ指スニ非ス、又常ニ一定ノ人ヲ代理官トシテ任命シ置クノ事ニ非ス、單ニ調査委員会ニ税務署長ノ代理トシテ出席シタル官吏ヲ云フ

問 第三十四条事実ノ質問トハ召喚スルコトヲ含ムヤ

答 同条ニハ所得ニ関スル事実ヲ質問スルコトヲ得ト定メ質問ノ方法ヲ定メス、故ニ質問ノ必要アルトキハ本人ノ住所ニ就ク力或ハ税務署ニ呼出シテ質問ヲ為スコトヲ得、然レトモ召喚ニ応セサルトキハ税務署ハ強制ヲ以テ引致スルノ權能ナキヲ以テ、此場合ハ本人ノ住所ニ就キ調査スルノ外ナキナリ

問 第三十六条申出ハ二十日以内ニ書面ノ到達ヲ要スルヤ

答 同条末段ノ申出ハ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出ニタマトアリテ、二十日以内ニ書面ノ到達ヲ要スルカ、將又二十日以内ニ書面ヲ發送スレハ可ナルヤ不明ナレトモ、此等ハ納稅者ノ利益ニ解シ二十日以内ニ異議ノ意思ヲ表示スレハ可ナリトナサルヲ得ス、故ニ二十日以内ニ書面ヲ郵便ニ投シタルトキハ、仮令二十日以後ニ到達スルモ尚有効ノ申出ト見做スナリ

問 施行規則第二条申告調査又ハ決定當時ノ現況トハ如何

答 各人ノ所得ノ現況ハ麥勤常ナキヲ以テ時々ノ現況ニ依テ決定セサルヲ得ス、即チ申告後所得増加シタルトキハ申告ノ如何ニ拘ハラス調査ノ現況ニ依ルヘク、調査後或ル事情ニ依リ所得増減シタルトキハ決定當時ノ現況ニ依リ決定スヘキナリ、要之所得ト一致ゼンコトヲ期スルヲ以テ、決定ヲ為ス迄ニ各人ノ所得ニ麥勤ヲ生シタルトキハ其現況ニ依テ決定スルノ趣旨ニ外ナラズ

問 台湾ハ税法施行地ナルヤ

答 台湾ハ明治二十九年法律第六十三号ヲ以テ、将来發布スル法律ニシテ其全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムト規定セラルヲ以テ、勅令ノ發布ナキ以上ハ所得稅法ハ台灣ニ施行セラレサルモノトス、故ニ台灣ニ住所ヲ有スル官吏ノ如キハ固ヨリ納稅ノ義務ナキナリ

問 法人ノ株券中帝室御所有皇族御所有及營利ヲ目的トセサル法人ノ所有ニ属スルモノアルトキハ、法人ハ總益金ヨリ其配当額ヲ控除シ其残額ニ付テノミ納稅ノ義務アルヤ

答 第一種ノ所得ハ資本稅ノ性質ヲ有シ法人ニ課稅スルハ徵收ノ便法ニ過キスト雖モ、既ニ法文上法人ヲ以テ負稅者ト為シタル以上ハ、仮令法人組織ノ分子中免稅者ヲ含ムモ、法人ト其分子トハ人格ヲ異ニスルヲ以テ何人ノ配當額モ控除スルヲ得サルナリ

問 所得稅法ハ明治三十一年分ノ所得稅ヨリ之ヲ適用スト有之、就テハ同法第三条ノ第一種ニ属スル勸業債券ノ利子ハ目下昨年十二月ニ至ルマテノ利子ヲ支払フヘク、右ハ前期ニ對スル所得ナレハ稅金徵收ノ義ハ本年上半期ニ對スル分當七月以降支払ノ分ヨリ徵收セラルヘヤ

答 本年支払ノ分ハ徵收スルモノトス

問 所得稅法中二種ノ公債中ニハ、府県制七四条一項ニ依ル銀行其他ノ借入金、同条四項ニ依ル一時ノ借入金トモ包含セサルヤ

答 見込ノ通

問 県郡有備荒儲蓄慈惠救濟基金学校基金等ニ属スル公債社債ノ利子ニ對シテハ、所得稅法ニ依リ課稅セラレサルモノニ付、該利子受領ノ際ハ管理者ヨリ支払所ヘ其營利ノ目的ニアラサルコトヲ証明スヘキモノナルヤ

答 見込ノ通

問 県公債一月二月分月割利子三月支払フヘキモノニ對シ所得稅ヲ課シ三十一年度ニ収入スヘキヤ

答 見込ノ通

問 税法第三十条ノ調査委員会成立セサル場合ト、調査結了セサル場合ノ適例如何

答 委員会成立セサルトハ、或ル事故ノ為メ会長ヲ選舉スル能ハサルカ、若クハ或ル事故ノ為メ委員ノ多數辞任シ終

ニ委員会ヲ開ク能ハサル場合ヲ云フ、調査結了セサルトハ税務署長ハ委員会ニ所得調査書ヲ提出シタルニ拘ヘラス、委員会ニ於テ其調査決議ヲ逕延シ八月三十日ニ至リ未タ結了セサル場合ヲ云フナリ、故ニ例之ハ四月中ニ甲地ノ税務署ニ申告シ、後八月頃乙地ニ納税地ヲ変更シタルトキ、甲地ノ調査会ニ於テ未タ調査決議ヲ経ナルモノヲ直ニ乙地ニ移送スルトキハ、乙地ノ調査委員会既ニ開会後ニテ如何トモスルコト能ハサルノ虞アルヲ以テ、此等ノ場合ニ於テハ甲地ニ於テ委員会ノ決議ヲ経、所得金額ヲ決定シタル後ニ乙地ニ移送セサル可ガラサルナリ、而シテ其決定ニ対スル異議ハ甲地ニ申出テ審査ヲ求ム可キモノトス

問 三十二年後期以前ニ於テ受取ルヘキ国債証書ノ利子ヲ、事故ノ為之力払受ヲ怠リ本年ニ至リ新所得税法実施後之力払渡ラ受ケタル分ニ所得税ヲ課スルハ、前年已ニ予算ヲ以テ所得額中ニ合算シタルモノニシテハ重課ノ嫌アリ、右ハ徵收ニ及ハサルヤ

答 国債利子支払金庫ハ其所得重課ヲ識別スルノ途ナク、法文ニ依リ年期ニ閑セス其年国債利子支払ノ際一般ニ所得税ヲ徵收スルモノトス

問 稅法第一種ノ所得ハ命令ニ依リ本店所在地ノ金庫ニ払込ムヘシトアリ、之力所屬收入官吏ハ金庫所在地ノ收入官吏ヲ指スヤ、又ハ納稅人所屬ニヨルヤ

答 現金ハ本金庫ニ払込ムモ、大蔵省令第十七号第三号式ノ通知書ハ納稅人所屬ノ收入官吏ニ送付シ来レハ、同官ニ於テ整理スルモノトス

(昭44 関信 7-2)

22、「明治32年」直税に關する注意及び所得税諮詢事項（東京税務管理局）

直税

注意

世運ノ増進、共ニ租税ニ闊スル法規ハ追々改正セラレ、特ニ直接税タル地租所得税營業税等ニ閑シテハ、最近一両年ニ於テ其法律又ハ規則ヲ改正若ハ制定シ、從來ノ取扱振トハ著シク変更シタル廉モ鮮少ナラズ、且所得税營業税ノ調査ノ如キ人ノ機密ニ係ル事項ヲ調査スルモノニ在テハ、之カ主任者タル者法規ヲ解釈シテ其適用ヲ誤ラサルヲ要スルト同時ニ、措弁其宜ヲ得事局ヲ円満ニ処理スルノ機才アルヲ要スルハ亦疎々須ヒス、而シテ署長ノ任務ニ在テハ直税間税其他一般ノ庶務ヲ處理シ、彼是ニ偏セサルハ勿論ナリト雖モ、署員ニ於テハ直税ニ閑シテハ専任者ヲ置クハ必要ニシテ、時ニ間税主任ヲシテ之ニ当ラシムルカ如キハ良好ノ方法ニ非ス、如斯直税事務ニ從事スル者ハ相當ノ人才ヲ要スルニ拘ヘラス、各税務署ニ於ケル寒況ヲ察スルニ直税事務從事者ハ或ハ間税事務ニ從事スル者ニ比シ一轍ラ輸スル者ナキニ非サルヤノ感ナキニアラス、又直税事務ニ從事スルヨリモ寧ロ間税事務ニ從事スルコトヲ望ム者多キハ、今日税務官吏一般ノ状態ナルカ如キコト、自然直税事務從事者ノ比較的専任者少キト、且其人員ノ少數ナルヲ致シタルニアラスヤト思惟ス、今後直税事務二人物ヲ要スルコトハ益々其必要ヲ見ルニ至ルハ自然ノ勢ナリ、故ニ新ニ直税事務専任者ヲ養成セラル、ヨリ他ニ良法ナク、又之三次クニ報酬ヲ厚クスルハ人ヲ得ルノ一端ニモ可有之旨云々、主税局長ヨリ内牒ノ次第モ有之、依テ能ク其趣旨ヲ体シ直税事務専任者ノ養成ニ留意セラレムコトヲ望ム

注意

市町村地租名寄帳整理方ニ闕シテハ、本月直後第六八号内示ノ次第モ有之候ニ就テハ、各署右趣旨ニ依リ着々之乃実行ヲ期セラル、ヲ信ス、然レトモ事主管外ニ属スルヲ以テ其整理上ニ於ケルモ能ク其間ニ処シ、措置其宜キヲ得テ相互田熟ニ之カ完済ヲ急速ナラシムトスルハ、蓋シ容易ノ業ニ非サルハ誠ニ諒スル所ナリト雖モ、元来市町村地租名寄帳ハ直接徵租ノ基礎ニシテ、其整否ハ利害ノ繁ル所ナルハ亦多言ヲ須ヒス、從テ之カ整理ニ闕シテハ専ラ指導勝抜ノ觀念ヲ以テ機宜ノ方法ニ依リ最モ鄭重慎密ヲ主トシ、他日遺憾ナキヲ期スルト同時ニ其完済ヲ急速ナラシムル様深ク注意アランコトヲ望ム

注意三

三十一年當業税調査モ略ホ之カ終了ヲ告ケ各署ノ成績別表ノ如シ、今前年来ノ商況ヲ觀察スルニ、諸物価ノ暴騰金融必迫ノ影響ヲ受ケ商工業ハ概シテ萎靡沈静ノ姿ナリシヲ以テ、本期調査ノ結果如何ヲ顧慮シタルニ拘ヘラス之ヲ前年期ニ對照スレハ、全管計ニ於テハ四万余田ノ増額ヲ見ルニ至レリト雖モ、此增加タルヤ多クハ法人ニシテ、個人營業ニ於テハ増加セシモノ五六税務署ニ過キス、之全ク商工業不振ニ因ル結果ニ外ナラサルモ、之カ局ニ当ル者ハ常ニ商工業ノ實況ヲ觀察シ次年ニ於ケル好果ヲ収ムルコトニ注意セラレタシ、畢竟種々ノ原由アリシニ拘ヘラススク増加ヲ生シ頗ル田熟良好ナル結果ヲ見ルニ至リタルハ、是全ク各署精勤熱心其職ニ從ヒ調査ノ慎密ニ起因スルモノニシテ本職ノ大ニ満足スル所ナリ、而シテ本期調査ノ実歴ニ鑑ミ其取扱上麥改善スルノ要アリト思惟スルモノ、其他意見ノ廉アラハ之カ陳述アランコトヲ望ム

但シ、書面ヲ以テ答申スルモ可ナラン

〔別表の當業税賦課額表は省略〕

注意四

東京市ノ税務署ニ於テハ所得納税者ノ申告書ヲ速ニ纏メムコトニ苦慮シ、十五区々長ニ協議シ左ノ注意書ヲ配付セシメ良好ノ効果ヲ奏セシメントス、故ニ郡部ニ在テモ右振合ニヨリ町村ニ協議シ申告書ヲ總ムルコトニ注意アラムコトヲ望ム

所得金高申告ノ儀ハ（新設税務署正ニヨリ公報、社債ノ利子、配当金所得ハ之除キ）、四月三十日ノ期限ヲ誤フス何税務署へ直ニ御差出可相成候、尤モ当役所へ御差出ノ向ハ便宜同署へ送付方取計可申候、且ハ御届落成モ難計候得共、為念御注意申候也

但、届書式ハ從前ノ例ニテ差支ナキ由ニ候

明治三十二年 月 日

区町目番地 殿

注意五

東京市ノ税務署ニ於テハ、法第三十四条ニヨリ第三種ノ所得ニ付納税義務者ト認ムルモノニ対シ質問ヲ要スルトキハ、可成町寧ラ主トシ左ノ書面ヲ發スル管ナリ、故ニ郡部ニ於テモ質問ヲ要スルトキハ本例ニ依ラムコトヲ望ム所得税ニ關シ御尋ネ致度儀有之候矣、明 日午前後 時本達拂帶當署へ御出頭相成度候也

明治三十二年 月 日 稅務署

区町目番地 殿

注意六

施行規則第八条ニヨリ調査委員選舉開票ノ立会人ヲ選舉当日選任セントスルモ、往々嫌避差支ヲ生シタル例アリ、

故ニ選舉前其立会人ト為スヘキ人ヲ選挙シ、区町村長ヨリ本人ヘ交渉予メ承諾セシメ置ク等便宜ノ方法ヲ採り差支ナカラシメコトヲ要ス

注意七

調査委員会ニハ田舎簿ヲ製シ、開会日時及出席從事シタル委員ノ氏名ヲ錄シ、委員会進行ノ状況ト日当支給ノ用ニ供スルモノトス

直税

詰問一

追越所得税法改正ノ結果、從來府県知事郡長ノ主管タリシ権限ハ我稅務管理局ニ移リタルヲ以テ、之カ調査ハ事創業ニ属シ、苟干直接執行ノ任ニ当ル者ハ百革懷重ヲ要スルハ勿論、調査ノ精確ヲ期シ本税ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト同時ニ、官民円熟ニ良好ノ結果ヲ收メサルヘカラズ、若夫レ調査ノ正当ヲ失シ彼此ノ円滑ヲ欠クカ如キコトアラハ、所謂整厘ノ差ヘ千里ノ誤ヲ生シ其弊ヤ稅法執行上ニ障害ヲ来スノ憂ナシトセス、特ニ調査委員会ニ在テハ調査ノ機關トシテ最モ密接ノ関係ヲ有スルヲ以テ、其間ニ处シ内情ヲ欠クカ如キコトアラハ、其運転ヲ阻礙シ稅法執行上ニ影響スルコト蓋シ鮮少ナラサルヘシ、就テハ右等執行上ニ關シテ最も良ノ方法アラハ之カ意見ヲ陳述アラムコトヲ望ム

詰問二

所得稅調査權限ノ都長主管當時ニ在テハ、郡衙ハ町村ヘ照会シ所得納稅資格アリト認ムルモノノ農業所得ニ係ル見込書ヲ徵シ、以テ調査ノ材料ニ供シ来レリト聞ク、今ヤ主管ノ稅務署ニ移リタルヲ以テ、從前ノ如ク其需ニ志シ其他ニ便法アリヤ如何

詰問三

レル向妙カラシ、而シテ目下町村モ名寄帳謫製中非常ニ繁忙ナレバ、日限ヲ期シ調査ヲ依頼スル如キハ聊カ斟酌セサルヲ得ス、就テハ町村カ稅務署ノ土地台帳謄写ノ為名寄帳持參ラ機トシ町村ニ交渉ノ上之ヲ利用シ、稅務署ニ於テ凡ソ納稅資格アリト認ムル者ハ、段別地価地租ノ合計ヲ謄写シ材料ニ供セムトス、之カ實行上差支ナキヤ、又ハ他ニ便法アリヤ如何

詰問四

市及町ニ於ケル商工業ハ年々膨張シ来ルニモ拘ハラス、其商工业ヨリ生スル所得高ニ付テハ旧法実施當時ト敢テ異ナラサルモノ多々アリ、今其原由ヲ探究スルニ、近來株式銀行及諸会社ノ増加ニヨリ中以上ノ商工业家ハ競フテ株券ヲ買収スルヨリ、各人ノ所得總額ニ於テハ年々多少增加スルヲ以テ、商工业ノ所得ニ對シ訂正方ヲ論スモ容易ニ肯セサルヨリ、甲乙ニ對スル權衡著シク相違スルモ遂ニ看過シ来リタルノ感アリ、今之カ旧弊ヲ一掃セムトセハ其方法如何

詰問五

第三種ノ所得申告ハ所得決定ノ参考ニ過ギサルヲ以テ、其申告ニ脱漏又ハ誤記アリト認ムルモ別ニ申告書ヲ訂正セシメス、見込所得額ヲ調査シ委員会ヘ送付スヘシトアリ、右見込所得額ノ確実ニ調査シ得ラルル方法及之カ決議ニ

与ル調査委員ノ感觸如何

詰問六

所得税取扱手続改正ニヨリ自然下調台帳更正セラルモ、本年ハ調査期限切迫シ居ルヲ以テ、旧下調台帳ノ三十一年ノ欄ヲ基礎トシ之ニ蒐集シタル材料ヲ追記シ、又ハ訂正シ（改正税法第一種、二種三属スルモノハ朱抹ス）製用センカ、又ハ本年ヨリ新式ニ依リ調製スルヤ如何

詰問七

所得利益標準ナルモノハ各地方ニヨリ一定スルコト難シト雖モ、要スルニ製產地ニ在テハ運賃ヲ要セサルモ、之ヲ交通不便ナル山間僻地ニ運搬スルトキハ、其運賃又ハ販路ノ遠カナラサルヨリ金利等ヲ見込勢ヒ高価ニ鬻カサルヲ得サルモ、其商工業者ノ得ル収益ハ大差ナカラシ、故ニ商工業ニ於テハ東京ノ中点ヲ、酒造醤油造田畑ノ所得ハ一府三県ニ於テ各二ヶ所ノ平均額ヲ以テ別冊標準表ヲ調製セリ、仍テ本標準ヲ基礎トシ商工業ハ各地ノ状況ニ依リ参酌ヲ加ヘ、酒造醤油造田畑ハ本標準表ヲ以テ其府県ノ標準トセムトス、利益歩合ノ適否如何

（別冊各種商・工・農業利益標準表添付）〔別冊は省略〕

詰問九

所得税申告ノ状況ハ既往ノ実績ニ鑑ミルニ、期限内（四月中）届出シルモノノ総額ノ二割乃至三割ニ過キス、故ニ刻下各署ハ申告書取纏方ニ付十分ナル注意ヲ用ヒ、其期限後ニ涉ルモノ四月中ノ日付ヲ以テ任意申告セシメ受理シ居ルモノナレハ、法第十四条ノ調査委員タルヘキ資格ヲ有スルハ勿論ナリ、今之カ選舉ニ當リ施行規則第六条ヨリ選舉前選舉資格ヲ有スル者ノ権利ヲ保護シ、市区町村長ヘ通報ノ日限ヲ一定シ苦情ナカラシメムトセハ、其方法程度如何

〔詰問八、十、十一は地租關係につき省略〕

（昭44 関信 7-2）

23、「明治32年」所得調査委員名簿（東京税務管理局）

所得調査委員名簿

幸 橋

芝区新錢座町 岩見鑑造、同区車町 山田忠兵衛、同区字田川横町 西島吉五郎、麻布区山元町 矢田市兵衛、同区飯倉町 手塚長三郎、同区谷町 関根三吉、京橋区築地 一丁目 西村裕、同区靈巣島銀町二丁目 三橋甚四郎、同区三十間堀二丁目 田村藤兵衛

四 谷

麹町区紀尾井町 末吉忠晴、赤坂区仲ノ町 川島萬三郎、麹町区五番町 河内全節、四谷区北伊賀町 鈴木直藏、麹町区飯田町 高山権次郎、牛込区揚場町 升本喜兵衛、同区通寺町 田村金松、赤坂区丹後町 雜賀権造、四谷区塙町 仁科參次郎

万世橋

小石川区諏訪町 青柳三郎兵衛、本郷区本郷三丁目 摂江半兵衛、神田区富松町 鈴木善四郎、同区佐久間町 伊藤茂右衛門、小石川区大塚屋町 芳野世經、神田区鍛冶町 植田小太郎、小石川区林町 内山平三郎、本郷区本郷三丁目 浅野彦兵衛、同区菊坂町 中村平三郎

新大橋

日本橋区本材木町 渡辺治右衛門、同区南茅場町 今村清之助、深川区大和町 山田喜助、日本橋区新材木町 根村甚兵衛、同区小網町 柿沼谷藏、深川区佐賀町 篠田弥兵衛、同区東大工町 岩出惣兵衛、日本橋区堀留町 前川太郎兵衛、深川区西大工町 小野沢三郎

厩橋

下谷区南猪荷町 猪瀬美貞、浅草区淺草公園 江崎礼二、下谷区茅町 大曾政教、本所区表町 倉知義雄、下谷区阪本町 村田彦次郎、浅草区黒舟町 岩崎宗吉、本所区長岡町 金子宇兵衛、浅草区小島町 今野信隆 本所区永倉町

堤元成

淀橋

墨多摩郡内藤新宿町 石田太郎兵衛、同郡波谷村 石河年養、同郡千駄ヶ谷村 井田忠信、同郡中野村 高橋平兵衛、同郡同町 秋元平右衛門

品川

荏原郡碑金村 安藤文藏、同郡入新井村 岩井安兵衛、同郡玉川村 豊田周作、同郡品川町 鳥山梯次郎、同郡羽山村 小野藤兵衛

板橋

北豊島郡石神井村 栗原仲雄、同郡王子村 高木義範、同郡板橋町 河野栄次郎、同郡高田村 大塚藤八、同郡南千住町 佐藤茂兵衛

千住

南足立郡千住町 横尾儀六、同郡梅島村 牛込金三、同郡千住町 永野昇太郎、同郡千住町 小宮徳右衛門、同郡綾瀬村 吉田四郎平

小松川

南葛飾郡小岩村 島田弥左衛門、同郡大島村 内藤三藏、同郡船堀村 中里良平、同郡小松川村 小久保勘右衛門、同郡奥戸村 山内兼太郎

青梅

西多摩郡西多摩村 島田六助、同郡青梅町 根岸善太郎、同郡福生村 田村半十郎、同郡五日市町 内山安兵衛、同郡冰川村 木村源兵衛

八王子

南多摩郡日野町 有山彦吉、同郡忠生村 鈴木弥右衛門、同郡八王子町 吉田忠右衛門、同郡同町 関谷源兵衛、同郡同町 杉本松之輔

府中

北多摩郡砧村 西山八郎、同郡大神村 中村半左衛門、同郡府中町 竹内太左衛門、同郡同町 島田竹三郎、同郡小金井村 大久保善左衛門

浦和

北足立郡浦和町 星野平兵衛、同郡上平村 須田守三、同郡鴻巣町 長島為一郎、同郡指扇村 小山又八、同郡新田村 白石松之助

川越

入間郡柏原村 増田忠順、同郡川越町 渡辺政方、同郡仙波村 船津長喜、同郡毛呂村 斎藤小十郎、同郡坂戸町 橋本房吉

松 山

比企郡東吉見村 木村清夫、同郡松山町 鈴木源太郎、同郡大河村 野崎為慈、同郡中山村 鈴木浩一、同郡小川町 町田昌太郎

大 宮

秩父郡大宮町 新井市三郎、同郡白川村 磯田忠吉、同郡樋口村 材才作、同郡大宮町 伊古田豊三郎、同郡尾田蒔村 内田恭太郎

本 荘

児玉郡仁手村 茂木小平、同郡本莊町 松本文作、同郡賀美村 小博久衛、同郡共和村 花井孝太郎、同郡東児玉村 須永国五郎

熊 谷

大里郡御正村 柴田忠明、同郡妻沼村 茂木昌一郎、同郡八基村 橋本近、同郡熊谷町 根岸常次郎、同上 松本平蔵

忍

北埼玉郡忍町 大沢久右衛門、同郡志多見村 赤坂英之助、同郡北河原村 中村謙七郎、同郡太山村 内田牧之助、同郡騎西町 斎藤庄三郎

岩 規

南埼玉郡久喜町 橋本善兵衛、同郡潮止村 田中三郎左衛門、同郡粕壁町 山田半六、同郡若槻町 斎藤善八、同上 大河内五郎兵衛

杉 戸

北埼玉郡桜井村 関口弥五、同郡静村 柿沼唯治、同郡幸手町 秋間礼佐、同郡幸松村 田中源太郎、同郡八代村 新井愛太郎

千 葉

市原郡八幡町 市川石三、千葉郡千葉町 紅谷四郎平、同郡夷科村 仲田徹、同郡千葉町 田村吉右衛門、同郡都村

松 戸

東葛飾郡明村 大塚一雄、同郡流山町 秋元三左衛門、同郡千代田村 寺島五兵衛、同郡野田町 茂木七郎右衛門、足立吉郎右衛門、同郡千葉町 鈴木太郎吉 同郡大柏村 植草栄一

佐 倉

印旛郡中郷村 吉岡七郎兵衛、同郡佐倉町 吉田伝左衛門、同郡酒々井町 莽吉五郎、同船穂村 香取盛平、同郡本郷村 海老原善太郎

佐 原

香取郡佐原町 伊能惣之丞、同上 八木慶太郎、同郡古城村鏑木 鏑木保、同郡府馬村 繁鳩伊之吉、同郡中村 前林庄輔

銚 子

海上郡木鉢子町 田中玄蕃、同郡旭町 飯田佐次兵衛、匝瑳郡福岡町 大枝十兵衛、海上郡鉢子町 石上忠平、同郡
飯岡町 藤小左衛門、同郡鉢子町 岡本吉兵衛

東 金

山武郡東金町 内田家治之助、同郡横井町 伊藤晃敏、同郡陸岡村 牛尾閑治、同郡白里村 斎藤源太郎、同郡増穂
村 中村泰助

茂 原

長生郡水上村 近藤平六郎、同郡鶴枝村 細谷道太郎、同郡茂原町 泉沢内蔵之助、同郡土睦村 池沢波次、同郡
ノ富町 泰桓

大多喜

夷隅郡西畠村 斎藤源助、同郡中川村 藤平真平、同郡上澤村 大宮房次郎、同郡大多喜町 中村金次郎、同郡總野
村 君塚省三

木更津

君津郡幾根村 重城敏、同郡小糸村 大野保四郎、同郡木更津町 香々美儀助、同郡平岡村 吉堀賢助、同郡小糸村
勝紋次郎

北 條

安房郡北条町 秋山房次郎、同郡吾房村 小原金治、同郡館野村 小原直治、同郡東条村 鳥海清治、同郡吉尾村
永井益夫

前 橋

勢多郡芳賀村 小林源六、同郡桂萱村 村田龍司、前橋市石川町 八木始、同市細ヶ沢町 藤井新兵衛、同市紅葉分
村 鶴田正雄、勢多郡富士見村 墓野長平、前橋市片貝町 市村愛三

高 崎

群馬郡倉賀野町 水谷又十郎、同郡高崎町 関根作三郎、同郡同町 岸龜吉、同郡中川村 清水勝太郎、同郡高崎町
生沢一太郎、同郡渋川町 富野定次郎

藤 岡

多摩郡藤岡町 大戸作兵衛、同郡同町 星野兵四郎、同郡三波川村 飯塚志賀、同郡美九里村 田島定藏、同郡神川
村 宮前虎一郎

富 岡

北甘樂郡富岡町 横山辰五郎、同郡一ノ宮町 笠原太平、同郡同町 鈴木城作、同郡小野村 白石栄三郎、同郡磐戸
村 斎藤正次郎

安 中

碓氷郡安中町 小林竹七郎、同郡同町 石井伊三郎、同郡原市町 半田平次郎、同郡磯部村 萩原豊平、同郡同村
萩原鑑太郎

中 条

吾妻郡中ノ条町 田中甚平、同郡長野原町 野口茂四郎、同郡原町 新井伊二郎、同郡鬼岳村 小泉文四郎、同郡同
村 高橋源四郎

沼 田

利根郡沼田町 金子健次郎、同郡池田村 松井八十吉、同郡古馬牧村 真庭漢之助、同郡利南村 星野銀治、同郡川
田村 黒岩佐太夫

桐生

山田郡桐生町 森宗作、同上 小島遼一郎、同郡大間々町 松島四郎次、同郡毛里田村 久保田健次郎、同郡桐生町

今泉健次郎

太田

新田郡太田町 渋沢金蔵、同郡綿打村 正田盛作、同郡鳥之郷村 大島伝次郎、同郡宝泉村 落合幸次郎、同郡太田
町 本島柳翁

館林

邑楽郡館林町 正田直次郎、同郡同町 加賀美忠七、同郡同町 安楽岡善平、同郡伊奈良村 増田甚平、同郡三野谷
村 松沢織兵

伊勢崎

佐波郡伊勢崎町 下山求平、同郡富郷村 堀川登喜太、同郡玉江村 鳥田重作、同郡赤堀村 本間千代吉、同郡伊勢
町 中沢豊七

(昭44 閲信 7-2)

24、明治32年 外国人に対する税務執行心得（函館税務管理局）

明治 年月 日決裁 明治 年十二月八日発行
函局訓甲第一一〇号 明治卅二年十一月廿日立案 森山税務属 ㊞

局長 ㊞ (勝田) 司税官 ㊞ (天野) 各課長 ㊞ (北川) ㊞ (森山)

件名 外国人ニ關スル取扱心得制定ノ件

案

外国人ニ關スル税務執行心得、左ノ通相定ム

明治三十二年十二月八日

局長

税務署

外国人ニ關スル税務執行心得

第一条 税務署ハ所轄内在留外国人ノ国籍氏名職業資産等ヲ調査シ、別紙様式ニ依リ外国人調査簿ヲ調製シ置クヘシ
税務署ハ當ニ外国人ノ異動ニ注意シ、異動ノ都度前項ノ帳簿ヲ加除スヘシ

第二条 税務署ハ外国人ノ求アルトキハ懇切ニ税法ノ説明ヲ与フヘシ

第三条 税務署ハ左ノ書冊ヲ備ヘ置キ、外国人ノ求ニ応シ閲覧セシムヘシ

一 英訳又ハ仏訳諸税法

二 同上 税法摘要

三 滅訳諸税法

四 同上 税法摘要

五 申告申請二閱スル書式、但英訳ヲ付記シタルモノ

主税局報中税法三閱スル英訳及其他本局ヨリ隨時送付スル翻訳文書ハ、英仏訳及清訳ノ二冊三分類編纂シ、前項閲覧ノ便ラ因ルヘシ

第四条 外国人ヨリ提出スル申請申告書等ニシテ、時トシテ外国文ヲ用ウルコトアルモ便宜受理スルヲ妨ケス

第五条 申告申請ノ如キ事ラ事ノ処弁ラ貢トシ、徒ニ形式ニ拘泥シ無用ノ手数ヲ与ヘサルコトニ留意スルヲ要ス
總テ事務ノ取扱ハ細末ノ事故ニ拘泥セス、相當ノ見計ヒヲ以テ處理スルヲ要ス

第六条 言語文書其他ノ取扱ハ成ルヘク中庸ノ程度ニ依ルヘシ

第七条 通知書出頭要求書等ニ用ウル宛名ハ、男女ニ拘ハラス殿ノ字ヲ付シ、ミニストル、モツシユール、ヘル等ノ称呼ハ口頭ニテハ随意ナルモ、文書ニハ一切用キサルヲ要ス

第八条 外国人ノ官爵ハ日本ニ於ケル相当官爵明ナルモノハ日本語ニテ記シ、其不明ナルモノハ其國称ヲ片仮名ニテ記スヘシ

第九条 納稅告知書其他諸般ノ通知書ハ總テ日本人同様ノ例ニ依ルヘシ

外国人ノ氏名ハ片仮名ニテ記載スヘシ

前項ノ片仮名ハ外国人調査簿ニ掲記シタル一定ノモノヲ用ウヘシ

第十条 各國領事トノ往復文書ハ左ノ例ニ倣フヘシ

以畫簡啓達教候

云々

敬具

官 氏 名

某國領事／＼＼＼＼＼＼＼貴下

但、公使ニテ領事ノ職務ヲ執ルトキハ、貴下ニ代フルニ閣下ノ字ヲ用ウ、英國領事ハ大不列顛國領事、
清國ハ大清國何々ト記載シ、他ハ露國領事、伊國總領事、西國副領事等ト記載ス

各國領事ニ對シ書面ノ往復ヲ要スルトキハ、當分ノ内其旨本局へ申出ツヘシ

第十一條 外国人ニ係ル賦課物件及稅額ノ合計額ハ、各帳簿集計額ニ内書掲上スヘシ

第十二條 外国人ノ申告申請ヲ處理シ、又ハ外国人ノ來署ヲ要求シ、及ビ其他諸般ノ処分ヲナシタル場合ニ於テハ、
當分ノ内即日其概要ヲ申報スヘシ

(平1 札幌 106)

- 129 -

25、明治32～33年 所得下調査に關する通達（札幌稅務管理局）

秘訓第一五号

所得ノ調查ハ被稅者ノ申告アルト否トニ拘ハラス予テ完全ノ資料ヲ蒐集シ、賴テ以テ徵稅ノ基礎ヲ固メサルヘカラズ、
然ルニ当局管内ニ於ケル改正稅法ノ實施ハ恰モ新法実施ノ初年ト其趨勢ヲ同フシ、資料ノ蒐集其他執行上頗ル困難ノ
業ニ屬ス、開クカ如クノハ資料ノ蒐集未タ着手セサルモノアリ、被稅者ノ申告ヲ為シタルモノ亦僅少ナリト、蓋シ各
署事務紛冗ニ座シ被稅者亦稅法ノ趣旨ヲ深ク解セサルニ由ルヘシト雖モ、若シ不幸ニシテ資料ノ蒐集完全ラタキ、又

- 128 -

ハ執行ノ方法程度ニ於テ其當ヲ得サルアランカ、課税負担ノ公平ヲ失シ延テ物議ヲ醸シ終ニ輸收シ得ヘカラサルニ至ラン、故ニ之ヲ執行ノ任ニ当ルモノハ須ラク意ヲ用キル、周匝手ヲ下ス沈着ニシテ努メテ慎重ヲ加ヘ資料ノ完全ヲ得ルト共ニ、被税者ヲシテ汎ネク税法ノ趣旨ヲ徹底セシムルノ方法ヲ講シ、苟クモ脱税者ナカラシムルコトヲ期セラルヘシ、之ヲ要スルニ官衙公衙ノ交渉ヲ田滑ニシテ、以テ調查上便益ヲ得ルノ途ヲ開キ、執行官吏ヲシテ須ラク先づ法条ヲ研磨シ事ニ当リテ滞礙ナカラシメ、更ニ執行ノ方法程度ヲ授ケ推按ヲニシテ傍ラ啓發誘掖ノ任ニ当ラシムル等、此数件ニシテ実行ヲ期スルヲ得ハ、恐ラクハ完全ノ成績ヲ挙クルニ難カラサルヘシ、若シ夫レ人民ニ接スル行動等ニアリテハ、已ニ示ストコロノ服務心得ニ拵リ指導戒飾スルコトヲ怠ルヘカラズ

右内訓ス

明治三十二年四月二十九日

局長

各税務署長宛

○秘第一六号

本年所得税ハ宛モ実施ノ初年ナルヲ以テ、調査上苛察ニ涉ラス劣メテ紛擾ヲ生セシメサル様特ニ注意スヘシ右内訓ス

明治三十二年五月三日

局長

各税務署長宛

○秘訓第一七号

所得税調査方ニ就テハ既ニ内訓スル處アリシモ、仍ホ本年ハ実施ノ初年ニ係ルヲ以テ、之カ永遠ノ基礎ヲ固滿ニ確立スルノ手段方法ヲ採ラサルヘカラス、故ニ慎重ヲ旨トシ苛察ニ涉ラス精密調査ヲ要スヘキハ勿論ニ付、其署管内枢要ノ地方ヘ特ニ内密民間ヨリ下調嘱託員一名宛ヲ選定シ、専ラ所得ノ標準調査其他納稅義務者ノ実情ヲ詳述セシメ、又ハ臨機諮詢シ申告ノ當否ヲ甄別セシムル等ノ機関ニ供ヒ、依テ以テ敏速調了ヲ期スルノ計画ヲ總スヘシ、而シテ嘱託員ハ地方ニ於テ納稅義務者ノ実情ニ通曉セル者ニシテ、最平素者矣公平無私ナル者ヲ選定スルヲ要ス、若シ夫レ一朝選定ヲ怠ルトキハ実ニ拾收ヲ得ヘカラサル弊害ヲ醸シ、反テ不利益ヲ招クノ機関トナルヲ保シ難キニ付、一層注意ヲ加ヘ選定シ、其承諾ヲ得タルモノハ嘱託員ノ住所氏名ヲ直ニ報告スヘシ、尤モ地方ノ状況ヲ考察シ嘱託員ヲ設クノ必要ナク、却テ不利益ナリト認ムル向ハ其旨直ニ報告ヲ要ス

右内訓ス

明治三十二年五月八日

局長

各税務署長宛

追テ、報酬ハ日額七拾五錢ノ割合ニテ、日間以内ト心得ヘシ

○秘第二〇四号

所得ノ下調ハ相当ノ資料ニ憑リ且事実ニ就キ調査ヲ遂ケ、以テ課税ノ目的ヲ完フスルニ在リテ、而カモ其結果ハ将来課税ノ基礎トナルカ故ニ、予テ慎密ノ注意ヲ加ヘ粗漏ナキヲ期セラルヘキハ勿論ニ候得共、若シ下調ニシテ正確ヲ得サルアラン哉、縱令委員会決議ノ結果ニ於テ下調ニ対シ著シキ懸隔ヲ生スルカ如キコトアリテモ、右下調ノ不強固ナルカ為メ之レカ当否ヲ決定スル場合ニ於テ勢ヒ失当ノ決議ヲ是認シ、又ハ相当ノ決議モ尚ホ且再調査ニ付スル等ノ失

態ヲ來タスノ過チナシト謂フヲ得ス、万々二不善ニシテ如斯ナルトキハ官庁ノ調査ハ殆ント信用ヲ失墜シ、且之ヲ將來ニ伝ヘテ忌ハシキ慣例ヲ作り税法施行上妙ナカラサル障害ヲ釀スニ至ルベク被存候条、須カラク憤懣ヲ加ヘ直実ニシテ且円満ニ効果ヲ收ムルノ措置ニ出于、殊ニ委員会開会中ハ努メテ貴官御出席ノ上適應ナク説明ヲ与フル等要ス、下調ノ目的ヲ空フセシメサル様精々御注意相成度

右依命申進候也

明治三十二年七月十一日

直税課長

各税務署長宛

○秘訓第一三号

所得ノ下調ヘ最モ緻密ヲ要スル固ヨリ直税課長タスト雖トモ、熟々前年ノ実績ニ徴スルニ、或ハ重複ノ決定ヲ為シタルモノアリ、或ハ決定ヲ済シタルモノアリ、為メニ異議ノ申立ヲ為スニ至ラシメ、又ハ納稅資格アルモノニシテ課税シ得ラレサリシモノ等認出スルニ至レリ、惟フニ前年ノ如キハ恰モ新法実施ノ初年ト趨勢ヲ同フセシヲ以テ、被税者ノ税法ヲ了解セサルモノ多カリシト、資料ノ蒐集ニ困難ナリシトハ其原因ナルベシト雖トモ、要スルニ下調ノ不完全ナルノ致ストコロト請ハサルヘカラス、左レハ本年ニ於テハ須ラク前年ノ実績ニ鑑ミ、現今ノ状況ニ察シ適當ノ方法ヲ採リ飽透緻密ヲ加ヘ以テ徵稅ノ基礎ヲ固ムルヲ要ス、其申告及下調進行ノ状況並前年ニ対スル増減見込等ハ隨時報告セラルベシ

右内訓ス

明治三十三年四月二十八日

局長

各税務署長宛

(平12 札幌 9)

26、明治33年 外国人に関する所得税取扱方心得 (東京税務管理局)

直第三一六号

本年度所得税調査二関シ署長招集ニモ可相成哉否ニ付御問合ノ向モ有之候得共、本税調査方法等ニ付テハ既ニ前回御会同ノ節協議相成タル次第モ有之候義ニ付、此際ハ殊ニ召集不相成都合ニ有之候条、右ニ御了知有之度候、而シテ外国人ニ關スル本税執行方ニ付テハ、別紙取扱心得ニ依リ御処理相成度、然レトモ若シ之カ執行ニ際シ反対ノ意見ヲ有スル者有之候節ハ、強テ承服セシムルニ及ハス候条、其場合ニ於テハ該外国人ノ国籍、宗教ノ名称、宣教師ノ人名等ヲ具シ、速ニ其ノ顕示御申報可有之、依命此段及通牒候也

明治三十三年四月十七日

直税課長 大橋栄三

佐原税務署長 荒巻忠英殿

外国人ニ關スル三十三年分所得税取扱方心得

- 一、署内外国人ノ異動ヲ精確ニ取調ブルコト
- 二、ラブサーベーション未配付ノ者ニハ之ヲ交付スルコト
- 三、營業税ヲ納ムル者及官公衙学校諸会社私人等ニ雇ハレ俸給手当等ヲ受クル者ニシテ、納稅義務アルコトノ一覧シ

テ明了ナルモノニハ、適當ノ時期ヲ見計ヒ申告用紙ヲ配付スルコト

四、各国公使及其屬員並ニ條約ノ定ムル所ニ從ヒ所得税ヲ納ムル義務免除セラレタル領事官等ハ特ニ注意ヲ要ス

五、外國宣教師ハ概シテ納稅義務者トナルヘキモ、各人ニ付キ能ク左ノ各項ヲ取調フルコト

甲 宣教師所属ノ伝道会社ヨリ受取ル金額ハ、全ク自己ノ俸給又ハ家賃生計ノ為ニスルモノナルヤ

乙 前項ノ金額中ヨリ伝道ノ為メ日本人ヲ雇ヒ入レ、其給料トシテ支払ヒ又ハ自己ノ管理スル教會所ノ家賃其他直

接教會所ニ闇スル諸経費ヲ支払フモノアリヤ

丙 前二項ニ依ラス予メ一定ノ金額ヲ受取ラス、自己及ヒ家族ノ生計費及教會所ニ闇スル諸経費ヲ支払ノ法三依

リ受取ルモノアリヤ

丁 宗教ニ闇スル學校ヲ管理スルモノニアリテハ、學校経費ノ支払ト宣教師自身ニ闇スルモノトノ区分

六、要スルニ前項宣教師ノ所得ニ課稅スルト否トノ區別ハ

一、日本ニ於テ彼等カ受取ル金額ニシテ、自己ノ計算ニテ自己及家族ノ生計其他ニ支払フヘキ性質ノモノハ課稅シ

二、學校教会等直接伝道ノ目的ニ使用スル為メ受取ル金額ハ、營利ヲ目的トセサル外國傳道會社ノ経費トシテ支払

フモノアルヲ以テ課稅セス

(昭56 東京 2113)

明治三十四年第三種所得決定区分表		(東京税務管理局)	
申告ノ階決定	申告ニ比シ地決定	同上該決定	總額
人員	稅額	人員	稅額
申告ノ階決定	申告ノモノ決定	總額	
人員	稅額	人員	總額
(備考 総額ハ実數ニシテ他ハ参考ナリ、○印ハ歩合)			

熊谷	本庄	大藏	松浦	川越	八王子	新宿	横濱	中野	和田	中華	横川	千住	板橋	淀橋	品川	堀川	新大崎	万世橋	四谷	等々室
〇、五八	〇、三五	六、一七	一、四八	〇、七〇	六、二〇	七、二〇	一、四八	九、九七	一、五九	〇、〇九	一、三八	一、五九	三、〇七	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	七、六三	八、〇五	七、〇五
三、一二	二、一一	一、二二	一、一〇																	
二、一〇	一、一〇																			
〇、〇三																				
〇、〇三																				
〇、七一																				
〇、七一																				
〇、四一																				
一、〇三九																				
四、六九	一、一六																			
〇、四六	一、〇三九																			
八、〇九一																				
八、〇九一																				
八、〇九一																				
八、〇九一																				
八、〇九一																				
八、〇九一																				

第四条 税務署長ハ予メ委員中ヨリ所得税調査主任ヲ定メ、各委員調査ニ係ル事項ノ取締メ及其它内部ノ整理ニ從事セシメ以テ調査ノ完全ヲ期スヘシ

前項調査主任ヲ定メタルトキハ付属員ノ氏名ト共ニ之ヲ申報スヘシ

第五条 税務署長ハ必要ニ応シ所得税下調査委員ノ外、便宜民情ニ適既セルモノノ若干名ヲ選ミ、之ニ所得調査ノ一部ヲ嘱託スルコトヲ得

前項嘱託員ニハ正実ナルモノヲ選ミ、其者ノ職業住所氏名及報酬ヲ給スルトキハ其給額ヲ嘱託ノ時々申報スヘシ

第六条 税務署長、所得税下調査委員、及付属員等ハ平素常ニ百般ノ事物ニ對シ注意ヲ怠ラズ、所得調査ノ資料タルヘキモノハ得ルニ從テ之ヲ蒐集シ分類編綴シ置クヘシ

第七条 所得ノ調査ニ關シテハ厳ニ秘密ヲ守リ當局者ノ外決シテ他ニ漏洩スカラズ、但所得者ノ求メニ依リ其本人ノ事項ヲ示スハ此ノ限りニ在ラズ

第二章 所得調査

第一節 資料蒐集

第八条 税務署長ハ予メ第一号乃至第三号様式ノ所得調査簿ヲ設備シ、各種所得ニ就キ資料ヲ得ルニ從ヒ之ニ登載シ、以テ本税調査ノ基礎ト為スヘシ

第九条 税務署長ハ第四号様式ノ貸家台帳ヲ設備シ本税調査ノ用ニ供スヘシ、但シ区役所及町村戸長役場等ニ於テ未タ家屋台帳ノ設備ナキ地方ニ在テハ、之力設備ニ至ル迄本簿ノ設備ヲ為サヘルコトヲ得

商工業其他ノ營業者名簿ニシテ必要ト認ムルモノハ之力設備ヲ為スコトヲ得

第十条 第一種所得調査ニ關スル資料ハ大凡ソ左ノ方法ニヨリ蒐集スヘシ

第十二条 第二種所得調査ニ關スル起債年月、金額、利率、償還方法及起債者氏名等ハ、登記簿又ハ官報、新聞紙等ノ広告ニヨリ調査スルモノトス

第十三条 第三種所得調査ニ關スル資料ハ大凡ソ左ノ方法ニヨリ蒐集スヘシ
一 法人ノ設立、資本ノ増減、解散、其他ノ事故ハ登記簿又ハ官報及新聞紙等ノ広告ニ拠ル
一 事業年度ノ損益計算ノ有無等ハ新聞紙広告其他便宜ノ方法ニ拠ル

第十四条 第一種所得納稅者ニ異動ヲ生シタルトキハ、其時々第一種所得調査簿ノ加除ヲアシ、直チニ其異動事項ヲ申報スヘシ

第十五条 第二種所得調査ニ關スル起債年月、金額、利率、償還方法及起債者氏名等ハ、登記簿又ハ官報、新聞紙等ノ広告ニヨリ調査スルモノトス

第十六条 第三種所得調査ニ關スル資料ハ大凡ソ左ノ方法ニヨリ蒐集スヘシ
一 田、畠、小作、自作地及貸付宅地、原野、牧場、池沼、雜種地等ノ段別ハ所轄区役所、町村戸長役場等ニ就キ調査スルモノトス

一 恩給及貯蓄年金額等ハ道府ニ就キ調査スルモノトス

一 官公吏、会社員、學校教職員等ニ係ル俸給及手当金ハ、当該官公署、學校、会社等ニ就キ調査スルモノトス

一 芸妓妓女及貸座敷業者ノ收入金、并ニ旅人宿業者ノ宿泊客数等ハ警察署及見番所等ニ就キ取調フルモノトス

一 国税ヲ賦課セサル諸營業ニ對スル売上、資本、諸負債金及從業者等ハ、地方税ヲ賦課セルモノニ在テハ其資料、若シ賦課セサルモノハ適宜ノ方法ニヨリ調査スヘク、又或業体中組合等ノ設ケアルモノハ如キハ、可成該組合ニ就キ調査スルヲ要ス

一 酒類、醤油、亮葉等ノ製造業、并ニ茲業其他國税ヲ賦課セラレタル諸營業ニ在テハ、税務署ノ諸帳簿ニ就キ調査ス

查スルモノトス

前項各号中ニ掲ケサル各種所得ニ在テハ、可成確実ヲ得ヘキ便宜ノ方法ニヨリ調査スルモノトス

第十四条 葦集セル資料中他管内納税者ニ係ルモノハ、第五号乃至第九号様式ニヨリ第六号様式ノ送付書ヲ添付シ、

毎年六月十五日迄ニ其地税務署長ニ通報スヘシ、但シ同日以后葦集ニ係ル資料ハ其時々通報スルモノトス

第二節 標準調査

第十五条 前節ノ規定ニ基キ葦集セル第三種所得資料ニ對スル所得標準ノ調査ハ、大概不左ノ例ニ拠リ同種類所得者中着実ト認メ得ヘキモノノ内ヨリ二三人ヲ選ミ、其者ノ承諾ヲ得テ実地模範調査ヲ為シ、得タル平均額ヲ以テ定ムルモノトス

田畠ノ所得ハ自作地、小作地ヲ問ハス郡内ヲ教等三分チ、各等中前三ヶ年間ニ得タル収穫物数量ヲ各年ニ於ケル収穫時期(自作地)、又ハ収穫米支払時期(小作地)ノ其平均価格ニ換算シ、此内ヨリ各年ノ必要経費ヲ控除シ残額ヲ平均シ毫段歩當リヲ以テ標準ヲ定ム

池沼、原野、牧場、雜種地等ニ於ケル所得ノ標準モ前項ニ準シ前年所得ノ例ヲ以テ定ム

物品販売業ハ前年中ノ売上金ヨリ原料品代価及必要経費ヲ控除シタル残額ヲ売上金ニテ案分シタル高ヲ標準ス

金錢井ニ物品貸付業及倉庫業ハ前年中ノ收入金ヨリ必要経費ヲ控除セル残額ヲ、金錢及物品貸付業ニ在テハ運輸資本金、倉庫業ニ在テハ物資本金ヲ以テ案分シタル高ヲ標準トス

各種ノ製造及運送、印刷、写真業等ニ在テハ、前年中ニ於ケル收入金ヨリ必要経費ヲ控除シタル残額ヲ一分シ、

一半ハ物資本金一半ハ從業者ニテ案分シタルニノ高ヲ標準トス

料理店及席賣業ハ前年中ノ收入金ヨリ必要経費ヲ控除シタル残額ヲ一分シ、一半ハ建物賃貸価格一半ハ從業者

ニテ案分シタルニノ高ヲ標準トス

一 土木請負、労力請負ノ二業ハ前年中ノ請負金額、公ナル周旋、代弁、仲買、仲立ノ四業ハ前年中得タル報償金額中ヨリ各其必要経費ヲ控除シタル残額ヲ、請負金若クハ報償金ニテ案分シタル高ヲ標準トス

一 酒類、醤油ハ前年中ノ生産物ヲ前年中ノ平均価格ニ換算シ、其内ヨリ必要経費ヲ控除シタル残額ヲ造石数ニテ案分シタル商ヲ標準トス

一 借宅地及貸家ハ郡内ヲ教等三分チ、各等中前年中得タル借料ヨリ必要経費ヲ控除シタル残額ヲ、各其坪數ニテ案分シタル高ヲ標準トス

一 漁業及登記貸金所得等更収額ニヨルヘキモノニ在テハ、唯收入金ニ對スル控除金ノ奉合ヲ調査スヘキモノトス

一 旅人宿業、医師、産婆、弁護士、公証人、湯屋、理髮業及芸娼妓、其他ノ所得ハ前各項ノ例ニ準シ、患者取扱數、客數又ハ從業者等適宜ノ方法ヲ基本トシ以テ標準ヲ定ムモノトス

第十六条 稅務署長ハ第三種所得標準ノ調査ヲシタル場合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ、予メ標準歩合ニ對スル調査委員ノ意向ヲ確ムルコトヲ得

第十七条 稅務署長ハ前各条ニヨリ第三種所得標準ヲ定メタルトキハ、第一号様式ニ依リ毎年五月十日限り申報シ局長ノ承認ヲ受クヘシ

第十八条 局長ノ承認ヲ經タル標準ハ已ムヲ得サル事情ニヨリ斟酌ヲ必要トル場合ヲ除クノ外、實際ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス

前項已ムヲ得サル事情ニヨリ異ナリタル標準ニ拠リタル場合ニ於テハ、所得調査簿備考欄ニ於テ其事蹟ヲ明瞭ニス
/
シ

第三節 申告

第十九条 税務署長ハ、納稅義務アル法人ヨリ事業年度ノ終リニ於テ損益計算書ヲ提出シタルトキハ、予テ蒐集セル資料ニ照シ其當否ヲ査覈スルモノトス

第二十条 第一種所得納稅義務者ヨリ提出ゼル損益計算書中不相当ノ廉ヲ認メタルカ、又ハ納稅義務者ニシテ事業年度ヲ経過スルモ尙ホ損益計算書ヲ提出セサルモノアリタルトキハ、税務署長ハ之ヲ訂正方又ハ提出方ヲ注意スヘシ前項ノ注意ヲ与フルモ尙ホ損益計算書ノ訂正ニ応セサルカ、又ハ損益計算書ヲ提出セサルトキハ、税務署長ハ意見ヲ詳具シ稟議スヘシ

第二十一条 税務署長ハ第三種所得納稅義務アリト認メ得ベキモノニ対シ、毎年申告期日前ニ第十二号様式ノ申告注意書ヲ発スルモノトス

第二十二条 税務署長ハ所得納稅義務者ヨリ所得ノ申告ヲ受ケタルトキハ、所得調査簿ニ其事項ヲ登記ノ上更ニ調査額ト対査シ、掛取ヲ要スト認ムルモノハ調査額ヲ訂正スヘシ

第二十三条 所得納稅義務者其住所居所以外ノ地ニ於テ納稅ヲ申告シタルモノアルトキハ、税務署長ハ第十三号様式ニヨリ納稅地ノ税務署長ニ其旨通報スヘシ

第二十四条 税務署長ハ所得納稅義務者ヨリ納稅地変更ノ申告ヲ受ケタルトキハ、第十四号様式ニヨリ旧納稅地ノ税務署長ニ通知シ所得事項ノ通報ヲ求ムヘシ

第二十五条 所得納稅義務者納稅地変更ノ為メ所得事項ノ通報ヲ求メラレタル場合ニ於テハ、税務署長ハ第十五号様式ニヨリ其所得事項ヲ通報スヘシ

第二十六条 每年七月ノ初ヨリ所得金額決定ニ至ル迄ノ間ハ、納稅義務者ヨリ納稅地変更ノ申告ヲ為スモ税務署長ハ納

稅地ノ変更ヲ為サヘルモノト看做シ、所得金額決定ノ手続ヲ為シタル後更ニ通常ノ例ニ従ヒ、其所得事項ヲ新納稅地税務署長ニ通報スヘシ

第二十七条 稅務施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサル所得納稅義務者ニシテ、納稅地ノ申告ヲ為サヘルモノアルトキハ、税務署長ハ第十六号様式ニヨリ納稅地ノ指定ヲ為スヘシ

第二十八条 税務署長ハ其管内ニ本籍ヲ有セサル納稅義務者ニシテ、税法第八条ノ申告ヲ為サヘルモノニ対シ所得ノ決定ヲ為サントスルトキハ、予メ本籍地ノ税務署長ニ其旨通知スルモノトス

第二十九条 税務署長ハ毎年四月三十日ノ現在ニヨリ、第十七号様式ノ第三種所得税予算額表ヲ調製シ五月十日迄ニ申報スヘシ、四月三十日以降予算額ニ変更ヲ生シタル時ハ其時々第十七号様式ニ準シ申報スヘシ

第四節 調査委員選挙

第三十条 税務署長ハ調査委員選挙人及調査委員選挙前、税法第八条ノ申告ニヨリ第十八号様式ノ資格者名簿ヲ調製スヘシ

第三十一条 調査委員選挙人ノ選挙ハ五月二十日迄ニ、調査委員及補欠員ノ選挙ハ六月十日迄ニ之ヲ執行スヘシ前項ノ期日確定シタルトキハ其時々申報スヘシ

第三十二条 税務署長ハ調査委員選挙人選挙期日ヲ定メ、選挙人ノ定数及選舉資格ヲ有スルモノ、住所氏名ト共ニ、選舉期日十五日前ニ第十九号及第二十号様式ニ掲リ区役所町村戸長役場ニ通知スヘシ

第三十三条 税務署長ハ区役所町村戸長役場ヨリ当選者ノ通報ヲ受ケタルトキハ、第十八号様式ノ資格者名簿ニ登記シ、選挙人当選者ヲ明カニシ第十七条ノ資格者名簿ニ用スルモノトス

第三十四条 税務署長ハ税法第二十二条依リ調査委員又ハ補欠員ノ選挙ヲ執行セントスルトキハ、第廿一号様式ニ

ヨリ選舉日時、会場、投票函閉鎖時刻及被選舉資格者名簿ハ税務署ニ備付アルコト、並ニ選舉スヘキ定期ヲ税務署及区役所、町村戸長役場ノ掲示場其他便宜ノ方法ニヨリ之ヲ公示スヘシ

第三十五条 税務署長ハ施行規則第八条ニ拠リ予メ開票立会人ヲ選任シ、第二十二号様式ニヨリ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第三十六条 調査委員及ヒ補欠員選舉会場ハ税務署ヲ以テ之ニ充ツ、但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ局長ヘ稟議上他二会場ヲ定ムルコトヲ得

第三十七条 税務署長ハ選舉ヲ執行スル為メ予メ会場ニ錠ヲ付シタル投票函及選舉録点数簿、并ニ選舉人及被選舉人資格名簿ヲ備置クヘシ

第三十八条 税務署長ハ予メ投票函ノ空虚ナル事ヲ立会人ニ示シ其面前ニ於ア錠ヲ卸シ、錠ハ開票立会人ヲシテ保管セシムヘシ

第三十九条 投票ハ調査委員及補欠員ヲ別記セシムルモノトス

第四十条 投票ハ到着ノ順序ニ従ヒ税務署長ニ於ア其住所氏名ヲ選舉人名簿ニ対照シ、選舉人ヲシテ投票函ニ投入セシムヘシ

第四十一条 選舉人中文字ヲ書スル能ハサンモノアルトキハ、税務署長ハ係員ヲシテ代書セシメ、之ヲ本人ニ読み聞カセ捺印ノ上各本人ヲシテ投票函ニ投入セシムヘシ

第四十二条 選舉投票ハ郵便又ハ使者ヲ以テ為スコトヲ得

第四十三条 郵便ニ依ル投票ハ税務署長ニ於テ受取り、開票立会人ノ面前ニ於テ投票函ニ投入セシムヘシ
使者ニ依ル投票ハ使者ヲシテ投票函ニ投入セシムヘシ

第四十四条 投票函ハ閉鎖后五分ノ後開票立会人ノ面前ニ於テ税務署長開函シ、逐次投票ヲ披キ之ヲ点検朗読シテ被選人ノ得点数ヲ点数簿ニ記入スヘシ

第四十五条 左ノ投票ハ無効トス、但シ無効ノ事項ニシテ一部ニ係ルモノハ其一部ヲ無効トス

一 投票者ノ氏名記載ナキモノ

一 投票者ノ捺印ナキモノ

一 選被選人ノ氏名ヲ読み能ハサルモノ

一 投票中塗抹改竄ヲ加ヘタルモノニシテ該ケ所ニ捺印ナキモノ

第四十六条 投票ニ就キ疑義ノ廉アルトキハ、税務署長ハ開票立会人ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第四十七条 得点数ノ記入ヲ終リタルトキハ其結果ヲ朗読シ当選者ヲ定ムヘシ

第四十八条 選舉ニ關スル顛末ハ總テ選舉録ニ記載シ之ヲ立会人ニ示ス、末尾ニ税務署長ハ開票立会人ト共ニ署名捺印スヘシ

第四十九条 選舉録ニ記載ラ要スヘキ事項大概ネ左ノ如シ

一 選舉会日時場所

二 税務署長ノ官氏名

三 開票立会人住居所及氏名

四 投票函閉鎖時刻

五 投票ノ総数

六 各被選舉人ノ得点数

- 七 指標ヲ無効トセルモノアルトキハ其事由及票数
八 当選人ノ住居所氏名、若シ直チニ其當選者ヲ定メ難キモノニ在テハ其事由
九 選舉会閉会時刻
- 前各号ニ記載セサル事項ト雖モ、稅務署長又ハ開票立会人ニ於テ必要ト認メタル事項ハ總テ記載スルモノトス
第五十条 投票ハ選挙録及点数簿ト共ニ一括ニ整理シ三ヶ月間保存ヲ要ス
第五十一条 一人ニシテ同時ニ調査委員及補欠員ニ当選セルモノアルトキハ、之ヲ調査委員トシ便宜次第者ヲ以テ補
欠員ノ當選者ト定ムヘシ
第五十二条 稅務署長ハ第廿三号様式ニヨリ調査委員及補欠員名簿ヲ調製シ置キ、異動ノ時々加除訂正スルモノトス
第五十三条 稅務署長ハ調査委員及補欠員當選者ニ第廿四号様式ノ通知ヲ為シ、同時第廿五号様式ニヨリ其氏名ヲ稅
務署及区役所町村戸長役場ノ掲示場ニ公示スヘシ
第五十四条 調査委員ニ欠員ヲ生シ税法第廿四条ニ拠リ之カ補欠ヲ為シタルトキハ、前条ニ準シ取扱ヲ為スヘシ
第五十五条 調査委員又ハ補欠員其選ヲ辞セントスルトキハ、稅務署長ハ事実ヲ詳悉セル書面ヲ徵シ意見書ヲ付シ進
達スヘシ
第五十六条 調査委員及補欠員ノ當選者并ニ第五十五条ニ拠リ補充ヲ為シタルモノハ住居所氏名及生年月等ハ其時々
之ヲ申報スヘシ

第五節 調査委員会

- 第五十七条 調査委員会場ハ稅務署ヲ以テ之ニ充ツ、但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ裏議ノ上他ニ会場ヲ定ムルコ
トヲ得

- 第五十八条 調査委員会ハ毎年七月十日より同三十日迄ノ間ニ於テ開会シ、其期日及開会見込日数等ハ其時々申報ス
ヘシ
第五十九条 稅務署長ハ予メ調査委員会開会期日ヲ定メ、期日七日前ニ第廿六号様式ニヨリ各調査委員ニ通知ヲ發ス
ヘシ、但シ調査委員ノ所在遠隔セルカ又ハ其他ノ事情ニヨリ通知書遅着ノ虞アル場合ニ在テハ、右期日ニ拘ハラズ
通知ヲ為シ、又ハ便宜ノ方法ニヨリ通知スルモノトス
第六十条 稅務署長ハ第三種所得ノ下調査ヲアシタルトキハ、第三種所得調査簿ノ結果ニヨリ第廿七号様式ノ調査書
ヲ作リ調査委員全ニ送付スヘシ
第六十一条 調査委員会ノ議ハ係員ヲシテ之ヲ筆記セシムルコトヲ要ス
第六十二条 調査委員会筆記録ニ登載ヲ要スヘキ事項大概ネ左ノ如シ
一 開会シタル日時場所
二 出席者氏名
三 会長当選者氏名
四 議事ノ概況
但、調査委員会ニ於テ稅務署調査額ニ更訂ヲ加ヘタルモノアルトキハ、其所得ノ種類及金額ヲ詳記スルヲ要
ス

- 前項筆記録ニハ議事ノ終リニ於テ会長ノ署名捺印ヲ求ムヘシ
第六十三条 調査委員会ヲ開キタルトキハ会長当選者ノ氏名ト共ニ其眞報告シ、其後議事ノ情況ハ時々之ヲ申報ス
シ、但特殊ノ事情アリタル場合ニハ遲滞ナク申報スルコトヲ要ス

第六十四条 調査委員会閉会ヲ告ケタルトキハ税務署長ハ直チニ申報スヘシ

第六十五条 施行規則第十二条ニ拠ル決議通知書ハ可成第十八号様式ニ依ラシムヘシ

第六十六条 税法第三十一条ニヨル再調査ニ付スル手続ハ、總テ本節ノ規定ヲ準用ス

第六節 再調査

第六十七条 税務署長ハ税法第三十一条ニ拠リ調査委員会ノ決議ヲ不当トシ、再調査ニ付シ又ハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定セントスル場合ニハ予メ事由ヲ詳具シ稟議スヘシ

第六十八条 調査委員会ノ決議ヲ不当トシ再調査ニ付スルヲ得ヘキ場合ハ、大概ネ左ノ如シ

一 各種所得ニ対シ故ナク非常ノ削減ヲ加ヘタル場合

二 調査委員不当ノ決議ヲ為シ納稅者ノ公平ヲ維持シ難キ場合

第七節 決定及通知

第六十九条 所得金額ノ決定ヲ為シタルトキハ、税務署長ハ第廿九号様式ニヨリ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第七十条 税務署長ハ納稅義務者ニ所得金額決定ノ通知ヲ為シタルトキハ、便宜ノ方法ニヨリ交付月日ヲ調査シ置クシ

第七十一条 税務署長ハ第一種所得ニ就キ損益計算書ノ調査ヲアンタルトキ、又ハ第二十条ニヨリ局長ノ処分指揮ヲ受ケタルトキハ直チニ決定ノ手続ヲ為スヘシ

第七十二条 税務署長ハ第三種所得ニ就キ調査委員会長ヨリ決議通知ヲ受ケタルトキハ、其當否ヲ調査シ相当ト認メタルモノハ直チニ決定ノ手続ヲ為スヘシ

第七十三条 税法第三十条及第三十一条後段ノ規定ニヨリ政府ニ於テ直チニ所得金額ノ決定ヲ要スルモノハ、其事由

及所得金額算出ノ基拠ヲ詳具シ局長ノ指揮ヲ受クヘシ

第七十四条 税務署長ハ税法第九条第二項ニヨリ、調査委員会閉会後所得金額ノ申告ヲ為シタルモノアルトキハ、其当否ヲ査覈シ決定ノ手続ヲ為スヘシ

第七十五条 税務署長ニ於テ所得金額ノ決定ヲ為シタルトキハ、第一種所得ニ付キテハ第三拾号様式、第三種所得ニ付キテハ第三十一号及第三十二号様式ノ報告書ヲ作リ、決定後十五日以内ニ其署ヲ發送スヘシ

前項ノ外第一種及第二種所得ニ就テハ毎年度ヲ二期三分チ、前期自四月一日起至九月三十日止決定ニ対シテハ四月五日限り第三十三号様式ノ報告書ヲ提出スヘシ

第八節 重複決定取消

第七十六条 税務署長ハ税法第四十三条ノ二ノ重複決定アリタル場合ニ於テ、之力取消ヲ要スルモノハ直ニ取消ノ処分ヲ為シ、第三十四号様式ニ拠リ本人ニ通知スヘシ

前項ノ处分ヲアシタルトキハ其旨納稅地税務署長ヘモ通報スルモノトス

第七十七条 税務署長前条ノ处分ヲアシタルトキハ、其々事由ヲ具シ取消シタル人員所得金額及税額ヲ第三十一号様式ノ例ニ準シ申報スヘシ

第三章 審査

第一節 異議申立及取扱順序

第七十八条 税務署長ニ於テ審査ノ請求書ヲ收受シタルトキハ、所得調査簿等及其者ニ対スル所得調査委員会ノ筆記證本ヲ付シ詳細意見ヲ具シ進達スヘシ

第七十九条 本局ニ於テ直接ニ審査請求書ヲ收受シタルトキハ、其書類ヲ所轄税務署長ニ送付スルモノトス

前項ニヨリ書類ノ送付ヲ受ケタル税務署長ハ前条ノ規定ニ基キ取扱フヘシ
第八十条 審査請求ノ取下ヲ求ムルモノアルトキハ書面ヲ徵シ審査請求書ヲ返付スヘシ、税務署長前項ノ取扱ヲ為シタルトキハ其旨直チニ申報スヘシ

第八十一条 本局ニ於テハ第三十五号様式ノ帳簿ヲ設備シ、審査請求ノ事蹟ヲ明ニスルモノトス

第八十二条 本局ヨリ審査請求ニ關シテ本人其他ニ對シ發スル文書ハ、凡テ所轄税務署長ヲ經由スルモノトス
本局及税務署間ニ於テ郵便ヲ以テ審査請求書ヲ發送スルトキハ、書留郵便ニ拠ルモノトス

第二節 審査委員選挙

第八十三条 本局ニ於テハ第五十六条ノ申報書ニヨリ第三十六号様式ノ調査委員名簿ヲ製シ、異動ノ時々加除訂正スルモノトス

第八十四条 本局ニ於テハ予メ審査委員選挙会日時ヲ定メ、被選入資格者名簿ト共ニ各署所得調査委員会ニ宛テタル選挙開会通知書ヲ前以テ各税務署長へ送付シ置クモノトス

前項ノ通知ハ選クモ期日十日前ニ發送スルモノトス

第八十五条 前条ノ通知ヲ受ケタル税務署長ハ、其署調査委員会開会ノ時ヲ以テ之ヲ調査委員会長ニ送致シ、各調査委員ワンテ投票ヲ為サシムルモノトス

第八十六条 開票立会人ノ選定其他選挙ニ關スル一切ノ手続ハ、總テ所得調査委員選挙ニ關スル第一章第四節ノ規定ヲ準用ス

第三節 審査委員会

第八十七条 審査委員会開会ノ通知ハ、第二十六号様式ニ津シ開会期日十日前ニ各審査委員ニ發スルモノトス、但シ

第八十九条 審査委員会ノ議事録及決議通知等ニ關スル手続ハ、凡テ調査委員会ニ關スル第一章第五節ノ規定ヲ準用ス

審査委員ノ所在遠隔セルカ又ハ其他ノ事情ニヨリ通知書遅着ノ虞アル場合ニ在テハ、右期日ニ拘ヘラス通知ヲ為シ、又ハ便宜ノ方法ニヨリ通知スルモノトス
第八十八条 本局ニ於テ審査請求ニ關スル書類ノ調査ヲアシタルトキハ、第三十七号様式ノ調査書ヲ作リ審査委員会ニ送付スヘシ
第八十九条 審査委員会ノ議事録及決議通知等ニ關スル手續ハ、凡テ調査委員会ニ關スル第一章第五節ノ規定ヲ準用ス

第四節 決定通知

第九十条 本局ニ於テ審査委員会長ヨリ決議通知ヲ受け相当ト認メタルモノアルトキハ、第三十八号及第三十九号様式ニ拠リ所轄税務署長ヲ經テ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第四章 減損申立

第九十一条 税務署長ハ税法第四十条ニ拠リ所得金額ノ更訂ヲ求メタルモノアルトキハ、第四十二号様式ノ異動簿ニ登載シ、該書類ハ別途ニ之ヲ整理シ置クヲ要ベ

第九十二条 前条ノ申出アリタル場合ニ於テ減損処分ノ必要アリト認メラルモノハ、未納税額ノ徵収ヲ猶予スルモノトス

第九十三条 税務署長ハ第九一条ノ申立アリタルトキハ、翌年一月ニ至リ更ニ本人ノ前年中ニ於ケル全般ノ所得ニ就キ調査ヲ遂ケ、二月十日迄ニ調査書類ニ意見ヲ詳具シ裏申スヘシ

第九十四条 本局ニ於テ前条ノ裏申ニ対シ調査ヲアシタルトキハ、第四十号及第四十一号様式ニヨリ所轄税務署長ヲ經テ本人ニ通知スヘシ

第五章 簿書の整理

第九十五条 稅務署長ニ於テ所得金額ノ決定ヲ為シタルトキハ、三十一年六月大藏省訓令第四十五号第七号乃至第九号様式ノ所得税台帳ニ登載スヘシ

第九十六条 稅務署長ハ納稅変更、自首届出、委員会開会後ニ係ル所得申告、重複決定取消、其他税法第三十六条二拠ル審査請求及同第四十条二拠ル減損申立等ニヨリ、決定所得金額ニ異動ヲ生スヘキ处分ヲ為シ、又ハ通知ヲ收受シタルトキハ直チニ第四十二号様式ノ異動簿ニ登記シ、仍未所得税台帳ノ更訂ヲ為スヘシ

第六章 附 則

第九十七条 本手続中第三種所得資料ノ蒐集及標準調査ニ関スル規定ハ、明治三十六年分所得税ヨリ之ヲ施行ス

第九十八条 本規定施行ノ結果改正ヲ要スヘキ第三号様式ノ第三種所得調査簿ハ、既ニ使用ニ係ル第三種所得調査簿ニ余白ヲ存スル間ヲ限り左ノ記載例ニ製用スルモ妨ナシ

一 所得種類及摘要欄ヘ記載スヘキ事項ハ摘要欄ニ掲記スルモノトス

二 納收入金ハ收入金欄ニ、所得見込額ハ所得金欄ニ記載スルモノトス

三 再調査所得見込額ハ所得高ノ左傍ニ朱書き記スルモノトス

四 所得決定金額ハ決定額欄ニ掲ケ、其調査額ト決定額ト異ナル各所得金額毎金額ハ備考ニ掲ケ置クモノトス

(平12 札幌 9)

29、明治38年 所得税法の改正

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル所得税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十八年二月二十八日

内閣總理大臣伯爵 桂 太郎
大蔵大臣男爵 曽祢荒助

法律第三十四号（官報三月一日）

所得税法中左ノ通改正ス

第二条中「營業又ハ職業」ヲ「又ハ營業」ニ改ム

第十一条 各稅務署所轄内ニ所徴調査委員会ヲ置ク、但シ稅務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道ノ区ニ付テハ、命令ヲ以テ特ニ調査委員会ヲ置クトヲ得

調査委員ノ定数ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム、但シ定数ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ為スコトヲ得ス

第十三条 調査委員ノ選舉区域ハ調査委員会ヲ置クヘキ区域ニ依リ、調査委員選舉人ノ選舉区域ハ市町村及北海道ノ区ノ区域ニ依ル、但シ東京市、京都市及大阪市ニ在リテハ区ノ区域ニ依ル

第十四条及第十五条中、「第八条ノ申告ヲ為シタル者」ヲ「前年所得税ヲ納メタル者ニシテ、第八条ノ申告ヲ為シタル者」ニ改ム

第十八条ニ左ノ二項ヲ加フ

選舉人ハ自ラ投票所ニ到リ投票スヘシ、但シ郵便ヲ以テ投票ヲ送付スルコトヲ得

郵便ヲ以テ投票ヲ送付スル場合ニ於テ、投票時間ノ終了スルマテニ到達セサリシ投票ハ無効トス

第二十四条ニ左ノ二項ヲ加フ

調査委員ノ定数ヲ増加シタル場合ニ於テ、新ニ選舉セラルヘキ調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ、税務署長之ヲ定メ選舉期日ト共ニ之ヲ公示ス

調査委員ノ定数ヲ減少シタル場合ニ於テ、退任者ヲ定ムル必要アルトキ、又ハ前項ニ依リ調査委員ヲ増加シタル場合ニ於テ、各調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ抽選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五条 調査委員会ノ開会日数ハ三十日以内トシ、地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十条 八月三十日マテニ調査委員会成立セサルトキハ、政府其ノ所得金額ヲ決定ス

調査委員会開会ノ日ヨリ第一十五条ノ期間以内ニ、又ハ八月三十日マテニ調査終了セサルトキハ、所得金額調査未済ノモノニ限り政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一条 中「十五日」ヲ「七日」ニ改ム

第三十四条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第三十四条ノ一 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ、其ノ金額・数量・価額又ハ支払期日三付質問スルコトヲ得

第四十二条第三項ヲ左ノ如ク改ム

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵収ス、但シ納稅者納稅管理人ヲ定メスシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ、其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期 翌年一月一日ヨリ三十日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第四十四条第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ住所地以外ニ在ル納稅者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

附 則

本法ハ明治三十八年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

30 明治38年 所得稅法施行規則の改正

朕所得稅法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十八年三月十七日

大藏大臣男爵

曾祢荒助

勅令第五十五号（官報三月十八日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第四条ノ二 所得稅法第十一條但書ニ依リ特ニ所得調査委員会ハ體クヘキ市又ハ北海道ノ区ハ大藏大臣之ヲ指定ス
第七条ノ二 調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ、市区町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ税務署長ニ報告スヘシ

第七条ノ三 税務署長所得税法第二十一条ニ依リ調査委員選舉ノ期日ヲ公示シタルトキヘ、同時ニ之ヲ調査委員選舉人ニ通知スベシ

第十一条ノ二 調査委員会ノ開会日数ハ各調査委員会ノ区域内ニ於ケル前年所得税納税者ノ数ニ従ヒ、左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ

三十日以内

三千人以上ナルトキ

二十五日以内

千人以上ナルトキ

三十日以内

五百人以上ナルトキ

十五日以内

五百人未満ナルトキ

十日以内

第三十八条 税金ノ一部ヲ納付シタル後、所得金額ノ変更ニ因リ所得税金額ヲ減シタル場合ニ於テ、既納ノ税金カ変更シタル所得税金額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ還付シ、不足スルトキハ其ノ不足額ヲ後納期ニ平分シテ徵收ス

第四十条中「住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ」ヲ「住所以外ノ地ニ於テ」ニ改ム

附 則

本令ハ明治三十八年法律第三十四号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(法令全書)

31、明治38年 所得調査委員会状況報告（島原税務署）

長崎税務監督局長殿

明治三十八年七月廿四日

第三〇号

島原税務署長

所得調査会経過ノ状況

当署管内本年第三種所得調査会ハ、既報フ経タル如ク愈々去ヌル廿日ヨリ開会セリ、会長ニハ前年ト同シク柴田成親当選シタリ

小官ハ税務属阿部元治ヲ隨ヘテ臨場シ、所得調査會ラ会長ニ交付シ所得調査ノ概要ヲ陳告シ、且ツ各人生活ノ状態ヨリ生産ノ状況等管内一般ノ経済界ハ寧ロ益々發展ヲ認ムルモ、世人カラニスルカ如ク悲觀的状態ハ事実ノ上ニ於テ認メサル旨ヲ付言シ、同会ノ注意ヲ喚起致督候

夫ヨリ所得標準歩合ノ質問議論ニ移リシニ、同会ノ旨フ処ロハ例ニ依リ何々所得歩合ハ高キニ過クルノ感アルニ付低減セラレンコトヲ望ムトノ、殆ント捉雲の不得要領ノ要求ニ止マリ、議事ノ進行甚々遲緩ノ傾向アリシモ、三四更訂ノ末本日マチニ全部之レカ審議ヲアリ、直ニ個人所得額ノ調査ニ移リ安中村ヨリ堂崎村ニ至ル四ヶ村一一二名分ヲ認了セリ

委員会ト交渉ノ結果、歩合書ラ委更新設シタルモノ左ノ如クニ有之候、之レカ為メニ總所得額并税額ノ上ニ及ボス影響ハ最モ僅少ナルヘク認メラレ候

	署定歩合	交渉決定	備考
田小作	省略	省略	口ノ津村ヲ南若廣村同率ニ変更ス、昨年卓者取締皆無地多カリシニ依ル
木職製造	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	
油卸	四、〇〇〇	三、〇〇〇	
医業	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
運炭業	一頓半付 甲、〇五〇 乙、〇六九	四、〇〇〇 、〇五〇 、〇六九	新設ニ係ルモノ 甲ハ借家ニテ作業スルモノ、乙ハ自宅ニテ作業スルモノ、新設
煙草製造受負			

但、歩合書ノ変更増減ハ追子正式ニ報告可致候

右為御参考通信仕候也

長崎稅務監督局長殿

明治三十八年七月廿八日

第三一号

委員会経過ノ状況

右ニ付テハ去ヌル廿四日付略信仕置候處、其後ノ状況ハ別ニ異状ナク、個人所得額調査ノ進行ハ最も急速ニシテ経過

島原稅務署長

明治三十八年八月一日
第三二号

モ亦好良ナリ、管内三十ヶ町村ノ内本日マテニ調査決議ヲ了セシハ廿三ヶ村、余ス处僅カ三五ヶ村武ケ町ニ止マリ、
遅クモ本月三十一日マテニヘ閉会ニ至ルキ見込アリ

既報ノ如ク三四標準歩合ノ減低ニ依リ多少所得額ノ減少スルモノアレトモ、一方ニハ医業所得歩合ノ増加アリ、且ツ
医業總収入金ノ増加(税額所得金ノ公算均一ヲ期タルガ故メ、各人収入ノ額)ト稅務署下調査ノ結果、三百円未満ノ者ニ対シ他トノ權
衡ヲ有口為メ、委員会ニ於テ納稅有資格者トシテ決議シタルモノ數名アル等トニ依リ、委員会調査決議ノ増減ハ署調
査給稅額ニ対シ却ツテ六十余円(本日マテニ)ノ増加ヲ呈スルノ好況ニ有之候

不日調査決了閉会ニ至ラハ、精査不取敢申報可仕候得共、刻下ノ状況為御参考茲ニ略報仕置候也

長崎稅務監督局長殿

明治三十八年八月一日

第三二号

島原稅務署長

調査委員会閉会ニ付申報

密月廿日ヨリ開会シタル當署管内所得調査委員会ヘ、本日ヲ以テ無事閉会致候

開会後ノ状況ハ追々通信仕置候處、前回通信後ノ経過モ殆ント予想ノ如ク進行シタリ、而シテ予定閉会日数十六日間
ニ比シ三日ヲ繰上ケ閉会スルヲ得タルハ、各委員力熱心励精ノ成果ニ有之候

前回通信ニモ陳ヘタルカ如ク、個人ノ所得額ニ付テハ彼此多少ノ増減ハ免レサリシモ、全部決議ノ結果ハ所得調査
最初ノ記載額ニ対シ却ツテ所得額ニ於テ一三、二七九田余、稅額ニ於テ三一六田六四〇、人員ニ於テ七人ノ差引增加
ヲ見ルノ好景ヲ收メ申候

其概況左三掲記致候

種別	総所得額	税額	人員
下調べ額	一定率	増減額	人員
議決額	八三六、六一六・〇四〇	一三、〇八六・〇四〇	一六、四五八・五〇〇
差引増加額	八四九、九一五・大五〇	一三、四〇一・大八〇	一六、八五六・七四〇
前年決定額	一三、二九九・六一〇	三一六・六四〇	三九八・二四〇
差引増加額	八三三、五七九・九九〇	一三、〇八三・九一〇	九、一五九・三八〇
前年決定額	一六、三三五・六六〇	三一八・七六〇	七、六九七・三六〇

因ニ、標準ノ減少ニ依リ減額議決セシモノ四四人、同上增加其他ノ事由ニ依リ増加議決シタルモノ六〇人ナリシ、而シテ人員ニハ総テ家族ヲモ算入セリ

前表記職ノ員額ハ閉会後急速調査概算シタルモノニ付、精査ノ結果多少ノ増減ハ或ハ難期存候得共、茲ニ概況ヲ記シ閉会ノ報告ヲ兼ね不取敢此段申報仕置候也

長崎稅務監督局長殿

明治三十八年八月十二日

第三四号

島原稅務署長

所得税三闕スル件

本年第三種所得金額決定通知書交付後ノ状況バ、別ニ物議アルヲ聞知不致候得共、商業所得ノ内煙草製造ヨリ生スル所得アルモノ、内、所得金額算定ノ内訳ヲ尋出候者、昨十一日マテニ十一名ノ多キニ及ヒ候、被税者、言ニヨレハ本年四五月ノ交マテハ製品販売ノ上ニ付テモ一時旺盛ヲ極メ、其収利モ相当ニ獲得シタレトモ、其後俄然既製品ノ相場更訂処分ヲ乞フト云フノ議ニ一致スヘキ傾向有之候、尚本件ニ付テハ益祭後同業者会同協定スル趣キニ付、今後ノ状況ハ更ニ詳報可仕候

墨落シ、既得ノ利益モ逸出スルノ已ムヲ得サル不幸ニ遭遇シツ、アレハ、本年製煙業所得ノ決定額ハ現況ニ微スレハ稍々過大ナル感アルヲ以テ、或ハ同業者協議ノ上審査ヲ求ムルニ至ルヤモ知レサル旨ヲ以テセリ、而ルニ同業者ノ多数ハ同業廢止後追々新タニ他業ヲ開始シ、別ニ相当ノ利益ヲ収メシ、有ルモノモ尠カラサレハ、營業全般ニ付テノ計算ヲナサヌシテ単ニ煙草業ノミニ就キ直ニ異議ヲ称フルカ如キハ、少々早計ニ過ケルノ感アリトノニミ主ナル同業者ノ意見モ有之哉ニ聞及ヒ候得ハ、或ハ審査ヲ要ムルヲ見合せ年末ニ至リ法定ノ減損ヲ生シタル事實アル場合ニ於テ、

右三付テハ本月十二日第三四号付概況既報ヲ経タルカ、其後ノ状況モ別段特筆スヘキ異状ナケレトモ、昨廿五日マテ二審査請求書ヲ提出セシモノ七名、内煙草製造三係ル所得一件、旅人宿（木質宿）二係ル所得六件ニシテ、後者ノ内武件ハ請求期限経過ニ付審査却下ラシ、外五件ハ受理中ニ有之候、各町村共凡ソ請求期限経過ニ至リタルヲ以テ、別ニ審査ヲ需ムルモノハ無之乎ト認メラレ候、前掲第三四号通情ニ該当スル煙草製造ニ係ル所得ニ付テハ、島原港一村武ヶ町ノ同業人過日町役場楼上三集会、審査請求三就キ一致ノ行動ヲ採ルコトニ協議セシ趣キナレトモ、議論數派二分レ遂ニ決議ニ至ラスシテ散会シ、其後該件ハ泣キ寝入ノ姿ニ相成リタル趣キニ有之候

長崎稅務監督局長殿

明治三十八年八月廿六日

第三六号

島原稅務署長

所得決定通知後ノ状況

右三付テハ本月十二日第三四号付概況既報ヲ経タルカ、其後ノ状況モ別段特筆スヘキ異状ナケレトモ、昨廿五日マテ二審査請求書ヲ提出セシモノ七名、内煙草製造三係ル所得一件、旅人宿（木質宿）二係ル所得六件ニシテ、後者ノ内武件ハ請求期限経過ニ付審査却下ラシ、外五件ハ受理中ニ有之候、各町村共凡ソ請求期限経過ニ至リタルヲ以テ、別ニ審査ヲ需ムルモノハ無之乎ト認メラレ候、前掲第三四号通情ニ該当スル煙草製造ニ係ル所得ニ付テハ、島原港一村武ヶ町ノ同業人過日町役場楼上三集会、審査請求三就キ一致ノ行動ヲ採ルコトニ協議セシ趣キナレトモ、議論數派二分レ遂ニ決議ニ至ラスシテ散会シ、其後該件ハ泣キ寝入ノ姿ニ相成リタル趣キニ有之候

32、明治39年 税法審査委員会審査報告（抄）

(明治三十九年)

税法審査委員会審査報告

一

第一章 地租【租税史料叢書】第一巻に収録】

第二章 所得税

第一款 所得税負担の輕重

所得税ハ非常特別税トシテ第一次ニ定率ノ七割、第二次ニ定率ノ約八割ヲ増徴シタルヲ以テ、現行所得税ハ定率ノ約二倍半ノ税額ヲ徴収セリ、是ニ於テ所得税ノ審議ニ方リ勞頭問題トナリタルハ、国民ハ能ク此ノ所得税ヲ負担シ得ルヤ否ヤト云フニ在リ、委員中現行所得税ノ負担ハ国民ノ経済状態ニ照シ重キニ失スルヲ以テ、大体ニ於テ現行定率ノ二倍ヲ收入スルノ目的ヲ以テ税率ヲ改正シ、負担ヲ輕減スヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

国名	免租点	各國所得税率表			累進率ヲ適用スル最高額	最高率(千分ノ)
		邦貨換算	邦貨換算	税率(千分ノ)		
英吉利	一、五六一円	一、五六〇一 ボンド	一、五六〇一 ボンド	三〇、〇 以内	七、八三二円 ボンド	五〇、〇 以内
澳大利	五六〇三八〇	五六〇一 フローリン	五六〇一 フローリン	六、〇	一、八〇九〇八、 〇〇一〇〇〇 フローリン	四九、五
普瀬西	四九〇〇マルク	四九〇〇一 マルク	四九〇〇一 マルク	六、六	一〇、五、 一〇、マルク	四〇、〇
李遜	一四〇一〇マルク	一四〇一〇 マルク	一四〇一〇 マルク	五、五	一〇、〇、 八〇〇〇〇〇 マルク	四〇、〇
巴丁	二五〇三九〇	二五〇三九〇 マルク	二五〇三九〇 マルク	四、〇	一一〇、 五〇マルク	三五、〇
日本	三〇〇	三〇〇一 五〇	三〇〇一 五〇	增徴共率 二〇、〇〇	一一〇、 〇〇〇	三五、〇
		增徴共率 二五、五〇				

備考

- 一 英吉利ハ一九〇五年ニハ所得「ボンド」ニ付一志、即チ千分ノ五十ヲ課セリ
- 二 伊太利ハ所得額ニ依リ率ヲ異ニセス、所得ノ種類ニ依リテ千分ノ二百ヨリ千分ノ七十五ノ間ニ五種ノ区別アリ、但シ土地家屋ノ所得ニハ所得税ヲ課セス
- 三 滯納者ノ多少ハ各種ノ事情ニ原因スルモノナルカ故ニ、滯納者ノ多少ヲ以テ直ニ租税負担ノ輕重ヲ論断スル能ハスト雖、戰時国民ハ至誠國ニ報スルノ覺悟ヲ以テ納税ヲ励ミタルニ拘ヘラス、非常特別税増徴ノ都度遞次滯納

者ヲ増シ、増徴前二比シ倍加スルニ至レルハ亦以テ租税負担ノ重キコトヲ示スモノナリ、所得税滞納ノ状況左ノ如シ

年 度	督促状發付人員	財産差押人員	処分執行徵收人員	税金欠損人員
明治三十六年度（増徴前）	五九、六九七	一一〇八六	三一七	二〇八九
明治三十七年度（第一次増徴後）	六一、六九五	三、一一	五一四	二、二五〇
明治三十八年度（第二次増徴後）	一一八、〇一二	五、一四九	八七八	四、四七二

三、個人ノ租税負担ノ輕重ヲ判断スルコト頗ル難事ナルノミナラズ、各税錯綜シテ個人ノ負担ヲ為ス力故ニ、其ノ何レノ租税ニ重ク何レノ租税ニ輕キヤフ測定スルコト至難ナリト雖、勤労所得者及少額所得者ノ負担過重ナルハ一般ノ認ムル顯著ナル事實ナルヲ以テ、所得税ノ負担ノ甚タ輕カラサルヲ知ルヘシ

四、斯ノ如ク所得税ノ負担重キニ失スルヲ以テ平均税率千分ノ三十六・三ナルヲ千分ノ三十ト為シ、千分ノ六・三分ノ減スルヲ相当トス、而シテ現行税率ノ二倍半ナルモノヲ二倍ト為シ、其ノ五分ノ一ヲ減スルトキハ凡ソ平均千分ノ三十ノ税率トナルヘシ

委員会ハ右ノ意見ニ對シ種々討議ノ末、所得税負担ノ輕カラサルハ大体ニ於テ認メタリト雖、現行税率ノ五分ノ一ヲ減スル目的ヲ以テ税率ヲ改正スヘシトノ提議ヘ之ヲ否認シタリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

一、租税負担ノ輕重ハ單ニ税率ノ高低ヲ以テ一概ニ決スル能ハス、故ニ本邦ノ最高率カ英普ノ最高率ヨリ高キノ故ヲ以テ、直ニ租税ノ負担重シト云フヘカラス、特ニ英國ノ如キハ累進率ヲ適用セサルカ故ニ（七百磅以下ノ所得ニ於テ控除額ニ差異アルノミ）、大体ニ於テ平均千分ノ五十ノ税率ニ当リ本邦ノ平均千分ノ三十六・三ニ比シテ

選三高率ナリ

二、非常特別税増徴後滞納者ノ增加シタルハ事實ナリト雖、之ヲ以テ直ニ租税負担ノ過重ノミニ帰セシムヘカラス、況ヤ三十八年後ニ於テ著シク滞納者ノ增加スルニ至リタルハ、主トシテ二期ノ納期ヲ四期ニ改メタルニ原因スルト云フヲ得ヘケレハナリ

三、現行税率ハ多額所得者ニ重カラスシテ少額所得者ニ重ク、又資産ヨリ生スル所得ニ重カラスシテ勤労ヨリ生スル所得ニ重キ傾向アルハ之ヲ認ムト雖、之ヲ以テ所得税全部ノ負担ノ輕重ヲ断スルハ早計ナリ

四、要スルニ税率ヲ設定スルハ負担ノ權衡ヲ保タシムルヲ以テ主眼トスヘキモノナルカ故ニ、先ツ現行税率カ如何ナル点ニ於テ權衡ヲ失スルモノナルヤ否ヤフ調査シ、其ノ結果ニ依リ税率ノ改正ヲ為シ税額ノ減少ヲ見ルニ至ルハ當然ナリト雖、税額ノ減少ヲ予断シテ税率ノ改正ヲ決定スルハ前後ヲ顛倒スルモノナリ

所得税負担ノ輕重ニ關シ討議中説ヲ為シタル者アリ、曰ク

所得税額ノ租税総額ニ對スル割合ハ左表ノ如ク、本邦ハ百分ノ六・七ニシテ、英國ノ百分ノ二十五・八ニ比シテ遙ニ低ク、又所得税額ノ經常総額入ニ對スル割合ハ本邦ハ百分ノ五・五ニシテ、英國ノ二十一・七ニ比シテ亦遙ニ低シ、此ノ点ハ本邦ノ所得税ニ於テ尚増徴ノ余地アルヲ示スモノニ非スヤ

国 名 年 度	所得税額	各 国 所 得 税 額 表			
		直 稅	總 額	租 稅 及 帽 充 收 入	經 常 歲 入 總 額
英 吉 利 一九〇三一四	千ボンド 三〇、八〇〇	千ボンド 五三、九五〇	千ボンド 五百ノ 五七、〇七	千ボンド 一九、三五〇	千ボンド 一四一、五四六 百分ノ 二一、七六
	得税額ノ割合	同上二对スル所 得税額ノ割合	金	金	同上二对スル所 得税額ノ割合
	百分ノ	百分ノ	金	金	百分ノ

普魯西	一九〇四一五	一大八、六八四 千クロ一ネ 五二、一六三	七六、五二 千マルク 二二〇、四六七	三一四、八三三 千マルク 一九六、二七〇	五三、五八 千マルク 四、三六	二八〇〇、八〇五 千クロ一ネ 一六九六、九一八	六、〇一
伊太利	一九〇四一五	三九八、四〇七 千内	四五七、四四九 千リラ 七二一、二四九	一、四〇 千リラ 一四五、三一三	一四、三三 千内	一四〇三、四〇七 千リラ 三一一、三八三	二一、二七 七四四、九四三 六、七七 三九二、五三二
日本	三九年度予算	二一、八三七 千内	一五二、三一三 千内	一四、三三 千内	一四、三三 千内	一四〇三、四〇七 千内 三八三	一七、一〇 三、〇七 五、五六

然レトモ此ノ説ハ委員会ニ於テ之ヲ否認シタリ、何トナレハ英國ニ於テハ独立ノ國税トシテノ地租ナク（僅少ノ例外アリ）、又營業税ナク不動産・營業等ヨリノ収益ハ皆所得税トシテ課税セラルルカ故ニ、我ノ所得税額ヲ以テ彼ノ所得税額ニ比較スルハ甚シキ不倫ナレハナリ

第二款 所得ノ種類ニ依リ負担ニ差等ヲ設タルノ可否

所得税負担ノ權衡ヲ論スルニ当リ第一ニ研究スヘキハ、所得ノ種類ニ依リ税金ノ負担ニ差等ヲ設クヘキヤ否ヤノ問題ニ在リ、現行法ハ法人ノ所得ト公債社債ノ利子ト其ノ他ノ所得トノ三種ニ分チ各異ル税率ヲ課スト雖、其ノ立法ノ精神ハ専ラ徵税上ノ便宜ニ出テタルモノニシテ、所得ノ種類ニ依リ納稅力ノ大小ヲ斟酌スル趣旨ニ非ス。資產ヨリ生スル所得ト勤労ヨリ生スル所得トノ間ニ納稅力ニ差異アルハ多ニ要セサル所ニシテ、前者ハ所得者ノ入的事情ノ外ニ独立存在スルカ故ニ、其ノ收入確實ニシテ生存中間断ナク所得ヲ生スルノミナラス、死後之ヲ子孫ニ繼承スルコトヲ得ルニ反シ、後者ハ所得者ノ一身ニ隨從スルカ故ニ莫ノ收入不確実ニシテ、疾病死亡ニ因リ直ニ其ノ所得ヲ減損若ハ消失スルノ差アリ、加フルニ前者ハ資產所得ト同時ニ勤労所得ヲ享受スルノ便アリト雖、後者ハ勤労所得ノ外他ノ所得ヲ享受スルノ途ナシ、故ニ歐洲諸國ニ於テハ夙ニ此ノ理論ヲ認メ、勤労所得ニ対シテ資產所得ニ比シ

テ特ニ輕稅ヲ課シ以テ負担ノ公平ヲ計レリ、今ニ三ノ立法例ヲ挙クレハ左ノ如シ

一、伊太利ニ於テハ税率ヲ左ノ如ク區別セリ

A種 純粹ナル投資収益

(一) 公債及鉄道債券其ノ他債券ノ利子

収益ノ二割

(二) 其ノ他ノ投資

同一割五分

B種 資本及勤労共働ノ収益

同一割一割

C種 勤労ノ収益

同 九分

D種 國庫又ハ地方金庫ヨリ受クル収益（官公吏ノ俸給）

同七分五厘

二、瑞西「ベルン」州ニ於テハ所得ノ控除額及税率ヲ左ノ如ク區別セリ

(一) 営業及職業ノ所得

六百法ヲ控除シタル残額ニ
百分ノ三ヲ課ス

(二) 年金、恩給、俸給

千法ヲ控除シタル残額ニ
百分ノ四ヲ課ス

(三) 資本所得

千 法ヲ控除シタル残額ニ
百分ノ五ヲ課ス

三、和蘭ニ於テハ財產税ヲ課シ財產所有者ト然ラサル者トノ間ニ負担ノ公平ヲ期スルノ外、仍所得ノ控除額及税率ヲ左ノ如ク區別セリ

(一) 勤労所得 六百五十「フローリン」ヲ控除シタル残額ニ 百分ノ二以上三・二以下ノ累進率ヲ課ス

(二) 財產所得 二百五十「フローリン」ヲ控除シタル残額ニ 百分ノ一以上五以下ノ累進率ヲ課ス

委員会ハ現行法中第三種所得ニ付（甲）資產ヨリ生スルモノ、（乙）勤労ヨリ生スルモノ及（丙）資產勤労ノ共働ヨリ生スルモノヲ區別シテ稅金ノ負担ニ差等ヲ設クルノ提案ニ對シテ、一人ノ異議ヲ唱フル者ナク全会一致ヲ以テ此ノ

方針ヲ可決シタリ

此ノ方針ノ決定ニ次テ起リタルハ、如何ナル方法ニ依リテ此ノ三者ノ税金負担ニ差等ヲ設クヘキヤノ問題ナリトス此ノ問題ニ對シテ凡ソ三種ノ解決方法アリ、第一ハ所得ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスル方法、第二ハ所得ノ種類ニ依リ控除額ヲ異ニスル方法、第三ハ所得ノ種類ニ依リ課税価格ヲ異ニスル方法是ナリ

第一ノ方法ハ所得税ニ比例税ヲ適用スル場合又ハ特別所得税主義ヲ採用スル場合ニ於テハ可ナリト雖、累進率ヲ適用スル場合又ハ一般所得税主義ヲ採用スル場合ニ於テハ実行ヲ望ムヘカラズ

第二ノ方法ハ所得ノ種類ノ異ルモノノ間ニハ權衡ヲ保タシムルコトヲ得ヘシト雖、同一種類ノ所得ノ間ニハ權衡ヲ失スルニ至ル、即チ所得額ノ多少ニ拘ラス同一金額ヲ控除スルトキハ公平ヲ失シ、公平ヲ保タシメンカ為所得額ノ多少ニ応シ控除金額ニ差等ヲ設クルトキハ取扱繁雜ナリ、此ノ方法モ累進率ヲ適用シ一般所得税主義ヲ採用スル場合ニ於テハ實行困難ナリ

第三ノ方法ハ所得ノ種類ニ從ヒ各異ル乘率ヲ乘シタル金額ヲ以テ課税価格ト為シ、各種ノ課税価格ヲ合算シテ一樣ノ累進率ヲ適用スルモノナルカ故ニ公平ニシテ且便利ナリ

委員会ハ第三ノ方法ヲ採用スルコトニ決シ、課税価格ヲ左ノ如ク定ムルヲ以テ適當ト認メタリ

甲種	資産ヨリ生スル所得	全額ヲ課税価格トス
乙種	勤労ヨリ生スル所得	十分ノ六ヲ課税価格トス
丙種	資産、勤労ノ共働ヨリ生スル所得	十分ノ八ヲ課税価格トス

甲種ノ乗率ヲ十分ノ十トシ、乙種ノ乗率ヲ十分ノ六トシ、丙種ノ乗率ヲ十分ノ八トシタル理由左ノ如シ

一、資産所得ト勤労所得トノ間ニ納稅力ニ差異アリト云フハ、要スルニ所得ノ源泉力所得者ノ人事情ノ外ニ存在

スルト否トニ在リ、換言スレハ資産ハ勤労ト異リ人ヲ離レテ存在シ、従テ其ノ所得ハ永続的ナルモ、勤労所得ハ人ノ疾病死亡ト共ニ消滅ス、故ニ両者ノ間ニ權衡ヲ保タシメントセハ、勤労所得中其ノ幾分ヲ割キテ之ヲ貯蓄セシメ、其ノ老衰又ハ死亡ノ際ニ相当ノ所得ヲ生スヘキ元本資本ヲ構成セシメ得ヘキ余裕ヲ存セシムルノ必要アリ二、右ノ前提ニ依リ勤労所得ノ幾割ヲ貯蓄スレハ他日相当ノ所得ヲ生スヘキ元本資本ヲ構成シ得ヘキヤ、是レ本問ヲ決スル重要ナル答案ナリ

抑モ人ノ勤労年間ハ人ニ依リ同カラスト雖、疾病兵役等已ムヲ得サル故處ヲ除キ大約二十五年ハ勤労シ得ルモノト仮定スベク、又元本資本ヨリ所得ヲ生スル割合即チ利率ハ本邦ニ於テハ五分ト鬼テ大過ナルヘシ、茲二人アリ、老衰又ハ死亡ノ際一定ノ資産所得、例へハ一個ノ資産所得ヲ得ントセハ二十個ノ元本資本ヲ要スヘシ、而シテ一個ノ勤労所得中其ノ四割ヲ控除シ複利法ヲ以テ二十五箇年貯蓄スルトキハ、約二十個ノ元本ヲ積ミ立テ得テ所期ノ目的ヲ達シ得ヘシ、此ノ計算ヲ以テスルトキハ勤労所得者カ他日資産所得者ト同地位ニ進マントセハ、其ノ所得ノ四割ハ之ヲ貯蓄セサルヘカラス、自由ニ处分シ得ヘキハ唯其ノ六割ニ過キス、即チ勤労所得者ニ在リテハ唯其ノ所得ノ六割ノミカ資産所得者ノ所得ノ十割ト其ノ価値効用ヲ同フルモノナルカ故ニ、國家力課税スルニ当リテモ資産所得ニ対シテ一個ヲ課スレハ、勤労所得ニ対シテハ六割ヲ以テ満足スヘキナリ

三、資産勤労共働く所得ニ在リテハ、其ノ所得ヲ生スルニ付資産ハ勤労ノ内何レカ多ク効果ヲ与フヘキヤハ、營業ノ種類ニ依リテ一定セスト雖、大体上平等ノカアルモノト看做シ、十割ト六割トノ中間即チ八割ヲ以テ課税価格トスルヲ相當トス

委員中所得ノ種類ニ依リ課税価格ヲ異ニスヘキ程度ニ闇シ説ヲ為シタル者アリ、曰ク

資産所得及營業所得ハ勤労所得ヨリ納稅力大ナルハ勿論ナリト雖、資產所得ニハ所得税ノ外ニ地租アリ、營業所得

二ハ所得税ノ外三營業税アリ、共ニ重複税ヲ課シ幾分勤労所得トノ權衡ヲ保タシムルカ故ニ、租税負担ノ輕重ヲ單ニ所得税ノミニ依リテ論議スルハ未タ正體ヲ得タルモノト謂フヘカラズ、此ノ見地ヨリスルトキハ資産所得ノ十割ニ対シ勤労所得ノ六割ヲ以テ課税価格ト為スハ減率低キニ失スルナキヤ

委員会ニ於テハ左記ノ理由ヲ以テ之ヲ否認シタリ

一、地租ハ資産ノ一部タル土地ニ對スル課税ニシテ、一切ノ動産不動産ニ對スル財産税ト謂フヘカラズ、從テ資產所得ニ対シ重複課税ヲ為シ、勤労所得ト負担ノ權衡ヲ保タシメタリト云フハ不可ナリ

二、勤労所得ニ在リテハ其ノ所得ヲ得ルニ至ルマテ相當ノ教育ト歲月トヲ要ス、故ニ此ノ点モ計算ニ置カサルヘカラズ、而シテ資産所得ニ在リテハ之ヲ得ルニ必要ナル経費及借入金ノ利子ヲ控除スルカ故ニ、彼此同一視スルヲ得ス

三、勤労所得殊ニ公官吏ノ俸給等ハ一見明瞭寸毫ノ微ト雖課税ヲ免カルルヲ得ス、然ルニ資産所得ハ所得ノ計算ニ伸縮ノ余地アリテ自カラ隠蔽ノ弊アリ、國家ハ所得ノ隠蔽ヲ是認スルモノニ非スト雖、事實ハ事實トシテ之ヲ認メサルヘカラズ

四、前記ノ事情ヲ綜合斟酌スルトキヘ、資産所得ノ十割ニ対シ勤労所得ノ六割ヲ以テ課税価格ト為スハ、決シテ減率低キニ失スルコトナシ

課税価格決定ニ次テ起リタルハ、所得額ハ三百円以上ナルモ、之ニ十分ノ八又ハ十分ノ六ヲ乘シタル為課税価格三百円未満トナリタル場合ニ於テ、所得税ヲ課スヘキヤ否ヤノ問題ナリ、某委員ハ曰ク

法律ニ於テ一方三百円以上ノ所得ニ課税スト宣言シ、他方課税価格三百円未満ニモ課税スルハ自家撞着ナリ、資產所得ハ三百円以上ニ非サレハ課税セサルニ拘ラズ、法律ニ於テ實際ノ価値三百円以下ナリト認定シタル勤労所得ニ

対シ課税スルハ不道理ナリ

之ニ反対セル他ノ委員ハ三百円未満ノ課税価格ニモ課税スルヲ至当ナリトシ、其ノ理由トシテ列挙シテ曰ク

(一) 課税価格トヘ課税標準トシテノ見積価格ヲボスモノナリ、故ニ一方三百円以上ノ所得ニ課税スヘシト宣言シ、他方勤労所得四百円ノモノニ対シテ二百四十円ヲ課税価格トシテ課税スルモ、是レ課税標準トシテノ問題ニシテ其ノ人ノ所得力客觀的ニ二百四十円ナリト云フニ非ス、所得ハ依然トシテ四百円ナリ、故ニ理論上決シテ矛盾スルコトナシ

(二) 所得ノ種類ニ依リ課税価格ヲ區別スルヘ所得ノ種類ニ依リ負担ニ輕重ヲ設ケントスルニ在リ、即チ所得ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスルト同一趣旨ニ出ツ、所得ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスル方法ヲ是認スル論者ヘ、必スヤ所得ノ種類ニ依リ免税点ヲ異ニスルコトニ同意セサルヘシ、彼ト此トハ立法趣旨同一ニシテ其ノ免税点ニ於テ論結ヲ異ニスヘキ理由ナシ、

(三) 若シ三百円未満ノ課税価格ノモノヲ全然免税スルトセハ、五百円未満ノ勤労者三百七十五円未満ノ營業者ニ対シテハ保護ニ過キ、此等ノ者ハ資産所得者ニ比シテ却て不当ニ利益スヘシ

委員会ニ於テハ後説ヲ採用セス、前説成立シ三百円未満ノ課税価格ノ者ニハ課税セサルコトニ決定シタリ
所得ノ種類ニ依リ課税価格ヲ異ニスヘキ委員会ノ決議ノ説明ノ結果トシテ見ルヘキハ、「マツカロツク」ノ説及仏國所得税法調査委員会ノ報告ナリトス、仍テ参考ノ為左ニ之ヲ引証ス

(マツカロツク) 曽テ論シテ曰ク

茲ニ土地ヲ所有シ之ヲ貸付テ年々一千磅ノ収入ヲ得ル者アリ、又別ニ弁護士ハ医業ニ依リテ等シク一千磅ノ収入ヲ得ルモノアリ、此ノ二人ハ其ノ所得額同一ナリト雖、租税ノ負担力ニ至リテハ著シキ徑庭アルカ故ニ、两者負担ノ

苦痛ヲ同一ナラシメントセバ、労働ニ依リ得ル所ノ收入中ヨリ其ノ労働者カ生涯確平タル收入ヲ得ヘキ保険料ヲ控除シタル残額ニ対シ課税セサルヘカラス、而シテ今一千磅ノ收入ヲ有スル労働者ノ年齢四十歳ナリトセバ、英國ノ死亡表ニ照シ尚二十七年半ノ生命ヲ保ツヘク、之ヲ英國三行ハル保険料ノ割合ニ積算スレバ、一千磅ノ收入ハ財産所有者ノ收入ノ六百六十磅ト匹敵スルニ過ギサルカ故ニ、税率一割トシテ財産所有者ノ收入一千磅ニ対シ百磅ヲ課税スルトセバ、労働者ノ收入一千磅ニ対シテ六十六磅ヲ課スルニ止メサルヘカラス

仏國大蔵省編纂議院外委員會所得税調査報告ノ一節ニ曰ク

本委員會ハ労働者ヲシテ終身退職料ノ成立ヲ容易ナラシムレハ足ルヘシト思考シ、労働ノ收入上ノ税率ヲ資本ノ收入上ノ税率ノ半ニ決シタリ、故ニ資本ノ收入ニシテ百分ノ四ヲ課セラルトキハ労働收入ノ税率ハ百分ノ二トス、混合收入ノ税率ハ自ラ右両端ノ中間ノ税率即チ百分ノ三トセサルヘカラス

故ニ普通ノ税率ハ左ノ如シトス

資本ノ収益 百分ノ四

混合ノ収益 百分ノ三

労働ノ収益 百分ノ二 但シ最少額ハ免除トス

委員會ハ第一次ノ審議ニ於テ各種所得ノ課税価格ノ率ヲ甲種十分ノ十、乙種十分ノ六、丙種十分ノ八ト決定シタルハ前述ノ如シ、然ルニ第二次ノ審議ニ当リ委員會ハ租税收入ノ欠陥ヲ多カラシメサル為、課税価格ノ低減ヲ少カラシムルノ必要アルヲ認メ、乙種所得ニ在リテハ十分ノ七、丙種所得ニ在リテハ十分ノ八・五ヲ以テ課税価格ト為スコトニ決議シタリ

第三款 課税組織及税率ニ關スル問題

委員會ニ於テ所得税ノ組織及税率ニ關シ問題トナリタル事項甚タ多シ、以下項ヲ分チ其ノ主要問題ノ審議要領ヲ叙述スヘシ

第一項 第一種第二種第三種ノ區別ヲ廢シ總テ個人所得トシテ課税スルノ可否
所得税ノ源泉取立方法ハ累進税率ノ主義ト両立スヘカラサルモノナルヲ以テ、源泉取立方法ハ之ヲ廢止スヘシトノ提議ヲ為シタル者アリ、其ノ要ニ曰ク

現行税法カ所得ノ種類ヲ第一種第二種第三種ニ区別シタルハ、法人ヨリ受クル配当ト公債社債ノ利子トニ付テ源泉取立ヲ為シ、所得ノ隠蔽ヲ防キ徵税ノ便宜ヲ計リタルモノナリト雖、之カ為此等ノ所得ニ対シテ累進税率ヲ適用スル能ハス、負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヲ以テ此ノ區別ヲ廢シ總テ個人所得トシテ課税スルヲ可トス、試ニ現行税法ヨリ生スル負担ノ不公平ヲ表示スレハ左ノ如シ

所得額 円	第一種税金 円	第二種税金 円	第三種税金 円
二五〇	二五〇	六、二五	
三〇〇	三〇〇	七、五〇	
三五〇	三五〇	一一、五〇	
四〇〇	四〇〇	二五、〇〇	
四五〇	四五〇	七五、〇〇	
五〇〇	五〇〇	一二五、〇〇	
五五〇	五五〇	二二五、〇〇	
六〇〇	六〇〇	五〇〇、〇〇	
六五〇	六五〇	四〇〇、〇〇	
七〇〇	七〇〇	三〇〇、〇〇	
七五〇	七五〇	二五〇、〇〇	
八〇〇	八〇〇	一五〇、〇〇	
八五〇	八五〇	一〇〇、〇〇	
九〇〇	九〇〇	六〇、〇〇	
九五〇	九五〇	一五、〇〇	
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇、〇〇	
一〇五〇	一〇五〇	五、〇〇	
一一〇〇	一一〇〇	二、五〇	
一一五〇	一一五〇	一、二五〇	
一二〇〇	一二〇〇	一一〇〇	
一二五〇	一二五〇	一〇〇〇	
一三〇〇	一三〇〇	九〇〇	
一三五〇	一三五〇	八〇〇	
一四〇〇	一四〇〇	七〇〇	
一四五〇	一四五〇	六〇〇	
一五〇〇	一五〇〇	五〇〇	
一五五〇	一五五〇	四〇〇	
一六〇〇	一六〇〇	三〇〇	
一六五〇	一六五〇	二〇〇	
一七〇〇	一七〇〇	一〇〇	
一七五〇	一七五〇	五〇	
一八〇〇	一八〇〇	二五	
一八五〇	一八五〇	一五	
一九〇〇	一九〇〇	五	
一九五〇	一九五〇	一	
二〇〇〇	二〇〇〇		

特ニ株券又ハ公債社債ヲ有スル者ハ、如何ナル少額所得ト雖課税ヲ免レサルハ不公平ノ甚シキモノナリ、今源泉取立方法ヲ廢止スルモ、配当又ハ利子支払ノ義務ヲ有スル者ヲシテ其ノ支払ヲ為シタル人名及金額ヲ申告セシムルコトト為サハ、独リ所得ノ隠蔽脱漏ヲ防キ得ルノミナラズ、却テ之ニ依リ他ノ所得調査ノ便宜ヲ増スニ至ルヘシ
右ノ提議ハ源泉取立方法ト累進税率主義トノ論争ナリ、源泉取立方法ヲ貢カンカ累進税率主義ハ採用スヘカラズ、累進税率主義ヲ採用シ、源泉取立方法ノ適用ハ必要ノ範囲ニ制限シテ負担ノ不公平ヲ少カラシムルニ在リ
委員会ハ折衷主義ノ現行法ノ如クナルヲ是認シ前ノ提議ハ之ヲ排斥シタリ、今仮ニ第一種第二種ノ源泉取立方法ヲ廢止スルモノトシ、税金ノ収入ニ如何ナル影響ヲ來スニ至ルヤヲ調査シ、左ノ結果ヲ得タリ

(一) 法人ヨリ受クル配当金ヲ第三種所得ト為ス為、税金ノ増減ヲ來スヘキ原因左ノ如シ

増スヘキモノ	減スヘキモノ
一、税率ノ増加	一、帝室御所有株ニ対スルモノ
(イ) 従来ノ所得ニ配当金加算ノ為税率ノ高昇スルモノ	二、外國ニ在ル外國人所有株ニ対スルモノ
(ロ) 従来ノ所得ナキモ配当金ニテ一万円以上ノモノ	三、營利ヲ目的トセサル法人ノ所有株ニ対スルモノ
二、新規資格ノ取得	四、配当金ヲ加算スルモノ所得三百円以上ナキモノ
(イ) 従来ノ所得三百円以下ノモノ、配当金加算ノ為所 得三百円以上トナルモノ	五、無記名株ト為セシ場合
(ロ) 従来ノ所得ナキモノ、配当金ニテ所得三百円以上ア ルモノ	六、税率ノ減少
	(イ) 従来ノ所得ニ配当金ヲ加算スルモノ一万円ニ達セサ ルモノ
	(ロ) 従来所得ナク配当ノミニアテ所得三百円以上一万円 以下ノモノ

七、調査周到セサル為
(イ) 金社ノ株主名簿ノ住所へ悉ク現住居所ト一致スル モノニ非サルカ故ニ、短期間ニ調査スルトキハ住居 所不明トシテ合算シ能ハサルモノヲ生シ所得ノ減少 ヲ見ルヘシ
(ロ) 日本人ニシテ外國ニ住居スル者ニ対シ課税上ノ困 難ヲ生スヘシ
得トシテ課税スルノ可否

(二) 公債社債ノ利子ヘ、無記名債券ノ多數ヲ占ムル今日ニ於テハ到底満足ニ捕捉シ得サルヘシ
第二項 第一種所得ノ甲乙ノ区別ヲ廢シ法人ノ所得ニ低率ノ課税ヲ為スト同時ニ、所

所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル所得ニハ更ニ第一種又ハ第三種ノ所

得トシテ課税スルノ可否

源泉取立方法廢止説ニ次テ起リタルハ、第一種所得ノ甲乙ノ区別ヲ廢シ法人ノ所得ニ低率ノ課税ヲ為スト同時ニ、所
得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル所得ニハ、更ニ第一種又ハ第三種ノ所得トシテ課税スヘシトノ意見是ナリ、其ノ
所說大要左ノ如シ

一、法人ハ撫制ナルカ將タ実在セルカハ議論ノ存スル所ナリト雖、法人ハ個人ヲ離レテ存在シ独立ノ經濟主体ヲ為

スモノナルカ故ニ、法人ニ納稅義務ヲ命スルト同時ニ之ヲ組成スル個人ニ納稅義務ヲ命スルハ何等矛盾重複スル
モノニ非ス、別箇ノ經濟主体ヨリ別箇ニ徵稅スルモノナレハナリ

二、仮二人格論ヲ以テ乾燥無味ナル法理論ナリトシテ之ヲ排ジン、經濟主体トシテハ個人ヲ離レテ法人ナシトスル
モ、法人ハ法律ノ特別ナル保護ヲ受ケ、個人ノ力ヲ以テ經營スル能ハサル有利ナル事業ヲ經營スルカ故ニ、法人

ヲ組成スル個人ニ対シ國家ハ特別ノ負担ヲ命スルコトヲ得ヘシ、此ノ特別ノ負担ハ法人課税ニ依リテ最モ適當ニ
実行セラルヘシ

三、本邦ノ所得税ハ一般所得税ノ外觀ヲ有セリト雖、其ノ實質ヲ觀察スレハ特別所得税ト資本利子税トノ合体シタ
ルモノナリ、即チ第一種及第二種ハ実ヘ資本利子税ト称スヘキモノナリ、故ニ一方法人ノ所得ニ対シ所得税ヲ課
シ、他方法人ヲ組成スル個人ノ所得ニ対シテ所得税ヲ課スルモ、是レ重複課税ト称スヘカラス、実ヘ資本利子税
ト一般所得税ノ並立ナリ、彼ノ地租、營業税等ノ収益税ト所得税ト並立スルト毫モ異ルコトナシ

四、第一種法人ノ所得ヲ甲乙ニ区別シ、乙ニ対シ第三種個人ノ所得ト殆ト同一ナル税率ヲ適用スルコトヲ為シタル
ハ、偏ニ負担ノ權衡ヲ保タシムルノ趣旨ニ出ツ、然レトモ甲乙區別ノ標準ハ根柢薄弱ニシテ理論明瞭ナラズ、若
シ本脱ノ如ク之ヲ改正スルトキハ、曖昧ナル第一種所得ノ甲乙ノ区別ヲ廢スルヲ得ルノミナラズ、所得税負担ノ
權衡ヲ保ツコトヲ得、又第三種所得調査ノ便宜ヲ得ルニ至リ一拳三得ノ良策ナリトス

五、外國立法例ヲ見ルニ、普魯西ニ於テハ法人ト個人ト全ク同様ニ取扱ヒ、法人ニモ個人ト同シク累進率ヲ課ス
ルト同時ニ、法人ヨリ受クル配当金ハ之ヲ個人所得トシテ計上セシム、奧太利及独逸連邦諸国モ亦此ノ主義ニ從
ヘリ、蓋シ法人ナル觀念ノ發達シタル國ニ於テハ皆之ニ依ルモノノ如シ

六、法人ニ対シ普墺ノ如ク個人ト同様ニ累進率ヲ適用スルハ理論ヲ貫徹スルモノナリト雖、若シ斯ノ如クナントキ
ハ大會社ノ小株主ハ比較的ニ重複課税ヲ負ヒ、小會社ノ大株主ハ比較的輕稅ヲ負フ結果トナルヲ以テ、多少斟酌シテ
法人ニハ輕稅ヲ課シ、其ノ法人ヨリ受クル所得ニハ更ニ第一種又ニハ第三種所得トシテ課稅スルヲ適當トス

右ニ対スル反対意見ノ大要ニ曰ク

一、我所得稅法ニ於テ法人ニ課稅スルハ法人ヲ個人ト対立セシメ、法人ヲ個人ト同シク經濟主体ト見ルカ故ニ非ス

シテ、個人ヨリ箇箇ニ徵稅スルヨリ生スル種々ノ不便ヲ避ケンカ為ニスルモノニシテ、所謂源泉取立ノ方法ニ外
ナラズ

二、法律上ノ人格論ハ姑ク措キ、經濟上ノ觀察ニ依レハ法人ノ所得ハ之ヲ組成スル個人ノ所得ニシテ、無形ノ法人
ニハ金錢上ノ利益アルコトナシ、個人ヲ離レテ法人ナシ、故ニ法人ニ課稅スルト同時ニ更ニ法人ヨリ受クル所得
ニ課稅スルハ明ニ重複課税ナリ、若シ現行第一種法人ノ所得ノ課稅税率低キニ過クト云フニ在ラハ増率スレハ可
ナリ、理論ニ拘泥シテ重複課稅スルハ其ノ當ラ得ス

本問題ニ關シテハ委員会ハ前説ヲ排シ後説ヲ採ルコトニ決シタリ

第三項 第一種所得ヲ甲乙ニ区別シ、甲ニ対シ比例稅ヲ課シ乙ニ対シ

第三種ノ所得ト同一又ハ之ニ近キ累進稅ヲ課スルノ可否

課稅組織ニ關スル前記ノ提案ハ否決セラレタルヲ以テ、次ニ起リタル問題ハ、第一種所得ハ現行定率ノ如ク比例率
ヲ適用スルヲ可トスルヤ、又ハ非常特別稅ノ如ク第一種所得ヲ甲乙ニ区別シ甲ニ対シテ比例率ヲ適用シ、乙ニ対シテ
累進率ヲ適用スルヲ可トスルヤト云フニ在リ、委員会ハ現行定率ノ如ク法人ノ所得ニ一率ヲ課スルヲ不可トシ、非常
特別稅ノ如ク株主又ハ社員二十一人以上ト二十人以下トニ依リ甲乙ニ区別シ、甲ニハ比例率ヲ課シ乙ニハ第三種所得
ト同一又ハ之ニ近キ累進率ヲ課スルヲ可トスルコトニ決定シタリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

現行定率ノ如ク一率ヲ以テ法人所得ニ課稅スルトキハ、負担ノ不公平ヲ來ダシ個人所得ト權衡ヲ失スルニ至ル、蓋
シ從來法人ノ所得ヲ比例稅トシ累進稅ト為ササリシハ、法人ニ在リテハ結局其ノ利益ヲ多數ノ株主又ハ社員ニ配当
スルモノナルカ故ニ、法人ノ所得ハ大ナルモ各自ニ配当セラルトキハ少額ノ所得トナルヲ以テ、累進稅率ヲ課ス
ヘキ性質ノモノニ非サレハナリシナルヘシ、然レトモ合名會社又ハ合資會社ナルモノハ多クハ親族又ハ相知ノ間ニ

組織セラルモノニシテ、社員ノ數多カラサルカ故ニ法人ノ所得ノ大ナルハ、即チ社員ノ所得ノ大ナルヲ示スモノニシテ、此ノ場合ニ於テハ個人ノ所得ト異リタル税率ヲ適用スヘキ理由甚タ乏シ、故ニ此等法人ノ所得ニ対シテハ個人ノ所得ト同一又ハ之ニ近キ累進税率課スルヲ相当トス、而シテ株主二十人以下ノ株式会社及株主、社員二十人以下ノ株式合資会社モ權衡上同一ニ取扱フヲ必要トス

甲種即チ二十一人以上ノ株主又ハ社員ヲ有スル法人ニ対シテ、資本金ト純益トノ割合即チ配当率ノ多少ニ依リテ税率ヲ異ニスヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、此ノ意見ハ法人ヲ一個ノ經濟主体トスル見地ヨリスルトキハ一理ナキニ非スト雖、委員会ニ於テハ前決議ニ於テ課税上ヨリ法人ヲ以テ一箇ノ經濟主体ト看做サス個人ノ集合ト認メタルノミナラス、實際ノ事實ヨリ觀察スルモ配当率大ナル場合ト雖、配当金ハ多數ノ株主ニ分散スルモノナルカ故ニ、小株主ニ対シテハ必スシモ納稅力大ナリト断言スルヲ得ストノ理由ヲ以テ之ヲ否決シタリ

第四項 公債ノ利子ニ所得稅ヲ課スルノ可否

第二種所得ニ付テ第一ニ對議ニ上リタルハ公債ノ利子ニ所得稅ヲ課スヘキヤ否ヤノ問題ナリトス、本問題ニ付テハ委員間ニ免稅課稅ノ兩説行ハレタリ、今其ノ主張ノ大要ヲ掲クレハ左ノ如シ

甲 免稅説

(一) 軍備補充ノ為及臨時事件費支弁ノ為、明治三十七年以降政府ノ發行シタル公債ノ利子ハ所得稅ヲ免除シタルヲ以テ、一部ノ公債ハ所得稅ヲ免セラレ、一部ノ公債ハ所得稅ヲ課セラレ、不公平ナルヲ以テ一切ノ公債皆免稅スヘシ、公債ノ利子所徴稅免除ニ關スル法律ヲ廢スルトキハ兩者ノ權衡ヲ得ルハ勿論ナリト雖、元來公債ニ課稅スルハ公債政策上甚タ取ラサル所ナルノミナラス、一旦免稅ヲ条件トシテ募集シタル公債ニ對シ課稅スルハ不当ナルヲ以テ、寧ロ總テ免稅ニ均齊セシムルヲ可トス

乙 課稅説

(一) 免稅公債ト課稅公債トノ間ノ不公平ヲ医スルニハ公債全部ニ課稅スルヲ至當トス、免稅ヲ條件トシテ募集シタルハ戰時公債ノ一部ニ過ギス、其ノ一部ノ免稅ノ為ニ經テノ公債ニ免稅スヘシトノ論結ヲ生セス

(二) 公債價格ノ維持ハ公債政策上重要ノコトタルハ勿論ナリト雖、元來公債價格ハ一般ノ經濟上ノ事情又ハ財政上ノ信用等ニ依リテ支配セラルヘキモノナルカ故ニ、課稅ノ如キハ其ノ稅率非常ニ高カラサル限り敢テ價格ニ影響スルモノニ非ス、彼ノ英國ノ公債力課稅ノ為ニ價格ニ影響アリトハ夢想タモ及ハサル所ナリ

(三) 免稅説ハ資產所得ニ重ク課稅スヘシト云フ本委員会ノ先決事項ニ矛盾スルノミナラス、公債ニ免稅シ社債又ハ株式等他ノ資產ニ課稅スルハ非常ナル不公平ナリ

委員会ニ於テハ種々審議ノ末本問題ニ關シテハ總テ現状ヲ維持シ、現今免稅シアルモノハ将来モ亦之ヲ免稅シ、現今免稅セサルモノハ将来モ亦免稅セサルヲ可トスト決議シタリ

第五項 第二種ノ稅率ヲ高メ第三種ノ稅率ト權衡ヲ保タシムルノ可否

第二種所得ノ稅率ニ閑シ左ノ提議アリ

第二種ノ所得ニ対シテ非常特別稅ヲ増徵セサリシハ、公債政策上必要ノ措置ナリシナランモ、既ニ戰時公債ノ利子ニ所得稅ヲ免除スルコトナリシ今日ニ於テ、第一種第三種ニ增徵シ第二種ニ増徵セサルハ徒ニ負担ノ不公平ヲ残スノミ、特ニ公債社債ノ利子ハ其ノ所得確定安固ニシテ管理保存ニ要スル勞費モ少ク、他ノ資產ヨリ生スル利子ニ比シ遙ニ優勝ノ地位ニ在ルヲ以テ、少クトモ第三種所得ノ資產ヨリ生スル所得ト其ノ稅率ヲ均等ナラシムルヲ相當

トス、然レトモ公債社債ノ利子ハ源泉取立法ニ依ル結果少額所得ニモ課税セラルルニ反シ、第三種ノ資産所得ハ勤労所得若ハ營業所得ト競合セサル限り、三百円以下ノ所得ニハ課税セラルカ故ニ多少斟酌スルノ要アリト雖、

第二種所得ノ税率ヲ現行ヨリ高メ第三種資産所得ノ税率ト權衡ヲ保タシムルヲ要ス

右ノ提議ニ對シテハ多少ノ異議アリタリト雖、討論ノ未委員会ニ於テハ公債ノ利子ニ付テハ前項ノ決議ノ如ク現状ヲ維持シ、社債ノ利子ニ付テハ第三種ノ所得ト權衡ヲ保タシムルコトニ決議シタリ

第六項 貯金預金ノ利子ヲ第二種所得ニ編入スルノ可否

第二種所得ノ範囲ニ付起レル最後ノ問題ヘ、貯金預金ノ利子ヲ第一種所得ニ編入シ源泉取立方法ヲ適用スルノ可否如何ニ在リ、之ヲ可トスル論者ノ要旨左ノ如シ

〔一〕貯金預金ノ利子ハ第三種所得中ニ包含セラルント雖、殆ト之カ調査ノ途ナキヲ以テ脱漏多ク實際課税セラルルハ極メテ僅少ナリ、故ニ正直ニ申告スル者ハ課税セラレ、隠蔽スル者ハ課税ヲ免ルルノ不公平ヲ生ス

〔二〕此ノ不公平ヲ医シ徵稅ノ目的ヲ達シ兼テ貯金預金ノ秘密ヲ確保セントセヘ、利子支払義務者ヲシテ其ノ利子支払若ハ元金ニ組入ル際稅金ニ相当スル利子ヲ控除セシムルコト、公債社債ノ利子ニ於ケルカ如クスルヲ可トス

〔三〕少額ノ貯金預金ニ對シテハ免稅スルヲ至当トスト雖、源泉取立法ニ依ル結果ハ少額ト否トヲ區別スルヲ得サルカ故ニ税率ハ斟酌シテ多少輕減スルヲ要ス

〔四〕貯金預金ニ課税スルトキハ貯金預金ヲ妨クトノ論アルヘシト雖、仮ニ千分ノ二十ヲ課税スルモノトセハ五分ノ利子カ四分九厘ニ減スルニ過キサルヲ以テ、貯金預金ニ影響ヲ來タス虞ナシ

之ヲ否トスル論者ノ要旨左ノ如シ

〔一〕第二種所得ニ編入スルトキハ、零碎ノ貯金ニモ課税スルコトトナリ之ヲ獎勵スル趣旨ニ反ス、故ニ輕稅ニテモ

不可ナリ

〔一〕貯金ハ保管ノ為ニスルモノ多ク、之ニ依リ生活スル者ノ如キハ極メテ少シ、預金ノ種類金額ヲ問バズ悉ク之ヲ羅致セントスルハ不可ナリ

〔二〕総テノ利子支払義務者ヲシテ稅金ノ控除ヲ取扱ハシムルヘ到底実行スル能ハサル所ナルヘキヲ以テ、勢ヒ銀行及郵便局ノ預金貯金ニ限ラサルヘカラス、然ルトキハ銀行又ハ郵便局以外ノモノト權衡ヲ失スルニ至ル

〔三〕貯金預金ノ出入頻繁ナルヲ以テ、利子支払ノ機會公債社債ノ如ク定期的ナル能ハス、利子支払義務者ヲシテ其ノ手数ノ煩三堪エサラシム

可否ノ論共ニ熾ナリシト雖、委員会ニ於テハ審議討論ノ末ニテ可決シタリ

第一次ノ審議ニ於テ貯金預金ノ利子ヲ第二種所得ニ編入スルコトニ決シタルコト前述ノ如シ、然レトモ第二次ノ審議ニ在リ、是ニ於テ委員中説ラスル者アリ、曰ク

同種ノ收入ヨリ控除スヘキ必要経費ノ平均ヲ求メ、之ヲ同種ノ收入ニ適用スルトキヘ、公平ヲ保チ劳費ヲ省キ紛議ヲ避ケルコトヲ得

此ノ説ニ反対スル者ハ曰ク

第七項 第三種所得ノ算出ニ当リ總收入金額ヨリ控除スヘキ必要経費ノ

歩合ヲ一定スルノ可否

第三種所得ノ算出ニ当リ官民共ニ煩累ニ苦シミ且紛議ノ基トナルハ、總收入金額ヨリ控除スヘキ必要経費ノ見積如何ニ在リ、是ニ於テ委員中説ラスル者アリ、曰ク

同種ノ收入ヨリ控除スヘキ必要経費ノ平均ヲ求メ、之ヲ同種ノ收入ニ適用スルトキヘ、公平ヲ保チ劳費ヲ省キ紛議ヲ避ケルコトヲ得

此ノ方法ニ依ルトキハ勞費ヲ省キ紛譏ヲ避クルノ利アルハ勿論ナルヘシト雖、其ノ結果甚シキ不公平ヲ來ダヌ至ルヘシ、何トナレハ同一所得源ヨリ生スル生産物ノ種類同一ナラサルノミナラス、同種生産物ノ市場価格及生産費一様ナラスシテ、所得ヲ得ルニ必要ナル経費ハ時ト所ト人トニ依リテ異ルヘキモノナルカ故ニ、若シ各府県ノ平均ナル仮想ノモノヲ以テ一率ニ之ヲ律スルトキハ、甚シク實際ト遠サカルモノヲ生スケレハナリ

委員会ハ右両説研究ノ資料トシテ所得調査ノ結果ニ基キ、各種所得ノ総収入百円ニ對スル各府県平均控除額ヲ調査シテ左ノ結果ヲ得タリ

貸 家 地 貸 家	土 地	区 別 種 目	各府県平均控除額	最高控除額		最低控除額		最 高 差 ニ 對 ス ル 最 低 額 ト 割 合
				借 自 地 地 貸 家	田 畠 烟 田 山 原 烟 田 田 小 自 自 他 地 地 林 野 作 作 作 作	田 畠 烟 田 山 原 烟 田 田 小 自 自 他 地 地 林 野 作 作 作 作	田 畠 烟 田 山 原 烟 田 田 小 自 自 他 地 地 林 野 作 作 作 作	
六五、二二八	四一、三七、四六、三九、五三九	八三、五五、八七、八五、九二、一〇六、九〇八	三四、七七、五四、八八、四九、七〇、一五三	九一、二四五、一二六、八一七、三八八	六九、四三、二四五、一〇六、五九〇	八四、五九三	八五、〇六九	四九〇
八八、六〇〇	八〇、六四、六〇、〇〇〇	九三、八〇、九八、九四、九六、三〇〇	七五、九〇、八八、九〇、九七、九〇、九〇	八九、九一、九〇、九四〇	八七、〇〇〇、五〇〇	九七、一九〇	八六、二五〇	四〇〇
一一〇、〇〇〇	一一、一八、二二〇、三五、五九〇	七三、三〇、六二、七五、八七、五〇〇	九、五四、六〇、二五、七〇、一〇、三〇、二六、〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五七、一〇〇	二七、〇〇〇	一〇〇
一、〇五一	一、一、大三三、五三九	二三八、九〇五、四一〇、二二三	一、一、一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一、一、一	四七五、三三二、九一、七二七、一九六、九四四、八三八、九一六、三〇四、〇〇四	一、一、一、一、一、一、一、一	二六八

其 他 業	庶 業	工 業	商 業				牧 飼 養 業 業 及 牧 飼 養 業	
			印 刷 業	寫 真 業	其 他 製 造 業	酒 類 製 造 業		
貸 座 敷 業 等	漁業 公證人 敷業等	弁 護 士 師	其 他 製 造 業	其 他 製 造 業	其 他 製 造 業	其 他 製 造 業	其 他 製 造 業	
六五、二二八	四一、三七、四六、三九、五三九	八三、五五、八七、八五、九二、一〇六、九〇八	三四、七七、五四、八八、四九、七〇、一五三	九一、二四五、一二六、八一七、三八八	六九、四三、二四五、一〇六、五九〇	八四、五九三	八五、〇六九	
八八、六〇〇	八〇、六四、六〇、〇〇〇	九三、八〇、九八、九四、九六、三〇〇	七五、九〇、八八、九〇、九七、九〇、九〇	八九、九一、九〇、九四〇	八七、〇〇〇、五〇〇	九七、一九〇	八六、二五〇	四〇〇
一一〇、〇〇〇	一一、一八、二二〇、三五、五九〇	七三、三〇、六二、七五、八七、五〇〇	九、五四、六〇、二五、七〇、一〇、三〇、二六、〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五七、一〇〇	二七、〇〇〇	一〇〇
一、〇五一	一、一、大三三、五三九	二三八、九〇五、四一〇、二二三	一、一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一、一	一、一、一、一、一、一、一	四七五、三三二、九一、七二七、一九六、九四四、八三八、九一六、三〇四、〇〇四	一、一、一、一、一、一、一、一	二六八

委員会ハ本表ニ依リ最高額ト最低額トノ懸隔大ニシテ、若シ強テ控除歩合ヲ一定シ一率ヲ以テ律スルトキハ甚シキ不公平ノ結果ヲ生スルニ至ルモノト認メ、控除歩合一定説ヲ否決シタリ

第八項 所得税ニ超過累進率ヲ採用スルノ可否

現行累進率ハ所得額別ノ前階級ト後階級トノ間ニ一大ナル不公平アリ、之ヲ例示スレハ九百九十九円ノ所得者ノ税金ハ一千円九十九銭ナルニ、一千円ノ所得者ノ税金ハ十五円ニシテ、所得一円多キカ為ニ三田余ノ多額ノ税金ヲ負担セサルヘカラズ、故ニ納税者ハ成ルヘク低額ノ階級ニ留マラントカメ、所得ヲ許リ脱税ヲ謀ルノ弊アリ、而シテ此ノ不公平及弊害ハ累進ノ差率高キニ従テ益々大ナリ、是ニ於テカ超過累進率採用ノ議起ル、超過累進率ニ在リテハ後階級ハ前階級ヨリ超過シタル部分ニ対シテノミ累進率ヲ適用スルモノナルヲ以テ、前例ノ如キ不公平ヲ生スルコトナク、從テ之ニ伴フ弊害ヲ減少スルノ利益アリ、特ニ超過累進率ハ現今経済学上物ノ効用ニ付重要ノ理論タル限界的効用説ニ適合スルモノニシテ、学説及実際ニ適セル主義ナリトス

超過累進率ハ理論公正ナリト雖、其ノ適用煩雜ニシテ相続税ノ如キ適用件数少キモノニハ適當ナルモ、所得税ノ適用件数多キモノニハ不便ナリ、特ニ計算ニ懶レサル一般納税義務者ハ、自己ノ納税金額ヲ一見知リ得サルノ不便アリトノ反対説アリシト雖、委員会ハ多数ヲ以テ超過累進率ヲ採用スルコトニ決シタリ

第九項 累進税率ヲ適用スヘキ所得金額ノ階級ヲ増加スルノ可否

累進率ヲ適用スヘキ所得金額ノ階級ニ闊シ、委員中現行第三種所得ハ三百円以上ヨリ十萬円以上ニ至ルマテ十二階級三分テリト雖、階級少ケレハ税率ノ間差大ナラサルヘカラズ、税率ノ間差大ナルトキヘ負担ノ公平ヲ期スル能ハス、税率ノ高キ場合ニ於テ特ニ然リトス、故ニ成ルヘク階級ヲ細別シ税率ノ間差少カラシムベシ、第一種所得ノ乙ニ於テモ亦然リトストノ提議ヲ為シタル者アリ

此ノ提議ニ対シテ委員中ニハ現行法ノ如ク単純ナル累進率ヲ適用スル場合ニ於テハ前説ノ如クナリト雖、超過累進率ヲ適用スルトキヘ此ノ憂ナキノミナラズ、階級多キトキヘ所得ヲ隠蔽シ税率ノ低キ階級ニ就カシムルノ機会ヲ多カラシムルモノナルカ故ニ、之ヲ減スルモ之ヲ増スノ必要ナシトノ理由ヲ以テ反対シタル者アリシト雖、委員ノ多数ヘ前説ヲ是認シ之ヲ可決シタリ

第四款 第三種所得課税ノ範囲ニ闊スル問題

第三種所得ノ課税範囲ノ問題、換言スレハ現行第三種シテ課税スル物件ノ範囲ヲ拡張スヘキヤ、將タ縮少スヘキヤノ問題ヘ、委員会ニ於テ種々ニ研究セラレタリ、以下項ヲ分チ其ノ審議要領ヲ記述スヘシ

第一項 課税最低限ヲ高ムルノ可否

所得税ノ課税最低限即チ免税点ハ、其ノ国ノ経済状況特ニ人民生活ノ程度ニ考量セサルヘカラズ、現行所得税ノ免税点タル三百円ハ所得税創設當時ヨリ異動ナシト雖、現今ノ経済状況ハ彼ノ明治二十年トハ大ナル徑庭アリテ、物価ノ高騰非常ニシテ生計ノ難易亦同日ニ非ラズ、然ルニ人民生計ノ必要費トシテ推定セラル免稅点ヲ変更セサルハ不可ナリ、外國立法例ヲ見ルモ英國ハ百六十磅、普國ハ五百馬克、澳國ハ六百「フローリン」、和國ハ六百五十「アロー・リン」ニシテ、此等ニ比較スルトキヘ本邦ノ三百円ハ低キニ失ス、宜シク之ヲ五百円又ハ六百円ニ高ムヘシトノ説ヲ為シタル者アリ

委員会ニ於テハ審議ノ末、左ノ理由ヲ以テ此ノ説ヲ否認シタリ

一、外國ニ於テモ英、普、澳、和ノ如キ高キモノアルト同時ニ、又「サクソン」ノ四百馬克、「ペーデン」及「ヘンゼン」ノ五百馬克ノ如キ低キ夷例モアリ

二、所得税法創設當時タル明治二十年ト本日トノ物価ニ大差アルハ明ナル事実ナリト雖、物価騰貴ノ為生計費增加

スルト共ニ、農商工者ノ如キハ其ノ生産物ノ代価モ亦勝貴セルヲ以テ彼此相償フヲ得ヘシ、唯労働者ノ労銀ノ如キハ物価勝貴ト共ニ直ニ上騰スルモノニ非ス、亦物価勝貴ノ割合ニ上騰スルモノニ非ナルカ故ニ、此等労働者ニ對シテハ酌量スル所ナカルヘカラズ、然レトモ委員会ニ於テハ既ニ労働所得ニ對スル課税価格ヲ低減シ、所得ノ十分ノ六ヲ以テ課税価格ト為スコトニ決シタルヲ以テ、事美五百円以上ノ者ニ非サレハ課税セラレサルコトトナリ、労働所得者ハ之ニ依リ自ラ救済セラルルコトトナルノミナラス、營業所得者ニ在リテモ其ノ課税価格ヲ低減スルコトトナルヲ以テ、此ノ上免税点ヲ高ムルノ必要ヲ見ス

三、三百円以上五百円未満ノ所得金額約一億二千万円ニシテ全所得金額ノ約三割ヲ占ムルヲ以テ、若シ之ヲ免税スルモノトセハ税額約二百四十万円ヲ減シ、此ノ減額ヲ五百円以上ノ所得ヨリ補填セントセバ、著シク税率ヲ高メ却テ負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ

第二項 生計ノ必要費ヲ控除シタル残額ニ課税スルノ可否

三百円未満ノ所得ニ課税セサルヘ生計ノ必要費ニ課税セサルノ趣旨ニ出テタルモノナルヘシ、果シテ然ラハ生計ノ必要費ハ貴賤貧富ラ間ハス存在スヘキモノニシテ、貧者ニハ之アルモ富者ニハ之ナシト云フヘカラサルモノナルヲ以テ、生計ノ必要費ハ各級ノ所得者ノ所得ヨリ之ヲ控除シ所得税ヲ負担スベク、三百円未満ノ所得者ニノミ之ヲ限ルハ非理ナリ、故ニ生計ノ必要費ヲ控除シタル残額ニ課税スルヲ可トスヘン論アリ、其ノ理由ニ曰ク

- 一、一方ニ於テ免税シ他方ニ於テ課税スルハ理論貫徹セス
- 二、二百九十九円ノ所得者ハ一錢ノ税金ヲモ納メサルニ拘ヘラズ、三百円ノ所得者ハ所得一円多キ税金六円ノ外附加税金若干ヲ負担セサルヘカラズ、是レ不公平ノ甚シキモノナリ
- 三、此ノ不公平アル為三百円前後ノ所得者ハ三百円ニ上ラサラントカメ、所得ヲ詐リ脱税ヲ謀ルノ弊アリ

四、外国ノ立法例ヲ見ルニ

(イ) 英国ニ於テハ所得ノ大小ニ依リ控除額ヲ異ニスルコト左ノ如シ

所 得 額	免 税 額
一六〇	四〇〇
四〇〇	五〇〇
五〇〇	六〇〇
六〇〇	七〇〇

(ロ) 和蘭ニ於テハ労働所得ニハ六百五十「フローリン」ヲ控除シ、財産所得ニハ二百五十「フローリン」ヲ控除ス

(ハ) 瑞西「ベルン」洲ニ於テハ營業及職業ノ所得ニハ六百法ラ控除シ、資本所得、年金、恩給、俸給等ニハ千法ラ控除ス

委員会ハ左記ノ理由ヲ以テ之ヲ否認シタリ

一、三百円ヲ控除シタル殘額ニ課税スルトセハ勢ヒ高率ヲ課セサルヘカラズ、而シテ其ノ結果ハ別ニ異ルコトナシ、即チ四百円ノ所得ニ対シ千分ノ十ノ税率ヲ課スルモ、三百円ヲ控除シタル殘額百円ニ対シ千分ノ四十ノ税率ヲ課スルモ負担ハ異ルナク、只徵税率ノ額維テ加フルニ止マランノハシ

二、一戸毎ニ三百円ヲ控除スルモノトセハ、所得額約一億七千万円・税額約四百二十万円ヲ減スルカ故ニ、此ノ減額ヲ補填スル為多額所得者ノ税率ヲ高ムルモノトセハ、税率高キニ失シ却テ負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ

三、英國ノ如キハ比例税ナルカ故ニ、納稅力ニ応セシムル目的ヲ以テ控除額ヲ設ケ、而シテ所得額ニ依リ控除額ヲ異ニセルモノナリ

第三項 家族數、生計ノ困難等ヲ斟酌シテ減税又ハ免稅スルノ可否

所得税ハ生活ノ必要費ニ課税セサルヲ趣旨トスルヨリ、家族殊ニ小兒ノ数多ク比較的多額ノ生活費ヲ要スル者、又ハ疾病其ノ他ノ事故ノ為ニ生計困難ナル者ニハ所得税減免ノ特典ヲ付与スル立法例アリ、例ヘハ左ノ如シ

一、普國

三千馬克以下ノ所得者ニシテ年齢十四歳以下ノ小兒アルトキハ、一人ニ付五十馬克ヲ控除シ、三人以上アルトキハ等級一級ヲ下ス、又九千五百馬克以下ノ所得者ニシテ多数ノ家族ヲ扶持スル為、又ハ長キ疾病ノ為生活上困難ヲ及ホスマノアルトキハ等級三級マテドスコトヲ得

二、英國

五千八百馬克以下ノ所得者ニシテ、小兒ノ多キ為、又ハ貧シキ家族ヲ扶養スル義務アル為、若ハ永キ疾病其ノ他不幸ノ出来事ノ為生計上負担大ナル場合ニハ、等級三級マテドスコトヲ得

三、奧國

二千「フローリン」以下ノ所得者ニシテ人口一万人以下ノ場所ニ於テハ小兒五人以上アルトキ、人口一万人以上ノ場所ニ於テハ小兒三人以上アルトキハ税金ヲ輕減ス、又五千「フローリン」以下ノ所得者ニシテ多数ノ家族扶持ノ為、又ハ永キ疾病ノ為生活困難ニ陥ルトキハ等級三級マテドスコトヲ得

四、英國

那翁戰爭當時ノ所得税ハ家族數ノ多少ヲ酌量シテ課税ヲ輕減スルコトアリシモ、其ノ後手數ノ煩雜ナル為廢止ス

ルニ至レリ

委員会ハ本邦ニ於テ毛右ノ如キ立法例ニ倣ヒ税額減免ノ規定ヲ設クヘキヤ否ヤニ付テ研究ヲ遂ケタル末、其ノ立法ノ精神ハ洵ニ可ナリト雖、其ノ実施ノ困難ハ實ニ名状スヘカラサルモノアルヘシ、年々異動アル家族ノ数ヲ調査スル既ニ困難ナリ、疾病其ノ他ノ事故ニ因ル生計ノ如何ヲ調査スルカ如キハ更ニ困難ニシテ、到底所期ノ目的ヲ達スヘカラス、結局却テ租税賦課ノ公平ヲ失スルニ至ルノ虞アリ、英國ノ如キ一旦之力規定ヲ設ケ其ノ煩雜ニ堪ヘシシテ遂ニ之ヲ廢止シタル實例ニ鑑ミ、今日之ヲ本邦ニ採用スルハ得策ニ非ストノ趣旨ヲ以テ之ヲ採用セサルコトニ決シタリ

第四項 生命保険料ヲ所得ヨリ控除スルノ可否

所得納稅義務者カ支払フヘキ生命保険料ハ、百円ヲ限度トシテ其ノ所得ヨリ控除ヲ許シ免稅トスヘシトノ提議アリ、其ノ所説ニ曰ク

一、生命保険ハ之ヲ私ニシテハ各人ニ勤候ヲ勤メ老後又ハ死後ニ一定ノ資産ヲ与ヘ、生計困難ニ陥ラシメサル長計ヲ立ツル手段ニシテ、又之ヲ公ニシテハ零碎ノ資金ヲ吸收シテ一大資本ヲ組織スル方法ニシテ、社會政策上及國家經濟上重要ノ事業ナルカ故ニ之ヲ保護獎勵スル必要アリ、故ニ歐洲諸國ニ於テハ夙ニ此ノ必要ヲ認メ生命保険料ノ所得ヲ免除セリ、即チ英國ニ於テハ所得ノ六分ノ一ヲ限度トシ、普國ニ於テハ六百馬克ヲ限度トシ、奧國ニ於テハ百「フローリン」ヲ限度トシテ生命保険料ヲ所得ヨリ控除セリ、本邦ニ於ケル保険事業ハ未タ幼稚ナルヲ以テ特ニ之ヲ保護獎勵スルノ必要アリ

二、免稅スヘキ生命保険料ノ限度ヲ保険料ノ金額ニ取り所得金額ヲ標準ト為ササルハ、若シ英國ニ於ケルカ如ク所得ノ何割ト為ストキハ、一々所得額ト保険料ノ割合ヲ算出セサルヘカラサル煩雜アルノミナラス、多額所得者ハ多額ノ免稅ヲ得ルコトトナリ、富者ニ厚クシテ貧者ニ薄キノ欠点アルカ故ナリ、蓋シ生命保険料ハ主トシテ資産

ナキ者カ将来生計ノ為繕出スルモノナルヲ以テ、少額所得者ノ利益ハ特ニ之ヲ保護スルノ必要アリトス

三、免稅スヘキ生命保険料ノ限度ヲ百円ト為スノ相當ナルハ、明治三十五年度乃至三十七年度ノ平均統計ニ依レハ、保険金百円ニ對スル保険料ハ平均三田六十八錢ニシテ、百円ノ保険料ハ保険金二千七百円ニ相當ス、而シテ保険金二千円以上ノ保険契約數ハ三、五〇八件ニシテ、保険契約總數七三七、七一五件ノ二百十三分ノ一二過キス、又保険金二千円以上ノ保険金額ハ「三、六七九、二六〇円ニシテ、保険金總額二七七、三九六、〇五〇円ノ十六分ノ一二過キナルヲ以テ、保険料百円ヲ限度トシテ所得稅ヲ免除スルトキハ大多数ノ保険契約者ハ免除ノ特典ヲ受クルニ至ルヘシ、且二千円以上ノ保険ハ資力アル者ノ為スモノナルヲ以テ之ヲ保護スルノ必要少ク、殊ニ一定ノ制限ヲ設ケサルトキハ種々ナル弊害ヲ生スルノ虞アルヲ以テ、各國皆制限ヲ置カサルヘシ、是レ保険料百円ヲ限度トスヘシト云フ所以ナリ

四、生命保険料百円ヲ限度トシ所得稅ヲ免スルニ因リ生スル國庫ノ減收ハ、保険料ヲ控除シタル殘額ニ相當スル稅率ヲ適用スル場合ニ於テハ約三十四万円ニシテ、保険料ヲ控除セサル所得金額ニ相當スル稅率ヲ適用スル場合合ニ於テハ約十七万円ニ過キス

保険料免稅ノ提議ニ對シテハ委員中反対スル者アリ、其ノ所説二曰ク

若シ此ノ提議ヲ社會政策上又ハ國家經濟上ヨリ出デタルモノトスレハ、獨リ生命保険料ニ限ラス各種ノ貯金、火災其ノ他ノ損害保険料、官吏ノ國庫納金、教育基金、公共事業ニ投スル寄付金、其ノ他社會國家ノ為獎勵スヘキ出捐行為ニハ皆免稅スルヲ相當トス、然ルニ独リ之ヲ生命保険料ニ限ルハ理由ナシ

反対論ニ對シテハ左ノ弁解試ミラレタリ

(イ) 貯蓄ハ年額ヲ予算スルコト能ハス、又貯蓄ハ隨意ニ引出シテ自由ニ之ヲ处分スルコトヲ得ルモ、生命保険料ハ

年額一定シ一度之ヲ支払ヘ保険者ノ財産ニ転帰シ、所得者ノ所得ト看做スコトヲ得サルノ差アリ、故ニ貯金ニ對シテハ免稅ヲ主張スル学者甚々稀ニ、又立法例モナシ

(ロ) 火災其ノ他ノ損害保険料ハ一時的又ハ短期ノ支出ナルト、一定ノ保険ノ目的物、即チ動産不動産ヲ有スル資力者ノ支払フモノナルト、其ノ保険料ヲ支払ヒタルモノカ普通之ヲ他人ニ転嫁スルトノ理由ニ因リ、生命保険料ノ如ク之ヲ免稅スルノ必要ナシ、又當業者ノ支払フ損害保険料ハ必要ノ経費トシテ所得ヨリ控除セラルルヲ以テ自然免稅サルルコトトナリ
(ハ) 官吏ノ國庫納金ハ其ノ性質保険金ト異ナラスト雖、其ノ額極メテ少額ニシテ稅金ノ負担ニ影響スルコト甚少キヲ以テ、之ヲ免稅スルモ却テ手數ノ煩雜ヲ來スノミ
(二) 教育基金ノ如キモ一度設定スレハ之ヲ引出スラ得ス、又年額ヲ予定シ得ル制度ナランニハ之ヲ免稅スル至当ナリト雖、保険以外現今此ノ種ノモノアルヲ認メス
(ホ) 公共事業ニ投スル寄付金ノ如キハ之ヲ勸誘スヘキモノナルハ勿論ナリト雖、多ク臨時ノ支払ニ屬シ年額ヲ予定スル能ハサルノミナラス、元來寄付金ナルモノハ寄付者ノ道德心義侠心ニ出ツルモノナルカ故ニ、特ニ免稅シテ之ヲ獎勵スルノ必要ヲ見ス

委員会ニ於テハ生命保険料免稅說ヲ是認可決シタリ

次ニ起レル問題ハ、保険料ヲ控除シタル為所得金額ヲ減シ其ノ適用スヘキ稅率ヲ異ニスルニ至リタル場合、又ハ課稅最低限以下ニ下ルニ至リタル場合ニ於テハ、保険料ヲ控除シタル殘額ニ相當スル稅率ヲ適用スヘキヤ、又ハ保険料ヲ控除セサル所得金額ニ相當スル稅率ヲ適用スヘキヤト云フニ在リ

委員中說ヲ為ス者アリ、曰ク

所得税法ハ所得ノ性質ニ依リ課否ヲ定メ所得ノ用途如何ニ依リ課否ヲ決スルコトナシ、此ノ主義ニ従フトキハ保険料ノ所得税ヲ免除スルハ所得ニ非サル故ニ課税セサルニ非シテ、別種ノ理由ニ依リテ特ニ免除スルナリ、此ノ特別恩典ノ為ニ残額所得ニモ免税ヲ拡充スル理由ナシ、故ニ残額所得ニ関係ナカラシメ保険料ヲ控除セサル所得金額ニ相当スル税率ヲ適用シ、保険料ニ相当スル所得ニノミ免税スルヲ至当トス、從テ課税最低限以下ニ下リタル場合ニ於テモ所得金額ニ相当スル税率ヲ適用シテ課税スヘキナリ

委員会ニ於テハ右ノ理由ヲ認メ保険料ヲ控除セサル所得金額ニ相当スル税率ヲ適用スルコトニ決シタリ
然レトモ第二次ノ審議ニ當リ保険料ノ所得ヨリ控除スルト云フヘ、保険料ニ相当スル金額ヲ所得金額ニ加ヘスト云フノ義ニシテ、此ノ点ニ於テ必要経費ヲ所得ヨリ控除スル場合ト異ルコトナシ、故ニ保険料ハ全ク所得金額ノ外ニ置クヲ相当トス、特ニ課税手続ニ於テ斯ノ如クスルヲ便宜トストノ論アリ、委員会ニ於テハ再議ノ末之ヲ是認シ保険料ヲ控除シタル残額ニ相当スル税率ヲ適用シ、若シ其ノ残額ヲ課税最低限以下ニ下ルトキハ全ク課税セサルコトニ決議シタリ

第五項 個人営業ノ固定資本減価償却金ヲ所得ヨリ控除スルノ可否

現行法ニ因レハ法人ノ所得ハ事業年度損益計算表ニ依リ課税シ、個人ハ原則トシテ予算ニ依リ課税スル結果、法人ニ在リテハ固定資本例ヘハ船舶建物器械等ノ減価償却金ハ総益金ノ内ヨリ控除シテ所得ヲ算出スルニ反シ、法人ト同一営業ヲ営ム個人ニ在リテハ此ノ種ノ減価償却金ヲ所得ヨリ控除スルコトナシ、是レ公平ヲ得タルモノニ非ス、故二個人ノ場合ニ於テモ固定資本ノ減価償却金ヲ所得ヨリ控除スルヲ至当トストノ提議アリ

委員会ニ於テハ此ノ提議ヲ理由アリトシ、唯其ノ固定資本ノ種類及範囲ヲ限定セサルトキハ種々ナル弊害ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、此ノ点ハ更ニ研究ヲ要スル問題トシテ留保シタルモ、大体ニ於テ此ノ意見ヲ是認シタリ

第六項 居住者ノ所有ニ係ル家宅ノ賃貸価格ヲ所得ニ加算スルノ可否

現行法ハ所得ヲ解シテ積極的所得ノミヲ指シ消極的所得ヲ度外セリ、故ニ自家居住ノ家宅ノ賃貸価格ノ如キハ之ヲ所得ニ算入セス、是レ大ナル不公平ナリ、元來所有者自ラ其ノ所有家宅ニ住居スル者ハ現実ノ所得ナキモ無形ノ所得ヲ有スル者ナリ、換言スレハ当然支出スヘキ経費ヲ免レ居ル者ナリ、他人ノ家宅ヲ賃借シテ住居スル者ニ比シテ其ノ賃貸価格タケ多額ノ所得アル者ナリ、故ニ之ヲ所得ニ算入シテ所得税ヲ課スルヲ至当トストノ意見ヲ提出シタル者アリ此ノ意見ニ對シテハ現行法ハ總テ積極的所得ヲ見テ消極的所得ヲ見ス、現実所得ナキニ之ヲ所得アリト云フハ理論ニ過キテ實際ニ通セス、若シ住居家宅ノ賃貸価格ヲ所得ナリト称シテ課税スヘシトセハ、何故ニ使用家財ノ賃貸価格ニ及ホササルヤ、独リ家宅ニ限り消極的所得ヲ算入スルハ妥当ナラス、若シ此ノ理論ヲ貫徹セントセハ負債ナクシテ生活スル者ノ生活費ニ対スル利子モ所得トシテ計算セサルヘカラサルニ至ラシ、又仮ビ理論ハ正当ナリトスルモ賃貸価格ノ調査頗ル困難ナルニナラス、其ノ家宅ニ係ル負債ノ利子ハ之ヲ控除スルヲ至当トスヘキカ故ニ之カ調査ヲモ要シ、其ノ実施ハ頗ル困難ニシテ却テ不公平ノ結果ヲ生スツノ反対意見アリタルモ、委員会ニ於テハ前ノ意見ヲ是認可決シタリ

此ノ問題ハ第二次ノ審議ニ當リ實行上ノ問題トシテ再議ニ付セラレ、遂ニ前議ヲ翻シ住居者ノ所有ニ係ル家宅ノ賃貸価格ヲ所得ニ加算スヘシトノ説ハ、之ヲ否認スルコトニ決シタリ

第七項 割賦貸与金ニ課税スルノ可否

現行法ニ於テ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル割賦貸与金ニ課税セサルハ不公平ナルヲ以テ、之ニ課税スヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク
一、会社ハ定期記載アント否トヲ問ハス、決算期毎ニ利益金ノ一部ヲ割テ役員又ハ使用人ニ分配スルヲ例トシ、

役員使用者亦最初ヨリ之に分配ヲ予想スルヲ以テ、割賦賞与金ナルモノハ名ヘ一時的ノ収入ナルモ実ハ継続的ノ所得ニシテ一種ノ俸給ヲ形成スルモノナリ、第三種所得トシテ課税スルヲ至当トス

一、割賦賞与金ハ会社ノ純益ヨリ支払フモノニシテ、此ノ純益ハ既ニ一度法人所得トシテ課税セラレタルモノナル故ニ、之ヲ役員使用者ノ所得トシテ課税スルハ二重課税ニシテ不可ナリトノ説アリト雖、割賦賞与金ヲ会社配当金ト同一視シテ二重課税ト為スハ妥當ナラズ、何トナレハ課税カ二重ナルヤ否ヤハ金錢其ノモノヨリ客観的ニ決定スルニ非ラシテ、所有者自身ヨリ主觀的ニ鏡察スベキモノナルカ故ニ、配当金ニ在リテハ株主出資セル株金ヨリ生シタル利益ニ対シテ会社ノ名義ニ於テ課税セラレ、更ニ配当金ニ対シテ株主ノ名義ニ於テ課税セラルルトキハ、株主ヨリ見レハ二重課税ト云ヒ得ヘシト雖、割賦賞与金ニ在リテハ役員又ハ使用者ノ出資ヨリ生シタル利益トシテ受クルニ非スシテ、勤労ノ報酬トシテ受クルモノナルカ故ニ、役員又ハ使用者ヨリ見レハ他ノ俸給ト其ノ性質ヲ同フシ、之ニ向テ課税スルモ決シテ二重課税ト云フヘカラズ

之ニ反対スル者ハ曰ク

一、割賦賞与金ハ会社ノ利益ノ多少ニ依リ其ノ金額ヲ異ニスルモノナルカ故ニ、俸給ノ如ク会社ノ損益如何ニ拘ラス支給スルモノト大ニ其ノ趣ヲ異ニシテ、其ノ金額ヲ予算スル能ハサル一時ノ収入ナリ

二、割賦賞与金ハ会社ノ利益ノ分配ニ外ナラサルカ故ニ法人所得トシテ課税シ、更ニ其ノ分配金額ニ課税スルハ二重課税ナリ

委員会ハ反対説ヲ以テ理由ニ乏シキモノト為シ、多數ヲ以テ割賦賞与金ニ課税スルコトニ決シタリ

第一次審議ニ於テ決議シタル趣旨ニ基キテ起草シタル法案ヲ第二次審議ニ於テ調査シ、委員会ハ多少ノ修正ヲ為シ之コト、及ニ少額所得ニハ税率ヲ低クシ多額所得ニハ税率ヲ高メタルコト是ナリ

現行税率ト改正税率ヲ比較スレハ左表ノ如シ

所得金別	平均所得額	現行税率		改正税率	
		税率	税額	税率	税額
五百円以下ノ金額	四〇〇	二〇.〇	八〇〇	一五.一二	一七.
五百円ヲ超ニル金額	六〇〇	三五.二	八五〇	三一.四三	三〇.
七百円ヲ超ニル金額	八五〇	三五.二	一千円ヲ超ニル金額	二五〇	三四.五
一千円ヲ超ニル金額	一一五〇	三九.一	一千五百円ヲ超ニル金額	二五〇〇	三九.一
二千円ヲ超ニル金額	一六〇〇	一六一.〇〇	三千円ヲ超ニル金額	三五〇〇	一〇七.〇〇
三千円ヲ超ニル金額	四六〇	九五.八〇	四千円ヲ超ニル金額	五六〇	一〇七.〇〇
四千円ヲ超ニル金額	六〇〇	一〇七.〇〇	五千円ヲ超ニル金額	八五〇	一一五.〇〇
五千円ヲ超ニル金額	八五〇	一一五.〇〇	七千円ヲ超ニル金額	一〇〇	一〇〇.〇〇

右占メ、委員会ハ前議ヲ翻シ現行ヲ維持スルコトニ決議シタリ

第五款 改正税率

第一次審議ニ於テ決議シタル趣旨ニ基キテ起草シタル法案ヲ第二次審議ニ於テ調査シ、委員会ハ多少ノ修正ヲ為シ之コト、及ニ少額所得ニハ税率ヲ低クシ多額所得ニハ税率ヲ高メタルコト是ナリ

所得金別	平均所得額	税率	税額	超過税率	税額	改正税率	税額	所得金額総額に対する改正税率	最多額所得ニ対する税額
五百円以下ノ金額	四〇〇	二〇.〇	八〇〇	一五.一二	一七.	八〇〇	一七.〇〇	二二.一〇〇	八.五〇
五百円ヲ超ニル金額	六〇〇	三五.二	八五〇	三一.四三	三〇.	一千円ヲ超ニル金額	二五〇	三二.一〇〇	三三.一〇〇
七百円ヲ超ニル金額	八五〇	三五.二	一千五百円ヲ超ニル金額	二五〇〇	三二.一〇〇	三千円ヲ超ニル金額	三五九.六〇	三二.一〇〇	四三.一〇〇
一千円ヲ超ニル金額	一一五〇	三九.一	二千円ヲ超ニル金額	二五〇〇	三九.一	三千円ヲ超ニル金額	一七二.一〇	三一.一〇〇	六七.一〇〇
二千円ヲ超ニル金額	一六〇〇	一六一.〇〇	三千円ヲ超ニル金額	三五〇〇	一〇七.〇〇	四千円ヲ超ニル金額	九九.六〇	三一.一〇〇	一三.一〇〇
三千円ヲ超ニル金額	四六〇	九五.八〇	四千円ヲ超ニル金額	四五九.六〇	九五.九〇	五千円ヲ超ニル金額	一七二.一〇	二二.一〇〇	二二.一〇〇
四千円ヲ超ニル金額	五六〇	一一〇	五千円ヲ超ニル金額	五六七.六〇	一一〇	七千円ヲ超ニル金額	三五九.六〇	三〇七.一〇〇	三〇七.一〇〇
五千円ヲ超ニル金額	八五〇	一一五.〇〇	七千円ヲ超ニル金額	九〇一.一〇	一一五.〇〇	九千円ヲ超ニル金額	一〇〇.一〇	一〇〇.一〇〇	五三七.一〇〇
七千円ヲ超ニル金額	一〇〇	一一五.〇〇	九千円ヲ超ニル金額	九〇一.一〇	一一五.〇〇	一万円ヲ超ニル金額	一〇〇.一〇	一〇〇.一〇〇	九〇一.一〇〇

一円ヲ超ユル金額	一一、五〇〇	七五、〇	九三七、五〇	一四〇、	一、二五九、一〇〇、	一、九八九、六〇、	一、一三、六	二、三七ヤ、一〇〇、
一万五千円ヲ超ユル金額	一七、五〇〇	九四、五	一、六五三、七五	一五五、	一、九八九、六〇、	一、一三、六	二、三七ヤ、一〇〇、	二、三七ヤ、一〇〇、
二万円ヲ超ユル金額	二一、五〇〇	一六、〇	二、六一〇、〇〇	一七〇、	二、八〇二、一〇	二、一四、五	三、一三七、一〇〇、	三、一三七、一〇〇、
二万五千円ヲ超ユル金額	二七、五〇〇	一六、〇	三、一九〇、〇〇	一八五、	三、六八九、六〇	三、三四、一	四、一五一、一〇	四、一五一、一〇
三万円ヲ超ユル金額	三五、〇〇〇	一三九、五	四、八八一、五〇	一〇〇、	五、一五二、一〇	四、西七、二	六、二七七、五〇	六、二七七、五〇
四万円ヲ超ユル金額	四五、〇〇〇	一三九、五	六、二七七、五〇	一一〇、	七、三五二、一〇	五、一六一、一	八、三五二、一〇	八、三五二、一〇
五万円ヲ超ユル金額	五五、〇〇〇	一七〇、〇	九、三五〇、〇〇	一一〇、	九、五五二、一〇	一七三、六	一〇、七五二、一〇	一〇、七五二、一〇
六万円ヲ超ユル金額	六五、〇〇〇	一七〇、〇	一二、〇五〇、〇〇	一二〇、	一二、〇五〇、一〇	一八五、四	一三、七五〇、一〇	一三、七五〇、一〇
七万円ヲ超ユル金額	七五、〇〇〇	一七〇、〇	一三、七五〇、〇〇	一八〇、	一四、七五二、一〇	一九六、六	一六、三五二、一〇	一六、三五二、一〇
八万円ヲ超ユル金額	八五、〇〇〇	一七〇、〇	一四、四五〇、〇〇	一〇〇、	一七、六五二、一〇	二〇、二〇七、六	一七、六五二、一〇	一七、六五二、一〇
九万円ヲ超ユル金額	九五、〇〇〇	一七〇、〇	一六、一五〇、〇〇	一一〇、	一九、七五二、一〇	二一、二八、四	一九、七五二、一〇	一九、七五二、一〇
十万円ヲ超ユル金額	一一〇、〇〇〇	一七〇、〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、	二二、三五二、一〇	二二、三五二、一〇	二二、三五二、一〇	二二、三五二、一〇

右ノ表ニ依レハ二千四百二十九円未満ノ所得ニ在リテハ改正税率カ現行税率ヨリ軽ク、之ヨリ以上ノ所得ニ在リテハ重キ結果ヲ生ス

第一種所得ニ在リテハ、出資者ノ圓数ニ依リテ甲乙ノ二種ニ区別スルコト非常特別税法ニ於ケルカ如クシ、甲ニ対シテハ第三種ノ所得ニ比準ヲ取リ現行税率ヲ高メテ千分ノ六十五ト為シ、乙ニ対シテハ第三種ノ所得ト同一又ハ之ニ近キ累進率ヲ適用ストノ決議ニ基キ、第三種ノ改正税率ヨリ稍低キ千分ノ十五ヨリ千分ノ二百七十ナル超過累進率ト為シ、其ノ所得金額ノ階級別ハ第三種所得ト同シカラシメタリ

第二種所得ニ在リテハ、國債ニ対シテハ前ノ決議ニ基キ現行税率千分ノ二十ヲ維持シ、其ノ他ノモノニ対シテハ第一種及第三種ノ所得ニ權衡ヲ鑑ミ千分ノ五十ト為シタリ

第三章～第二十章〔省略〕

「別冊第一号

租税整理法律案

」

所得税法中改正法律案

所得税法中左ノ通改正ス

第三条 所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得

甲 株主二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式会社、又ハ株主及社員ノ數二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式合資会社 千分ノ六十五

乙 其ノ他ノ法人 所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

五百円以下ノ金額 千分ノ十五

五百円ヲ超ユル金額

千分ノ二十

七百円ヲ超ユル金額

千分ノ二十五

千円ヲ超ユル金額

千分ノ三十

一千円ヲ超ユル金額

千分ノ四十

一千五百円ヲ超ユル金額

千分ノ六十

二千円ヲ超ユル金額

千分ノ七十

三千円ヲ超ユル金額

千分ノ八十

四千円ヲ超ユル金額

千分ノ九十

五千円ヲ超ユル金額

千分ノ八十

七千円ヲ超ユル金額	千分ノ九十
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五
一万五千円ヲ超ユル金額	千分ノ百二十
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ百三十五
二万五千円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ百六十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ百八十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ百九十五
六万円ヲ超ユル金額	千分ノ百九十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ百九十五
八万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十
九万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百五十五
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十五
千分ノ二百七十	千分ノ二百七十五
千分ノ二百四十五	千分ノ二百四十五
千分ノ二百五十	千分ノ二百五十
千分ノ一百九十五	千分ノ一百九十五
千分ノ一百八十五	千分ノ一百八十五
千分ノ一百七十五	千分ノ一百七十五
千分ノ一百六十五	千分ノ一百六十五
千分ノ一百五十五	千分ノ一百五十五
千分ノ一百四十五	千分ノ一百四十五
千分ノ一百三十	千分ノ一百三十
千分ノ一百二十	千分ノ一百二十
千分ノ一百四十	千分ノ一百四十
千分ノ一百六十	千分ノ一百六十
千分ノ一百八十	千分ノ一百八十

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ為ス公債社債ノ利子
 甲　國　債　　千分ノ二十
 乙　其ノ他　　千分ノ五十
 第三種　前各種ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ遞次三名税率ヲ適用ス
 五百円以下ノ金額　千分ノ十七

八万円ヲ超ユル金額

九万円ヲ超ユル金額

千分ノ三百二十

十万円ヲ超ユル金額

千分ノ三百四十

前項ノ株主又ハ株主及社員ノ數ハ、其ノ事業年間ノ最少數ニ依ル

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ第三種ニ限り之ヲ合算シ、其ノ總額ニ依リ本条ノ税率ヲ適用ス、戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四条 所得ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

一、第一種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金及保険責任準備金ヲ控除シタル金額ニ依ル、但シ第二条ニ該当スル法人ノ所得ハ、此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スル各事業年度益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

二、第二種ノ所得ハ其ノ支払ヲ受クヘキ金額ニ依ル

三、第三種ノ所得ハ左ノ金額ニ依ル

甲 地代、小作料、家賃、配當金其ノ他資産ヨリ生スル所得

イ 此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケサル公債、社債ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル法人ヨリ受クル配當金、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子ハ其ノ收入予算年額

ロ 田、畠ノ小作料ハ前三箇年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均金額

ハ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額

乙 債給、給料、手当金、歳費、年金、恩給金其ノ他勤労ヨリ生スル所得

イ 債給、給料、手当金、歳費、年金、恩給金ハ、收入予算額三百分ノ七十ヲ乘シタル金額

ロ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額

丙 農業、商業、工業、鉱業、林業、水産業ノ他、資産及勤労ノ共働ヨリ生スル所得

イ 田、畠耕作ノ所得ハ前三箇年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

ロ 林業所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

ハ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

前項第一号ノ場合ニ於テ、益金中此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金、及此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケタル公債、社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

船舶運送業者ノ船舶又ハ倉庫業者ノ倉庫ノ減価ハ之ヲ経費ト看做ス

生命保険契約ニ依リ支払フ保険料ハ第三種ノ所得ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得、但シ其ノ金額ハ百円ヲ超ユルコトヲ得ス

第五条ニ左ノ一号ヲ加フ

八 乗馬ヲ有スル義務アル軍人及政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保統料

附 則

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中所得稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

別冊第一号

租税整理三依ル感入増減明細表」

第二 所得税

	四十年度予定額	整理見込額	整理増減
第一種 甲 乙 第二種 第三種 計	円	円	円
六、〇九八、四一五	八、六六五、〇〇二	二、五五六、五八七	増 一、三四一、〇九六
四、六九八、八七三	六、〇四〇、九六九	一、二三四、四九一	増 一、二三四、四九一
一、三九九、五四二	二、六二四、〇三三	二〇九、六一五	増 二〇九、六一五
三三四、二六三	五三三、八七八	三、六九八、八一二	増 三、六九八、八一二
一六、八二二、七二四	一三、一一三、九〇二	九三三、六一〇	減 減 三、六九八、八一二
一三、二三五、四〇一	一一一、三一七、七八二	六一〇	減 減 三、六九八、八一二

備考

生命保険料ヲ所得ヨリ控除スルカ為ノ減

三四八、一〇一四

馬縄、繩番料及馬匹保続料ヲ免稅スルカ為ノ減

一三、三七一

(平
10)

本校

1795

33、明治40年 税法整理案審査会審査要録（抄）

税法整理案審査会審査要録」

第一章 地租【租税史料叢書】第一巻に収録】

第二章 所得税

所得税二閣スル整理案ハ現行法ニ対スル改正ノ条項最モ多カリシヲ以テ、原案ノ説明二次テ種々ノ質問統出シ、其ノ討議三入ルニ及テ原案ニ対スル各種ノ修正意見ハ殆ト委員ノ各員ヨリ提出セラレ、甲乙其ノ結論ヲ同フスルモ丙丁其ノ理由ヲ異ニシ、紛糾錯綜其ノ取扱ニ苦ムノ勢ナリシヲ以テ、特別委員三名ニ附託シ協議案ヲ作成セシムルコトニ決シタリト雖、其ノ協議案亦未タ全員ノ同意ヲ得ル能ハス、遂三名員ノ提出シタル各箇ノ意見ニ付可否ヲ決スルノ止ムナキニ至レリ、而シテ各員提出ノ意見ハ概ネ数箇ノ条項ヨリ成リ、其ノ各条項ハ相互ニ關係ヲ有シ、或ハ条件ヲ附セラレタルヲ以テ、之ヲ分割シテ單独ニ其ノ各条項ヲ觀察スルトキハ、各員意見ノ本旨ヲ察スルノ虞ナキニ非スト雖、茲ニハ記述ノ便宜ヲ計リ款項ノ序順ニ從ヒ審議ノ要領ヲ摘錄セントス

第一款 課税組織ニ關スル問題

第一項 第一種・第二種・第三種ノ区別ヲ廢シ一般所得税ヲ確立スルト同時ニ、

会社税及資本利子税ヲ創設スルノ可否

所得税ノ課税組織ノ問題ニ關シ一人ノ委員ハ根本的改正意見ヲ提出シタリ、其ノ要ハ現行所得税ノ第一種、第二種、第三種ノ区別ヲ廢スルト同時ニ、会社三業業税ヲ課スルコトヲ止メ、之ニ代フルニ会社税及資本利子税ヲ創設スルト同時ニ、改正ナル一般所得税ノ主義ヲ確立シ、租税ノ基礎ヲ鞏固ナラシメントスルニ在リ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

一、第一種及第二種ノ所得ノ間ニ負担ノ公平ヲ保タシムルハ既ニ難事ニ属ス、而シテ尚一層困難ナルハ第一種所得中ノ甲及乙ヲシテ衡平ナル負担ヲ荷ハシムルニ在リ、大凡是等ノ事タル負担ノ輕キニ當リテハ尙忍フヲ得ヘシト雖、税率重キニ過クレハ決シテ超過スルコト能ハス、且会社ヲシテ個人ト同一ノ營業税ヲ負ハシムルモ亦不可ナリ、故ニ第一種所得ニ所得税ヲ課スルコト及会社ニ營業税ヲ課スルコトヲ廢シ、代フルニ会社税ヲ以テシ、会社税トシテ從來ノ營業税ニ相當スル金額ト、之ニ加フルニ会社ノ収益ヨリ株主ノ配当金ヲ控除シタル残額ニ低率ノ所得税ヲ課シタルモノニ相當スル金額トヲ賦課スヘシ

二、商工業者ハ其ノ資本ニ対シテ營業税ヲ負ヒ、農業者ハ其ノ資本タル土地ニ対シテ地租ヲ負フトセハ、資本利子税亦已ムヘカラサルモノナリ、故ニ第一種ノ所得ニ所得税ヲ課スルコトヲ廢シ、代フルニ資本利子税ヲ以テシ、商ニ公債・社債ノ利子ノミナラズ、株券ノ配当金、營業ニ非サル資金ノ利子及預金ノ利子ニ対シテ源泉取立法ニ依リテ課税スルヲ可トス

三、凡個人ノ所得ハ其ノ如何ナル種類ニ屬スルヲ問ハス、之ヲ總括シテ以テ課税ノ目的物ニ供スヘキナリ、斯ノ如クシテ所得税ノ基礎初メテ完キヲ得ヘシ、而シテ各種ノ所得ノ間ニ於ケル負担ノ衡平ハ、所得税ニ於テ直ニ之ヲ求メスシテ、地租、營業税、会社税、資本利子税ト相俟ツテ之ヲ圖ルヲ便利且穩当トス、故ニ現行所得税ヲ改メテ純粹ノ一般所得税ト為スベシ、而シテ都鄙ニ依リ生活及營業ノ状態ヲ區別スルヲ以テ、課税最低限ニ區別ヲ設ケ、農業地方ニ在リテハ二百円、商工業地方ニ在リテハ二百五十円ト為スト同時ニ、納稅者ノ人的關係ヲ斟酌シ負債ノ有無、家族ノ多少、健康ノ良否等ニ依リ税金ヲ輕減スルヲ至当トス

四、右ノ如ク所得税ノ課税最低限ヲ低下スルト同時ニ、農民ノ負担ヲ輕フスル為、宅地以外ノ地租率百分ノ五・五ヲ百分ノ五ニ減シ、又宅地ニ在リテハ農業用ト商工用及住居用トニ區別シテ其ノ課税方法ヲ異ニシ、又家屋税ヲ

以テ地方税ノ主要財源ト為シ國稅殊ニ所得税ノ附加税ヲ減スルヲ要ス

五、所得税ヲ納付セサル戸主ニハ壯丁税トシテ一箇年一円乃至五十錢ノ直接國稅ヲ負担セシムルヲ要ス、而シテ壯丁税ハ純然タル壯丁税ト為スヨリモ同時ニ兵役税ノ性質ヲ加味セシメ、又所得税ト同シク納稅者ノ人的關係ヲ斟酌シ税金ヲ輕減スルヲ要ス、壯丁税ハ一般所得税ト相俟ツテ負担ノ衡平ヲ得セシムルモノナリ

此ノ意見ニ反対スル委員少カラズ、今其ノ反対ノ理由ヲ綜合摘記スレハ左ノ如シ

一、本案ハ地租、所得税、營業税ノ各税ニ亘リ課税方法ヲ改正シ、又新税ヲ創設セントスルニ在リテ、現行直接国税ノ組織ヲ根本ヨリ革新セントスルモノニシテ、鑑ニ本会ニ於テ租税整理原案ノ第一案及第三案ヲ排斥シ、第一案ヲ採用シタル主義ト精神ニ於テ相容レサル点アルノ嫌アリ

二、本案ハ租税負担ノ輕重如何ニ重キヲ置カス、主トシテ租税組織ノ系統ヲ正サントスルニ在ルモノノ如ク、其ノ寒益如何ヲ疑ハサルヘカラサルノミナラズ、課税標準税率等具體ノ成案ナキヲ以テニカ利害失ラ研究スル能ハス、從テ之ニ依リ國庫ノ收入ニ幾何ノ増減ヲ生スルニ至ルヘキカヲ概算スル能ハサルヲ遺憾トス

三、更ニ案ノ内容ニ就テ之ヲ審査スルモ遽カニ首肯スル能ハサルモノアリ

イ 法人ノ營業税ヲ個人營業税ト分離シ会社税ト為スハ外國ニ於テモ立法例ノ存スル所ニシテ、其ノ理由トスル所ハ法人ハ營業成績ヲ公示スルノ義務ナリトシ、個人營業ノ如ク營業収益ヲ推定スル課税方法ニ依ルノ必要ナシ接ニ課税スルヲ以テ最モ公平且簡易ナリトシ、個人營業ノ如ク營業収益ヲ推定スル課税方法ニ依ルノ必要ナシト云フニ在ルモノノ如ク、一個ノ租税組織トシテ固ヨリ批難スルヲ要セスト雖、現行營業税及所得税ノ組織ヲ変更シ營業税ト所得税トヲ合シテ会社税ト為シ、之ヲ本邦ニ施スニ於テ其ノ寒益如何ヲ疑ハサルヲ得ス、個人營業ト会社營業ト課税方法ヲ異ニシ能ク兩者ノ間ニ負担ノ權衡ヲ保持スルヲ得ヘキヤ、又營業税ト所得税トノ

併課ニ依リ租税ノ負担ヲ緩和セシメラレタル会社ハ、会社税トシテ单独ノ賦課ヲ受クルトキヘ却テ租税負担ノ苦痛ヲ増大ナラシムルニ至ルナキヤ

口 若シ本案ノ如ク会社税トシテ現行ノ營業税ニ相当スル金額、及ヒ会社ノ収益ヨリ株主ノ配当金ヲ控除シタル残額ニ対シ低率ノ所得税ニ相当スル金額ヲ課スルモノトセハ、会社ハ却テ減税セラレ負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ、何トナレハ会社ノ収益ヨリ株主配当金ヲ控除シテ残ルモノハ、積立金、社員賞与金、後期繰越金ニ過キシシテ、之ニ低率ヲ課スルモノトセハ、現行法ノ如ク会社ノ純益（株主配当金ヲ控除セナルモノ）二千分ノ六十二・半ヲ課スル税額ニ比シテ非常ノ減税トナルヘケレハナリ

殊ニ配当金ヲ少クシ積立金ヲ多カラシムルヲ常トスル富豪ノ組織スル合名会社ニ於テ然リトス

ハ 本案ハ一般所得税ノ主義ニ基キ、会社ノ配当金ニ対シテハ更三個人ノ所得トシテ所得税ヲ課スルノ趣意ナルベシト雖、原案審議ノ際研究シタルカ如ク会社ノ配当金ハ他ノ所得ト合スルモ、課税最低限ニ達セヌシテ課税ノ範囲外トナルモノ多カルヘク、又仮ビ課税最低限ニ達スルモノト雖、故意又ハ過失ニ依リテ遁脱スルモノアルヘク、結局会社ノ株主ハ現行ヨリモ其ノ負担ヲ減スルニ至ルヘシ

二 公債社債ノ利子、株券ノ配当金、預金資金ノ利子ニ対シテ資本利子税ヲ創設スルハ、租税系統上批難スベキ点ナシト雖、其ノ実益如何ヲ顧ミルトキハ現行法ノ如ク公債社債ノ利子ヲ第二種所得トシ、株券ノ配当金ヲ第一種所得トシ、資金、預金ノ利子ヲ第三種所得トシテ課税スルニ比シ損益ナキカ如シ、若シ夫レ公債社債ノ利子ヲ株券ノ配当金、預金資金ノ利子ヲ資本利子税シテ課税シ、更二個人ノ所得トシテ一般所得税ヲ課スルモ、課税ノ目的ヲ達シ能ハサルハ前項ニ述フル所ノ理由ノ如シ

本 一般所得税ハ理論上完全ノ制度ナルハ勿論ナリト雖、實際上重要ナル欠点ヲ含ミ「嚴正ニ」之ヲ實行スルノ困難

ナルハ、整理原案ノ第三案審議ノ際研究シタル所ノ如クニシテ、又多數論者ノ是認スル所ナリ、特ニ本案ノ如ク農業地方ト農工業地方トニ依リ課税最低限ヲ区別スルカ如キ、又納稅者ノ人的關係ヲ斟酌シテ負担ヲ輕減セントスルカ如キハ到底實行ヲ期スヘカラサル所ニシテ、強テ之ヲ實行セントセハ却テ租税負担ノ公平ヲ失スルニ至ルヘシ

ハ 農業地方ノ所得課税最低限ヲ二百円ニ低下スルト同時ニ、宅地以外ノ地租率五厘ヲ輕減スルハ農民ノ負担ヲ緩和セントスルノ趣旨ナルヘシト雖、地租率ノ輕減ハ地主ノ利得ニ帰スルニ拘ラス課税最低限ヲ低下スルトキハ、小作農民ニモ所得税ヲ賦課スル結果ヲ生シ負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ、大体ニ於テ所得税ノ課税最低限ヲ低下スルハ今日ノ實際ニ照シ最モ取ルヘカラサル所ナリ

ト 宅地以外ノ地租率ヲ輕減スルノ理由明ナラサルノミナラバ、宅地ヲ農業用ト商工業用及住居用トニ区別シテ、其ノ課税方法ヲ異ニスト称スト雖、如何ナル課税方法ヲ採ルヘキヤ明ナラス、而シテ宅地ヲ其ノ使用方法ニ依リ區別スルカ如キハ、我国ノ現状ニ照シテ到底不可能ノ事ニ屬シ、強テ之ヲ區別セントセハ甚シキ不權衡ヲ生スルニ至ルヘシ

チ 壮丁税ハ整理原案ノ第一案ニ於テ是認シタルモノナルヲ以テ一ノ財源タルヲ失ハスト雖、原案審議ノ際論究シタル如ク壮丁税課税ノ基礎ハ兵役免除ニ置クヲ可トシ、勞働能力ニ置クヲ不可トスルナルノミナラス、若シ本案ノ如ク所得税ヲ納付スル者ニ対シ課税ヲ免スルモノトセハ、之ニ依リ得ル所ハ手數ノ繁雜ト少額ノ税金ノミナランノミ

審査会ニ於テハ、所得税ノ課税組織ヲ変更シ、会社税、資本利子税ヲ創設スルノ說ニ賛成スル者少ク、本案ハ否決セラレタリ

第一項 第一種甲ノ所得ニ低率ヲ課シ、甲種法人ヨリ受クル配

当金ニ対シ第三種所得トシテ課税スルノ可否

整理原案ニ依レバ、第一種法人ノ所得ヲ甲乙ニ区別シ、甲種法人ニ在リテハ千分ノ六十五ノ比例率ヲ課シ、乙種法人ニ在リテハ第二種所得ニ準シ超過累進率ヲ課シタリ、是ニ於テ委員ノ一人ハ甲種法人ノ所得ニ対シテハ幾分輕減シテ千分ノ五十以下ノ税率ヲ課スルト同時ニ、甲種法人ヨリ受クル配当金ニ対シ更ニ第三種所得トシテ課税スヘシト主張シ、其ノ理由ヲ述ヘテ曰ク

一、第一種所得ト第三種所得トノ間ニ權衡ヲ保タシムルハ元來離事ニ属スト雖、第一種法人ヲ株主又ハ社員ノ數ニ依リ甲乙ニ区別シ、乙種法人ノ所得ニ対シ第三種所得ニ準シ超過累進率ヲ課スルハ大体ニ於テ權衡ヲ保ツモノト謂フヘシ、然レトモ甲種法人ニ対シ千分ノ六十五ナル一率ヲ以テ之ヲ律スルハ不可ナリ、何トナレハ甲種法人ノ株主中ニハ納稅能力ノ豊富ナル大株主アルト同時ニ、納稅能力ノ微弱ナル小株主ノアルコトヲ忘ルヘカラス、千分ノ六十五ナル税率ハ大株主ニ対シテハ輕キニ失シ小株主ニ対シテハ重キニ過ク、故ニ甲種法人ノ税率ハ小株主ノ納稅能力ヲ基礎トシテ千分ノ五十以下ノ比例率ヲ課スルト同時ニ、甲種法人ヨリ受クル配当金ニ対シテハ更ニ第三種所得トシテ超過累進率ヲ課シ、以テ大株主ノ納稅能力ニ適応セシムルヲ要ス

二、人或ハ曰ヘン、一度法人所得トシテ課税シ更ニ第三種所得トシテ課税スルハ重複課税ナリト、然レトモ法人ト個人トハ固ト人格ヲ異ニシ納稅主体ヲ異ニスルヲ以テ重複課税ノ批難ハ当ラス、又或ハ曰ヘン、法人ヨリ受クル配当金ニ第三種所得トシテ課税スルハ脱税多クシテ課税技術上到底其ノ目的ヲ達シ得サルヘシト、然レトモ会社ノ株主名簿及配当金額ヲ調查スルノ便アルヲ以テ脱税ヲ生スルノ虞少キノミナラス、配当金加算ノ為ニ新ニ納稅資格ヲ得ル者又ハ税率ノ高上スル者多カルヘキヲ以テ、税額ハ寧ロ增加スルニ至ルヘシ

此ノ説ニ反対スル委員ノ意見ニ曰ク

一、第一種法人ノ所得ニ対シ低率ノ課税ヲ為スト同時ニ、法人ヨリ受クル配当金ニ対シ第三種ノ所得トシテ課税スルノ可否ハ、原案審議ノ際ニ於テモ研究シタル所ノ問題ニシテ、理論ハ姑ク措キ實際重複ノ課税タルヲ免レサルノミナラス、甲種法人ノ所得ニ限リ重複課税ヲ為スハ乙種法人ノ所得ト權衡ヲ失ス

二、会社ノ配当金ニ対シ第三種所得トシテ課税スル為生スル税金ノ増減ハ、原案審議ノ際第一種、第二種、第三種ノ区別ヲ廢シ總テ個人所得トシテ課税スルノ可否ヲ研究スルニ當リ調査シタル如ク到底減額スルヲ免レス、審査会ハ反対意見ヲ是認シ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

第二款 第一種所得ニ關スル問題

第一項 第一種所得ノ甲乙ヲ法人ノ性質ニ依リ区別スルノ可否

第一種法人ノ所得ヲ甲乙ニ区別シ、甲ニ対シ比例率ヲ課シ乙ニ対シ累進率ヲ課スルハ異議ナキ所ナリト雖、其ノ区別ノ標準ニ至リテハ異論ナキ能ハス、原案ハ非常特別稅法ノ規定ノ如クニ一人以上ノ株主又ハ株主及社員ヲ有スル株式会社又ハ株式合資会社ヲ甲ト為シ、其ノ他ノモノヲ乙ト為シタルニ、委員ノ一人ハ会社ノ性質ニ依リ之ヲ区別シ、株式会社及株式合資会社ヲ甲ト為シ、合資会社及合名会社ヲ乙ト為スヘシト提議シ、其ノ理由ヲ述ヘテ曰ク
原案ニ於テ法人ヲ分シニ株主又ハ社員ノ數二十人前後ヲ以テシタルハ全ク無意義ニ属スル、故ニ広ク資本ヲ社会ヨリ集合スル株式会社及株式合資会社ヲ甲ト為シ、親族若ハ相知ノ間ニ組織セラルル合名会社及合資会社ヲ乙ト為シ、会社ノ性質ニ依リ之ヲ区別スルヲ至当トス、然レトモ旧商法ノ下ニ成立シタル合資会社ハ現行商法ニ於ケル合資会社ト異リ、株式会社ト其ノ内容ヲ異ニセサルヲ以テ、特ニ甲ニ編入スルヲ可トス
此ノ提案ニ対シテ他ノ委員ハ曰ク

合名会社合資会社ヲ乙種ニ編入スル点ニ於テハ両案共ニ一致セリト雖、株式会社及株式合資会社ノ全部ヲ甲種ニ編入スヘキヤ、又ハ其ノ一部ヲ乙種ニ編入スヘキヤノ点ニ於テ両案一致ヲ欠ケリ、理論ヨリスルトキハ会社ノ性質ニ依リ甲乙ニ区別シ、株式会社及株式合資会社ノ全部ヲ甲種ニ編入スルヲ至当トスヘキカ如シト雖、斯ノ如クスルトキハ合名会社又ハ合資会社ニシテ株式会社又ハ株式合資会社及株式会社又ハ株式合資会社ノ株主又ハ株式合資会社ノ全部ヲ甲種ニ編入スルヲ至当トスヘキカ如シト雖、斯ノ如クスルトキハ合名会社又ハ合資会社ニシテ株式会社又ハ株式合資会社ノ株主又ハ株式合資会社ノ全員ノ意旨ヲ没却スルニ至ルノ虞アリ、故ニ株式会社及株式合資会社ノ全部ヲ甲種ニ編入スルヲ至当トスヘキカ如シト雖、斯ノ如クスルトキハ合名会社又ハ合資会社ニシテ株式会社又ハ株式合資会社ノ組織ヲ変更シ脱税ヲ企ツルノ弊ヲ生シ、甲乙区別ノ弊ヲ防遇スルノ要アリ、是レ原案カ二十人以下二十一人以上ヲ以テ区別ノ標準ト為シ、二十人以下ノ株主又ハ株主及社員ヲ以テ組織スル株式会社及株式合資会社ヲ以テ、合名会社及合資会社ト同視シ乙種ニ編入シタル所以ナリ、而シテ株式会社又ハ株式合資会社ニ七人以上ノ株主又ハ株主及社員ヲ有スルトキハ、法律上其ノ成立ニ妨ナシト雖、斯ノ如キ少數ノモノハ實際稀有ノ例外ニ屬スルヲ以テ、此等ヲ合名会社又ハ合資会社ト同視スルモ敢テ妨ナキモノトス、或ハ株主又ハ株主及社員ノ数ヲ以テ甲乙区別ノ標準ト為スヘキハ、直ニ其ノ人員ヲ増シテ甲種ニ編入ヲ企ツルノ弊ヲ生スルニ至ルヘシトノ批難アラント雖、人員ニ制限アルト否トハ脱税ノ目的ヲ以テスル合名会社又ハ合資会社ノ組織變更ニ難易ノ區別アルハ論ヲ待タサル所ナリトス、要スルニ会社ノ性質ニ依リ甲乙ノ区別スルハ理論上至当ナルヘシト雖、之ノミニ依ルトキハ實際上弊害ヲ生スルノ虞アルヲ以テ原案ノ如クナルヲ必要トス説紛々タリ、千分ノ七十五ト為スヘシト論スル者ハ曰ク

審査会ハ多数ヲ以テ原案ヲ是認シテ之ヲ修正スルノ必要ナシト決シタリ

第二項 第一種甲ノ所得ノ税率ニ關スル諸説

第一種甲ノ現行税率ハ定率千分ノ二十五、増徵千分ノ三十七・半、合計千分ノ六十二・半ニシテ、原案ハ第三種所得ニ比準ヲ取り之ヲ高メテ千分ノ六十五ト為シタリ、然ルニ審査会ニ於テハ各員著眼ノ異ルニ従ヒ各種ノ意見統出シ諸説紛々タリ、千分ノ七十五ト為スヘシト論スル者ハ曰ク

千分ノ七十ト為スヘシト論スル者ハ曰ク

千分ノ八十九ト為スヘシト論スル者ハ曰ク

千分ノ八十九ト為スヘシト論スル者ハ曰ク

第一種所得ノ課税最低限ヲ高メ少額所得ノ税率ヲ低フスルト同時ニ、第一種甲ノ税率ヲ高ムルノ趣意ハ大体ニ於テ同意ナリト雖、千分ノ六十二半ヨリ七十五ト為スハ聊カ急激ニ失スルノ感アリ、故ニ之ヲ千分ノ七十二止ムルヲ可トス

前ニ述フルカ如ク、所得税ニ關シテハ種々ノ修正意見提出セラレタルヲ以テ、議事ノ進行ヲ便ナラシム為特別委員三名ニ附託シテ討議案ヲ作成セシムコトト為シタリシカ、特別委員ハ慎重審議ノ末第一種甲ノ税率ハ之ヲ千分ノ七十五ニ改ムルノ至当ナルヲ認メ之ヲ本会ニ報告シタリ、然レトモ此ノ協議案ハ直ニ審査会全員ノ同意ヲ得ル能ハスシテ更ニ之ヲ千分ノ百三改ムヘシトノ修正意見ヲ生シタリ、而シテ其ノ千分ノ百ヲ主張スル委員ノ論旨亦必スシモ一致セ

ス、左ノ三説ヲ生シタリ

第一説二曰ク

第一種甲ノ所得ニ対シテ千分ノ五十ノ低率ヲ課スルト同時ニ、多額所得者ノ納稅能力ニ適応セシムル為甲種法人ヨリ受クル配當金ニ対シ更ニ第三種所得トシテ課稅スルヲ以テ理想ト為セリト雖、此ノ提案ニシテ容レラレサル以上ハ、少額所得者ニ対シテハ多少重稅ノ感アルモ、之ヲ忍シテ多額所得者ニ適応セシムル為千分ノ百ノ稅率ト為スマ要ス、然ラナレハ第二種所得ト甚シキ權衡ヲ失ス

第二説二曰ク

会社ノ株主ヲ大株主ト小株主ニ分チ之ヲ觀察スルニ、株主ノ數ニ於テハ小株主ノ數ハ大株主ノ數ヨリ大ナルヘシト雖、其ノ有スル株式ノ數ニ至リテハ大株主ノ株數ハ小株主ノ株數ヨリ遙ニ大ナリ、而シテ立法ハ大數ノ普通事実ニ著眼スヘク小數ノ例外事實ヘ之ヲ省ミルニ由ナキヲ以テ、甲種法人ニ於テハ株式ノ多數集合スル大株主ノ納稅能カニ適応セシムル為、其ノ稅率ヲ千分ノ百以上三高ムルヲ可トス

第三説二曰ク

第一種所得ヲ有スル者カ概シテ納稅能力ニ畜ムコトヘ之ヲ是認スルニ難カラスト雖、一樣ニ之ヲ増率スルハ穩當ナラズ、故ニ法人所得ノ多少ニ依リ之ヲ四等級ニ分チ、千分ノ五十ヨリ千分ノ百マテノ間ニ於テ稅率ノ差等ヲ設クヘシ、斯ノ如クスルトキハ能ク多額所得ト少額所得トノ間ニ負担ノ公平ヲ期スルヲ得ヘシ

此等ノ諸説ニ對シテ協議案ヲ維持スル委員ハ曰ク

我国ノ現状ニ於テハ數千若ハ數万ノ株式ヲ有スル株主ノ如キハ極メテ稀ニシテ、多クハ三四百少キハ一二三過キナルヲ常トス、然ルニ之ニ対シテ千分ノ百ノ高率ヲ課スルハ苟重ニ失ス、況ヤ法人所得ハ個人所得ト異リテ才毫モ所

得隱蔽ノ余地ナキニ於テラヤ、單ニ会社ノ所得額ニミ注意セス、各株主ノ受領スル配當額ニ著眼スルトキハ、千分ノ七十五ナル稅率ハ決シテ輕キニ失スルコトナシ

第三項 第一種乙ノ所得ニ課稅最低限ヲ設クルノ可否

第一種所得ニ在リテハ第三種所得ト異リ課稅最低限ヲ設ケサルヲ現行法トシ、原案亦之ヲ階襲シタリ、然ルニ委員ノ審査会ハ種々研究ノ結果、他ノ所得トノ権衡ヲモ考ヘ多數ヲ以テ協議案ノ如ク千分ノ七十五ト改ムルコトニ決シタリ

一人ハ第一種乙ノ所得ニ対シ課稅最低限ヲ設クヘシト主張シタリ、其ノ所説ノ大要ニ曰ク

原案ハ第一種乙ノ法人ヲ以テ甲ノ法人ノ如ク資本集團ト看做サス、從テ其ノ所得ハ第三種所得即チ個人所得ニ準シテ稅率ヲ定メタリ、既二個人所得ニ準シテ稅率ヲ定ムル以上ハ、個人所得ニ於ケルト同シク一定ノ課稅最低限ヲ設クルヲ当然トス、而シテ第三種所得ニ課稅最低限ハ現下ノ経済事情ニ鑑ミテ五百円ト為スラ至当ト認ムルヲ以テ、第一種乙ノ所得ニ於テモ亦五百円ヲ以テ課稅最低限ト為スヘシト為シ、審査会ハ第一種乙ノ所得ニ課稅最低限ヲ設クルノ説ヲ否認シタリ

第四項 第一種乙ノ所得ノ所得階級及稅率ニ關スル諸説

原案ハ第一種乙ノ所得階級ヲ第三種所得ニ於ケルト同シク二十二級ニ分チ、其ノ最高ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止メ之ニ超過累進稅ヲ配シ、十万円ヲ超ユル金額ノ稅率ヲ千分ノ二百七十九為シタリ、原案ニ於テ超過累進率ヲ採用シタルコトニ闇シテハ一ノ異論ナカリシト雖、所得階級及稅率ニ付チハ異論ナキ能ハス、先ツ委員ノ一人ハ提議シテ曰ク下級社會ニ於ケル納稅ノ苦痛ハ出來得ル限り之ヲ輕減スルト同時ニ、納稅能力ノ豊富ナル上流社會ノ負担ニ之カ補

填ラボムルハ社会政策上及財政政策上最も重要トスル所ナリ、然ルニ第一種乙ノ所得ノ最高階級ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止メ、其ノ以上ノ金額ニ対シ税率累進ヲ為サルハ、以上ノ政策ニ反スルノミナラス負担ノ公平ヲ期スル所以ニ非ス、故ニ第一種乙ノ所得階級ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止メスシテ、其ノ以上十万円ニ二階級ヲ設ケ五十万円ヲ超ユル金額ニ至シテ止メ、而シテ各階級ニ配スルニ千分ノ二百七十ヨリ十五又ハ二十ノ累進税率ヲ以テスルヲ可トス

之ニ對シテ他ノ委員ハ曰ク

小所得者ノ課税ヲ緩ムルト同時ニ大所得者ノ負担ヲ重ヌルノ趣旨ハ、大体ニ於テ異論ナキ所ナリト雖、亦自ラ程度ナカルヘカラス、今仮三十万円ヲ超ユル金額ヨリ十万円ヲ超ユル金額マテノ間ニ新ニ所得ノ階級ヲ設ケ、之ニ對シテ千分ノ十五ノ累進ヲ以テスル税率ヲ配スルヲ可ナリトシ、之ト同時ニ四千円ヲ超ユル金額ヨリ一万円ヲ超ユル金額マテノ間ノ税率ニ於テ、累進ノ程度ヲ緩和ナラシムルノ目的ヲ以テ原案ヲ修正スルヲ可ナリトシ、之ヲ本会ニ報告シタリ、今原案及協議案ノ税率ヲ対照スレバ左表ノ如シ

第一種乙所得税率原案協議案対照表	
所得金額別	原案
五百円以下ノ金額	十五 二十五
五百円ヲ超ユル金額	二十一 二十二
七百円ヲ超ユル金額	三十一 三十二
一千円ヲ超ユル金額	四十 四十一
二千円ヲ超ユル金額	五十一 五十二
五千円ヲ超ユル金額	六十一 六十二
一万円ヲ超ユル金額	七十一 七十二
二万五千円ヲ超ユル金額	八十一 八十四
三万円ヲ超ユル金額	九十一 九十六
四万円ヲ超ユル金額	百一十一 百二十二
五万円ヲ超ユル金額	百二十六 百三十六
六万円ヲ超ユル金額	二百四十五 二百五十五
七万円ヲ超ユル金額	二百七十一 二百七十五
八万円ヲ超ユル金額	二百七十一 二百七十五
九万円ヲ超ユル金額	二百七十一 二百七十五
十万円ヲ超ユル金額	三百三十五 三百三十五

協議案カ本公司ニ報告セラルルヤ、委員中税率ノ累進高キニ過クトノ理由ヲ以テ協議案ニ反対シ、原案ノ維持ヲ主張スル者アリシト雖、委員ノ多数ハ協議案ヲ是認シ第一次会ニ於テハ之ヲ可決シタリ

然レトモ、第二次会ニ先チ設ケラレタル議案整理特別委員ハ第一種乙ノ所得階級及税率ハ第三種所得ト同様ニ為シ、所得金額ノ階級ハ十万円ヲ超ユル金額ニ止メ、之三配スルニ最高千分ノ三百ノ税率ヲ以テスヘシト決シ、之ヲ本公司ニ報告シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一、第一種乙ノ法人ハ資本ノ集團ト看做サズ、個人ト同様ニ取扱フノ立法趣旨ナルヲ以テ、其ノ所得ノ税率ヲ個人所得ノ税率ト同率ト為ス亦當然ノ理ナリ、而シテ第一種乙ノ法人ハ立法上資本集團ト看做サスト雖、事実ニ於テハ其ノ所得ハ若干人間ニ分配セラルルヲ以テ、之三個人所得ノ税率ト同率ヲ課スルハ一見權衡ヲ失スルノ感ナキニ非スト雖、法人ノ所得稅ハ事業年度毎ニ賦課徵收スルノ規定ニシテ、而シテ法人ノ事業年度ハ概不一年二期ナルヲ以テ、一年二十万円ノ所得アル者ハ之ヲ二期三分割シ、毎期五万円ニ對スル税率ノ適用ヲ受クヘク、個人ニ比シ幾分輕キ税率ニ依リテ課稅セラルルノ結果トナルカ故ニ、彼此斟酌スレハ個人所得ノ税率ト同率ト為スモ敢テ權衡ヲ失スルコトナシ

二、第一種乙ノ所得ハ個人所得ト異リテ十萬円以上ノ所得ヲ有スル者少カラスト雖、個人所得ノ階級ヲ十萬円ヲ超過スル金額ニ止ムル以上ハ、第一種乙ノ所得階級至亦同様ニ為サナルヘカラス、是レ前項ニ於テ第一種乙ノ所得ニ對シ個人ノ所得ト同率ヲ適用シタル當然ノ結果ナリトス

三、仮ヒ超過累進率ナリト雖、千分ノ三百三十ト云フカ如キ高率ハ一見高キニ失シ、人ノ感情ヲ害シ所得稅ノ健全ナル發達ヲ害スルノ恐アリ、故ニ最商税率ヲ千分ノ三百以内ニ止ムルヲ可トス

特別委員ノ報告ハ滿場ノ容ル所トナリ可決確定シタリ

現行税率ト改正税率トヲ対照比較スレハ左ノ如シ

第一種乙所得稅率現行改正对照表									
所得金額	所得金高 千分ノ	現行				改正			
		税率 千分ノ	稅額 千分ノ	税率 千分ノ	稅額 千分ノ	税率 千分ノ	稅額 千分ノ	税率 千分ノ	稅額 千分ノ
五百円以下ノ金額	五百〇〇	四〇	一〇〇	四五	一二〇	八	一一七	一七	一七〇
五百円ヲ超ユル金額	七〇〇	七〇	一〇〇	四五	一二〇	八	一二八	二二	二二〇
一千円ヲ超ユル金額	一、五〇〇	一、五〇	一〇〇	四五	一、二〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
二千円ヲ超ユル金額	二、五〇〇	二、五〇	一〇〇	四五	二、一〇	一、九〇	一、八〇	一、七〇	一、七〇
三千円ヲ超ユル金額	三、五〇〇	三、五〇	一〇〇	四五	三、一〇	二、九〇	二、八〇	二、六七	二、六七
五千円ヲ超ユル金額	四、五〇〇	四、五〇	一〇〇	四五	四、一〇	三、九〇	三、八〇	三、六七	三、六七
一万円ヲ超ユル金額	五、五〇〇	五、五〇	一〇〇	四五	五、一〇	四、九〇	四、八〇	四、六七	四、六七
二万円ヲ超ユル金額	六、五〇〇	六、五〇	一〇〇	四五	六、一〇	五、九〇	五、八〇	五、六七	五、六七
三万円ヲ超ユル金額	七、五〇〇	七、五〇	一〇〇	四五	七、一〇	六、九〇	六、八〇	六、六七	六、六七
四万円ヲ超ユル金額	八、五〇〇	八、五〇	一〇〇	四五	八、一〇	七、九〇	七、八〇	七、六七	七、六七
五万円ヲ超ユル金額	九、五〇〇	九、五〇	一〇〇	四五	九、一〇	八、九〇	八、八〇	八、六七	八、六七
六万円ヲ超ユル金額	一〇、五〇〇	一〇、五〇	一〇〇	四五	一〇、一〇	九、九〇	九、八〇	九、六七	九、六七
七万円ヲ超ユル金額	一一、五〇〇	一一、五〇	一〇〇	四五	一一、一〇	一〇、九〇	一〇、八〇	一〇、六七	一〇、六七
八万円ヲ超ユル金額	一二、五〇〇	一二、五〇	一〇〇	四五	一二、一〇	一一、九〇	一一、八〇	一一、六七	一一、六七
九万円ヲ超ユル金額	一三、五〇〇	一三、五〇	一〇〇	四五	一三、一〇	一二、九〇	一二、八〇	一二、六七	一二、六七
十万円ヲ超ユル金額	一四、五〇〇	一四、五〇	一〇〇	四五	一四、一〇	一三、九〇	一三、八〇	一三、六七	一三、六七

第三款 第二種所得ニ関スル問題

第一項 国債ノ利子ノ所得税ヲ免除スルノ可否

原案ハ第一種所得中国債ノ利子ニ対シテハ現行ヲ維持シテ千分ノ二十ヲ課シ、其ノ他ノ公債及社債ノ利子ニ対シテハ第一種及第三種ノ所得ニ權衡ヲ取り千分ノ五十ヲ課シ、而シテ軍備補充ノ為及臨時事件費支弁ノ為明治三十七年以降政府ノ發行シタル公債ノ利子ニ付テハ、将来モ其ノ免税ヲ繼續スルコトヲ為シタリ、審査会ニ於テハ國債以外ノモノニ付テハ一ノ異議ナク、千分ノ五十ヲ課スルコトヲ是認ンタリト雖、國債ノ利子ニ付テハ修正ノ意見提出セラレタリ國債利子ノ所得税ヲ免除スヘシト主張スル委員ハ曰ク

現在發行ノ國債中所得税ヲ課セラルモノハ四分ノ一ニ満タスシテ、其ノ多数ハ所得税ヲ免セラルル同一ノ國債ニシテハ、一ハ課稅セラレ一ハ免稅セラルルハ不統一・不公平ノ苗シキモノナルヲ以テ、稅法ノ整理トシテ課稅・免稅何レカ其ノ一二出テサルヘカラス、然ルニ現下多額ノ公債ヲ有シ之カ整理ヲ必要トル秋ニ當リ、公債價格ノ維持ニ影響スルカ如キ方法ハ努メテ之ヲ避ケサルヘカラス、故ニ断然免稅ノ方法ニ出ルヲ要ス、況ヤ課稅ニ依リテ得ル所ハ僅々二十余万円ニ過ギサルニ於テラヤ

之ニ反対シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

公債價格ノ維持ハ公債政策上重要ノコトタルハ勿論ナリト雖、原案ハ總テノ國債利子ニ課稅セントスルニ非ス、又税率ヲ現行ヨリ高メントスルニ非ス、現在免稅シアルモノハ將來モ亦之免稅シ、現在課稅シアルモノニ付テノミ現行ヲ維持セントスルニ在ルヲ以テ、原案ノ如クナルモ決シテ公債ノ價格ニ影響ヲ及スヘキモノニ非ス、元來納稅能力ノ点ヨリ觀察スルトキヘ、公債利子ニ所得税ヲ免除スルハ甚シキ負担ノ不公平ナリ、故ニ若シ全部課稅ニシテ行ハレストセハ成ルヘク免除ノ範囲ヲ制限スルヲ要ス、然ルニ更ニ免除ノ範囲ヲ拡張シ一般ノ國債ニ及ホサントスル

ハ最モ不可ナリ

審査会ハ後説ヲ排シ前説ヲ採り、殆ト全会一致ヲ以テ國債利子免稅ノコトニ決シタリ

第四款 第三種所得ニ関スル問題

第一項 第三種所得ノ種類ヲ資産所得、労働所得及資産労働共働

ノ所得三分ツノ可否

原案ニ於テ第三種所得ノ種類ヲ資産所得、労働所得及資產労働共働ノ所得ノ三種三分チ、其納稅能力ノ差等ニ従ヒ稅金ノ負担ノ輕重ヲ分子、資產所得ニ対シテハ其ノ全額、労働所得ニ対シテハ其ノ七割、資產労働共働ノ所得ニ対シテハ其ノ八割五分ニ課稅スルコトト為シタルハ、現行稅法ニ對スル重要ナル改正ニシテ、審査会ニ於テハ所得ノ種類ニ依リ負担ニ差等ヲ設ケルノ主義ニ付テハ一ノ異論ナカリシト雖、其ノ所得ノ種類ノ分類法ニ關シテハ多少ノ議論ナキニ非ス

委員中三種分類ヲ改メ労働所得及其ノ他ノ所得ノ二種分類ト為スヘシトノ意見ヲ提出シテ曰ク

一、所得ヲ資產所得、労働所得及資產労働共働ノ所得ニ分チ、其ノ十割、七割若ハ八割五分ヲ以テ課稅價格ト為ス考案ハ、理論ニ於テ間然スル所ナシト雖、其ノ實行ニ於テハ未タ必シモ完全ヲ期スル能ハサルヘシ、何トナレハ資產所得ト労働所得トノ区別ハ一見明瞭ナリト雖、資產所得ト資產労働共働ノ所得トノ区別ニ至リテハ、其ノ限界甚タ明瞭ナラス、例ヘハ原案ニ於テ資產所得ト為ス所ノ小作料ノ如キハ、外國ニ於ケル借地制度ノ下ニ在リテハ、純然タル資產所得ト称スルコトヲ得ヘシト雖、我國ノ小作制度ハ外國ニ於ケル借地制度ト大ニ其ノ趣ヲ異ニシテ、年ノ豐凶ニ依リテ收入ニ異動ヲ生スベキ一種ノ利益分配制度ナルヲ以テ、地主ニ於テ土地ノ管理保護其ノ他小作米取処分ニ労働ヲ要スルコト少カラスシテ、資產労働共働ノ所得ト相距ルコト遠カラス、之ニ反シ原

案ニ於テ資産労働共働ノ所得ト為ス所ノ鉱業ノ所得ノ如キハ、事業經營ニ関スル労働ハ總テ之ヲ他人ニ委任シ、
携手シテ巨万ノ所得ヲ獲得スル者アリテ資産所得ト臺モ折フ所ナシ、斯ノ如ク資産所得ト資産労働共働ノ所得ト
ハ實際區別スル能ハサルノミナラズ之ヲ區別シテ前者ニハ其ノ全額ニ課税シ、後者ニハ其ノ八割五分ニ課税ス
ルトキハ、甚シク負担ノ不公平ヲ來スモノナルカ故ニ、兩者ノ區別ハ之ヲ廢シ共ニ其ノ全額ニ課税スルヲ要ス
一、資産労働共働ノ所得ヲ資産所得ト同率ニ課税スルハ一見不当ナルカ如シト雖、實ハ然ラサルノ理アリ、資産所
得ハ其ノ所得ノ源泉及金額明瞭ニシテ脱漏ヲ生スルノ虞少キニ反シ、資産労働共働ノ所得ハ精確ナル実數ヲ捕捉
スルコト頗ル因難ニシテ脱漏ヲ生スルノ虞多キヲ常トス、故ニ今此ノ兩種ノ所得ヲ同率ヲ以テ課税スルモ、實際
ニ於テハ資産労働共働ノ所得ハ資産所得ニ比シテ負担ヲ輕減ラヌルコトナルヘクシテ、原案ニ於テ希望スル目
的ヲ達スルニ難カラズ、然ルニ若シ原案ノ如ク資産所得ニハ其ノ全額ニ課税シ、資産労働共働ノ所得ニハ其ノ八
割五分ニ課税スルモノトスレバ、資産労働共働ノ所得ハ實際八割以下ノ課税トナリ、却テ負担ノ不公平ヲ生スル
ニ至ルヘシ

二、資産労働共働ノ所得モ資産所得トノ區別ノ困難其ノ全部ニ課税シ、労働所得ノミ其ノ七割三課税スルモノトセハ、原
案ニ比シ約三千万円ノ課税価格ヲ八十六万円ノ稅額ヲ增加スルニ至ルヘキカ故ニ、之ニ依リ生スル歳入ノ増加ヲ
補填ニ充テ少額所得者ノ負担ヲ減スルトキハ一舉兩得ノ利益アリ

此ノ意見ニ反対シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

資産所得ト資産労働共働ノ所得トノ區別ノ困難ナルハ、資産労働共働ノ所得ト労働所得トノ區別ノ困難ナルト相等
シ、若シ區別困難ノ理由ヲ以テ前者ノ區別ヲ廢セントセハ、後者ノ區別ヲモ廢セサルヘカラズ、結局所得ノ種類ニ
依リ負担ニ差等ヲ設クルノ主義ハ根底ヨリ否定セサルヘカラサルニ至ラン、殊ニ三種分類ハ所得ヲ其ノ性質ニ依リ
ニ於テヲヤ

他ノ委員ハ第三種所得ノ課税最低限ノ問題ト関連シテ三種分類ノ廢止ヲ主張シテ曰ク
所得ノ種類ヲ三分類負担ノ差等ヲ設クルノ実益ハ主トシテ少額所得者ニ在リ、故ニ第三種所得ノ課税最低限ヲ現行
法ノ如ク三百円ト為ス場合ニ於テハ、三種分類ヲ為シ課税価格ヲ異ニスルノ必要アリト雖、若シ其ノ課税最低限ヲ
四百円又ハ五百円ニ高ムルモノトセハ其ノ必要ナキヲ以テ、三種分類ハ全然之ヲ採用セス現行ヲ維持スルヲ可トス
更ニ他ノ委員ハ三種分類ヲ一定ノ制限以内ノ所得金額ニ限り適用スヘシトノ意見ヲ述べテ曰ク

所得ノ性質ニ鑑ミテ課税価格ヲ七割若ハ八割五分ニ割引スルノ理論ハ固ヨリ可ナリト雖、此ノ理論ヲ多額所得者ニ
モ適用スルハ却テ実情ヲ顧ミサルモノナリ、彼ノ四千円五千円ノ勤労所得ヲ有スル者ノ如キハ、毫モ之ヲ割引スル
ノ必要ヲ見ス、資産労働共働ノ所得ニ在リテモ亦同シ、故ニ一定ノ制限ヲ設ケ其ノ制限ヲ超ユル所得金額ニハ課税
価格ヲ割引セサルコトニ修正スルヲ可トス

右ノ如ク三種分類法ニ關シテハ議論種々ニ岐レタリト雖、他ノ問題ト共ニ特別委員ノ協議ニ附託セラルニ当リ、特
別委員ハ原案ノ趣旨ヲ是認シ之ヲ本会ニ報告シタルヲ以テ、審査会ハ大數多シテ原案ノ如ク三種分類ヲ採用スルコ
トニ決シタリ

対シテ課税スルノ可否

所得ノ種類ニ依リ課税価格ニ差等ヲ設クル為勤労所得ニ百分ノ七十、資産勤労共働ノ所得ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル結果、其ノ課税価格力課税最低限ニ達セサルニ至リタルモノニ対シテ所得税ヲ課メヘキヤ否ヤノ問題ハ、原案審議ノ際ニ於テモ特ニ研究シタル所ノモノニシテ、原案ハ所得税ヲ課セサルコトト為シタリ、然ルニ委員中之ニ反対スル者アリ、其ノ所説ニ曰ク

所得金額ニ百分ノ七十又ハ百分ノ八十五ヲ乗シ課税価格ヲ算出スルハ、所得ノ種類ニ依リ負担ニ輕重ヲ設ケントスルニ在リテ、所得ノ種類ニ依リテ税率ヲ異ニスルト其ノ趣旨ヲ同フス、故ニ乘率適用ノ結果其ノ金額カ課税最低限ニ達セサルニ至ルモ、是レ課税標準トシテノ見積価格カ課税最低限ニ達セサルニ至レリト云フニ止マリ、其ノ所得金額カ課税最低限ニ達セサルニ至レルモノト謂フヘカラス、之ニ対シ課税スルハ当然ナリ、若シ原案ノ如ク課税価格ニ於テ斟酌ヲ為シ、更ニ課税最低限ニ於テモ恩典ヲ与フルモノトセハ、保護ニ失シ却テ負担ノ不公平ヲ生スヘシ、故ニ課税最低限ヲ五百円ニ高ムルト同時ニ乘率適用ノ結果課税価格カ五百円未満ニ下ルニ至ルモ之ニ課税スルヲ可トス

之ニ反対シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

所得金額ノ百分ノ七十又ハ百分ノ八十五ヲ以テ課税価格ト為シタル原案ノ趣旨ハ、自由ニ処分シ得ヘキ所得ハ勤労所得ニ在リテハ其ノ百分ノ七十、資産勤労共働ノ所得ニ在リテハ其ノ百分ノ八十五ニ過キスト為シ、其ノ自由ニ处分シ得ヘキ金額ニ対シテノミ所得税ヲ課セントスルニ在リ、即チ其ノ自由ニ処分シ得サル百分ノ三十又ハ百分ノ十五ハ事實所得ナリト雖、法律ノ擬制ヲ以テ所得ト看做ササルモノナリ、既ニ法律ニ於テ所得ト看做サシテ之を控除フ許シ、其ノ控除ノ結果課税最低限ニ達セサルニ至リタルモノニ対シテ、更ニ課税セントスルハ自家撞着モ亦甚シタリ

シ、故ニ乘率適用ノ結果課税最低限ニ達セサルニ至リタルモノニ対シテハ課税セサルヲ至当トス
審査会ハ必スシモ前説ノ理論ヲ是認シタルニ非スト雖、後説ノ理論ニ從フトキハ巨額ノ歳入減少ヲ招クニ至ルノ不利アルノミナラス、後項叙述ノ如ク課税最低限ヲ四百円ニ高ムルコトニ決シタルヲ以テ、乘率適用ノ為其ノ課税価格カ課税最低限ニ達セサルニ至リタルモノニ対シテハ、全然免稅スルノ必要ナシトノ理由ニ依リ前説ヲ採用スルコトニ決シタリ

第三項 第三種所得ノ課税最低限ヲ高ムルノ可否

課税最低限ニ闕シテハ原案審議ノ際ニ於テモ種々討議フ尽シタルモノニシテ、原案ハ結局現行ノ三百円ヲ維持スルコトニ決シタリ

委員中課税最低限ヲ高メ五百円ト為スヘシトノ説ヲ為ス者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

現行租税ハ概シテ富者ニ輕ク貧者ニ重キ傾向アリ、殊ニ所得税ニ於テ然リトス、所得税創設以來、一般物価ハ二倍乃至三倍ノ騰貴ヲ為シタルニ拘ラス、所得税ニ於テ人民生活ノ必要費トシテ免除スル金額ハ依然トシテ三百円ナリ、現今ノ経済状態ニ照シ不倫ナリト謂フヘシ、若シ此ノ免稅点ヲ維持センカ、言極端ニ嫌ナキニ非スト雖、下層社会ノ人民ヲシテ租税ノ苛歛ニ困憊セシメ、延イテハ國家ノ原動力ヲ滅殺シ、遂ニハ最モ忌ムヘキ社会主义ノ声ヲ大ナラシムルノ動機トナルナキヲ保セス、豈恐レサルヘケンヤ、故ニ此ノ際英・普・墺・蘭ノ諸國ノ立法例ニ鑑ミ之ヲ五百円ニ高ムヘシ

此ノ提案ニ対シテハ其ノ主義ニ於テ賛成ナリト雖、原案ハ既ニ勤労所得ニ対スル課税価格ヲ低限シタルヲ以テ、物価ノ騰貴ニ依リ困難スル勤労所得者ハ、之ニ依リ自ラ多少ノ救済ヲ受クルニ至ルヘキノミナラス、若シ之ヲ五百円ニ高ムルトキハ著シク歲入ノ不足ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、此等ノ点ヲ參照シテ四百円ニ高ムルヲ相當トスト主張スル

委員アリ、又他ノ委員ハ左ノ理由ヲ以テ現状ノ維持ヲ主張シタリ

生活必要費ノ増加シタルハ明ナル事実ナリト雖、農工商業者ノ如キハ其ノ生産品ノ代価亦騰貴シタルヲ以テ彼此相償フヲ得、所得税創設當時ニ比シ苦痛ヲ増スコト大ナラズ、唯俸給・労銀ノ如キ金錢ノ給付ヲ受ケ之ニ依リテ衣食スル勤労者ハ、物価ノ騰貴ニ因リ苦痛ヲ被ルコト比較的大ナリト雖、勤労者ニ対シテハ所得ノ七割ヲ以テ課税価格ト為スノ原案ナルヲ以テ、其ノ苦痛ノ大部分ハ之ニ依リ救済スルコトヲ得ベシ、故ニ原案ノ如ク三百円ノ免稅点ヲ維持スルモ敢テ不当ニ非ス、外國ニ於テハ一般ノ物価本邦ヨリ高キニ拘ラズ、免稅点ノ本邦ヨリ低キ立法例アルヲ見ルナリ、又現下ノ実情ヲ觀察スルニ、所得税ヲ納ムルハ一ノ義務タルト同時ニ、社会上若ヘ參政權取得資格上一種ノ權利タルカ如シ、故ニ現行ノ課税最低限ヲ高メントセハ此等權利喪失ノ点ニモ恩ヲ致サル」カラス又委員中ニハ課税最低限ヲ下シ、農業地方ニ在リテハ二百円、商工業地方ニ在リテハ二百五十円ト為スヘシト論スル者アリシカ、本問題専特別委員ノ協議ニ附託セラルニ当リ、特別委員ハ慎重審議ヲ尽クシ課税最低限ヲ四百円ニ高ムラ相当ナリトシ、之ヲ本会ニ報告シタルヲ以テ、審査会ヘ其報告ヲ是認シ之ヲ可決シタリ

第四項 第三種所得ノ所得階級及税率ニ關スル諸説

原案ハ第三種所得ノ所得階級ヲ二十二級三分ナシ、其ノ最高ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止メ之ニ超過累進率ヲ配シ、十万円ヲ超ユル金額ノ税率ヲ千分ノ三百四十ト為シタリ、原案ニ於テ超過累進率ヲ採用シタルコトニ關シテハ、第一種乙ノ所得ニ於ケルト同シクノ異論ナカリシト雖、所得階級及税率ニ付テハ異議ナキ能ハス、先ツ委員ノ一人ハ発議シテ曰ク

第一種乙ノ所得ノ所得階級及税率ノ場合ニ於テ論シタルト同一ノ理由ヲ以テ、第三種所得ニ在リテモ最高ノ所得階級ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止メスシテ、其ノ以上十万円毎ニ階級ヲ設ケ五十万円ヲ超ユル金額ニ至ツテ止メ、而シ

テ曰ク

テ各階級ニ配スルニ千分ノ三百四十リ千分ノ二十又ハニ十五ノ累進税率ヲ以テスルヲ可トス

他ノ委員ハ之ニ反対シテ曰ク

若シ修正意見ノ如クナルトキヘ、五十万円ヲ超ユル金額ニ対スル税率ハ千分ノ四百二十又ハ四百四十二達シ、驚クヘキ苛税トナルヘシ、又統計ヲ見ルニ三十八年度ニ於テ所得金額十万円以上ノ者ハ僅カニ二十三人（内十人ハ家族）ニ過キス、之カ為ニ特ニ所得階級ヲ増シ税率ヲ高ムルハ殆ト実益ナクシテ徒ラニ人心ヲ傷フノミ、故ニ所得階級ハ原案ノ如ク十万円ヲ超ユル金額ニ止メ、而シテ其ノ税率千分ノ三百四十八萬キニ失スルヲ以テ、千分ノ三百以内ニ止ムラ可トス、本税率ハ超過累進ノ法ナルカ故ニ寒酸ニ於テハ所得金額ニ対シ千分ノ二百十八余ニ当リ、現行法ノ千分ノ二百三半ニ比シ敢テ大ナル增加ニ非スト雖、法文ニ千分ノ三百四十云フカ如キ高率ヲ表ハスハ、民情ヲ害シ物議ヲ招キ所得税ノ前途ノ為ニ甚々取ラサル所ナリ

此ノ反対意見ニ反対スル他ノ委員ハ曰ク

現今ニ於テ所得金額十万円以上ノ者ノ少キハ事実ナリト雖、将来ニ於テ増加スルハ必然ノ理勢ナルヲ以テ、将来ヲ予想シテ五十万円ヲ超ユル金額マテノ階級ヲ設クルニ於テ何ノ不可カアラン、又若シ第一種乙ノ所得ニ於テ五十万円ヲ超ユル金額マテノ階級ヲ設クルモノトセハ、両者ノ權衡ヲ保タシムルハ至当ノ事ニ属ス、若シ夫レ税率重キニ過クトセハ之ヲ適当ニ緩和スレハ則チ可ナリ、所得ノ階級ヲ増設スルニ於テ何ノ妨アランヤ

此ノ問題ハ他ノ問題ト共ニ特別委員ノ協議ニ附託セラレ、特別委員ハ所得階級ハ原案ノ如ク十万円ヲ超ユル金額ニ止メ、而シテ其ノ税率ハ千分ノ三百ニ止ムルコトニ決シ之ヲ本会ニ報告シタリ、今原案及協議案ノ税率ヲ対照スレハ左表ノ如シ

第三種所得稅率原案協議案対照表

所得金額別	原案	協議案
五百円以下ノ金額	十七 三十三	
五百円ヲ超ユル金額	四十 五十五	
五百円ヲ超ユル金額	六十五 八十五	
五百円ヲ超ユル金額	七十一 九十七	
五百円ヲ超ユル金額	百四十五 百二十五	
五百円ヲ超ユル金額	百七十五 百四十五	
五百円ヲ超ユル金額	百八十五 百八十五	
五百円ヲ超ユル金額	百九十五 百九十五	
五百円ヲ超ユル金額	一百二十 一百二十	
五百円ヲ超ユル金額	二百四十五 二百四十五	
五百円ヲ超ユル金額	二百六十五 二百六十五	
五百円ヲ超ユル金額	三百二十 三百二十	
五百円ヲ超ユル金額	三百四十 三百四十	

原案二同シ

協議案力本会ニ報告セラルルヤ、所得階級ヲ十万円ヲ超ユル金額ニ止ムルノ議ニ付テハ異論ヲ生セサリシト雖、其ノ税率ニ付テハ協議案ニ反対シ原案ヲ維持スル者少カラス、其ノ反対ノ要旨左ノ如シ

千分ノ三百四十ナル税率ハ一見高キニ失スルノ感ナキニ非スト雖、超過累進率ナルカ故ニ實際ノ負担ハ千分ノ二百十八余三過キス、世人或ハ一時外形ノ数字ニ驚クヘカラシモ、忽チニシテ事ノ真想ヲ了解スルニ至ルヘシ、一時ノ感情ヲ慮リ税率ヲ低減スルハ不可ナリ、所得稅改正ノ大体ノ方針ハ少額所得ノ負担ヲ減シテ之ヲ多額所得ノ負担ニ移サントスルニ在リ、若シ協議案ノ如ク多額所得ノ税率ヲ低減センカ、多額所得ハ現行ヨリモ却テ減稅セラルルノ結果トナリ、為ニ原案ニ比シ約六十万円ノ歳入減少ヲ來スニ至ルベシ、是レ少額所得ノ負担ヲ減シタル趣旨ニ一致セサルノミナラス、地租・營業稅ニ付テハ何等減稅ヲ行ハス、獨リ所得稅ニ限り減稅スルハ負担ノ權衡ヲ期スル所以ニ非ス、故ニ原案ノ税率ヲ維持スルヲ可トス

両案ノ可否ヲ採決スルニ当リ、先ツ協議案ノ賛成ヲ求メタルニ半數ニ満タス、更ニ原案ノ賛成ヲ求メタルニ亦半數ニ満タス、而カモ両案ノ賛成共ニ同意ナリシヲ以テ、種々協議ヲ尽クシ再ヒ採決シタルニ原案賛成多数トナリ、第三種ケル決議ヲ翻シ協議案ノ如ク修正スルヲ穩當ナリトシ、之ヲ本会ニ報告シタルヲ以テ、審査会ハ更ニ審議ヲ遂ケ特別委員ノ報告ヲ是認シ、第三種所得稅ノ税率ハ前掲協議案ノ如ク修正スルコトニ可決確定シタリ、現行稅率ト改正稅率トヲ対照比較スレハ左ノ如シ

審査会ハ後説ヲ是認シ、所得ヨリ控除スル保険料ハ同居ノ戸主家族又ハ同居ノ家族ノ支払フモノヲ通算シテ百円ヲ超エサル限度ニ止ムルコトト為シ、明文ニ之ヲ掲クルコトニ決シタリ、生命保険料ニ關シテ残レル問題ハ所得ヨリ生命保険料ヲ控除シタル為、其ノ残額ヲ法定ノ課税最低限ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テ課税スルヤ否キト云フニ在リ

議案整理特別委員ハ之ニ關シ報告シテ曰ク

原案ニ於テハ所得ノ種類ニ依リ乗率ヲ適用シタル為、其ノ課税価格ヲ課税最低限ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テ課税セサルノ主義ヲ採リタルト同シク、生命保険料控除ノ場合ニ於ケルモ所得ヨリ保険料ヲ控除シタル為、其ノ残額ヲ課税最低限ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テ課税セサルノ主義ヲ採リタリト雖、審査会ニ於テハ所得ノ種類ニ依リ乗率ヲ適用シタル為、其ノ課税価格ヲ課税最低限ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テモ、尚之ニ對シテ課税スルコトニ決シタルヲ以テ、生命保険料控除ノ場合ニ於テモ同様ノ主義ニ依リ生命保険料ヲ所得ヨリ控除シタル為、其ノ残額ヲ課税最低限ニ達セサル場合ニ於テモ尚之ニ對シテ課税スルヲ以テ相当トス

審査会ハ特別委員ノ報告ヲ是認シ、之ヲ可決シタリ

第六項 製造業ニ於ケル機械ノ減価ヲ経費ト看做スノ可否

原案ハ船舶運送業ノ船舶及倉庫業ノ倉庫ノ減価ハ之ヲ経費トシテ所得ヨリ控除スルコトヲ許シタリ、委員ノ一人ハ之ニ製造業ニ於ケル機械ノ減価ヲ加フヘシト主張シテ曰ク

法人ノ所得ト個人ノ所得トノ計算方法ヲ同一ニシテ以テ两者ノ間ノ不公平ヲ矯正スル為、船舶運送業ノ船舶、倉庫業ノ倉庫ノ減価ヲ経費ト看做シ、之ヲ控除ヲ許シタル立法主義ハ全然賛同スル所ナリト雖、之ヲ船舶運送業ト倉庫業トニ限りタルハ其ノ範囲狭キニ失スルノ憾アリ、例へハ製造業ニ於ケル機械ノ如キハ一定ノ使用年限ヲ有スルモノニシテ、注意深キ企業家ハ其ノ減価ヲ見積ルヲ常トス、故ニ之ヲ経費トシテ所得ヨリ控除スルヲ許スハ最モ至当依リ之ヲ限定スルモノ可ナリ

此ノ意見ニ対シテ委員ノ一人ハ原案ノ趣意ヲ説明シテ曰ク
法人所得ニ於テ船舶、建物、機械等ノ減価ヲ経費トシテ控除スルハ、法人所得ハ事業年度終過後ニ課税セラルモノニシテ、其ノ果シテ積立テタリヤ否ヤハ事実ニ依リ之ヲ確認スルコトヲ得ヘシト雖、個人所得ハ予算ニ依リ課税セラルモノナルヲ以テ、其ノ果シテ減価トシテ積立ツルヤ否ヤ未必ニ属ス、是レ現行法カ個人所得ニ於テ減価ヲ経費トシテ控除スルヲ認メル所以ナリ、然ルニ船舶運送業又ハ倉庫業ノ如キハ個人営業ノモノト雖、性質上営業ノ規模大ニシテ法人営業ト折フ所ナク、船舶又ハ建物ノ減価償却方法ノ確立スルモノアリテ、仮ビ予算ヲ以テスルモ之ヲ確認スルニ難カラサルヲ以テ、之ヲ控除ヲ許スモノ敢テ弊害ヲ生スルノ恐ナシト雖、製造業ノ如キハ営業ノ種類雜多ナルノミナラス、其ノ規模大小頗ル区々ニシテ、其ノ大ナルモノニ在リテハ機械ノ減価償却方法ヲ立ツルモノアリト雖、其ノ小ナルモノニ在リテハ機械ノ減価償却方法ヲ立ツルモノナク、又之ヲ立ツル能ハサルモノ多キ実況ニシテ、而シテ減価ヲ許スヘキモノト然ラナルモノトノ間ニ区別ヲ立ツルハ殆ト不可能ナルヲ以テ、若シ製造業ニ対シ機械ノ減価ヲ控除ヲ許スモノトセハ、之ニ乘シテ不當ノ見積ヲ論シ脱税ノ端ヲ語クノミナラス、之ヲ実行上頗ル困難ナルベシ、是レ原案カ製造業ノ機械ニ及ハサリシ所以ナリ

更ニ他ハ委員ハ曰ク

機械減価ノ控除ハ小製造家ニ対シテ最モ多ク必要ナルヲ以テ、機械減価ノ控除ヲ許ス以上ハ動力ニ依リ運転スル機

械ノミナラス、人力ニ依リテ運転スル機械其ノ他一切ノ器具、器械ニ其ノ範囲ヲ拡張スルヲ要ス、若シ此ノ範囲拡張ニシテ不可能ナリセバ、寧ロ一切ノ機械ノ減価ノ控除ヲ否認スルニ如カズ
審査会ヘ審議ノ末多數ヲ以テ製造業ニ於ケル機械ノ減価ヲ所得ヨリ控除スルヲ許スコトニ決シ、而シテ其ノ減価ノ控除ヲ許スヘキ機械ノ範囲ハ寒天ノ難易ヲ省ミ、提案者ノ意見ノ如ク動力ニ依リ運転スル機械其ノ他適當ナル標準ニ依リ之ヲ限定スヘキモノト為シ、其ノ範囲ハ命令ニ該ルヘキモノト決シタリ

第七項 其ノ他ノ問題

以上列挙シタル問題ノ外、社会政策又ヘ負担ノ公平、若ヘ脱税ノ予防等ノ見地ヨリ提議セラレタル意見アリシト雖、
多数ノ同意ヲ得ル能ハス成立ヲ見シテ止ミタリ、今其ノ重ナル事項ヲ掲クレハ左ノ如シ
一、家族殊ニ小児老人ノ多少ニ依リ所得ノ課税価格ニ斟酌ヲ加フルコト、但シ所得千五百円未満ノ者ニ限ル
二、所得ノ半額ヲ超エサル限度ニ於テ負債ノ利子ヲ所得ヨリ控除スルコト
三、住居者ノ所得ニ係ル家宅ノ賃貸価格ヲ所得ニ加算スルコト
四、日本ノ属地又ヘ治外法権ヲ有スル土地ニ住居スル者ニ所得税ヲ課スルコト
五、所得調査委員会ノ弊習ヲ矯正スル為ニ委員ノ選舉及會議ノ組織ヲ改正スルコト

第三章～第十八章〔省略〕

一 (附録)

租税整理法律案

1

所得税法中改正法律案

所得税法中左ノ通改正ス

第三条 所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得

甲 株主三十一人以上ヲ以テ組織シタル株式会社、又ヘ株主及社員ノ數二十ー人以上ヲ以テ組織シタル株式合資会社 千分ノ七十五

乙 其ノ他ノ法人 所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ其ノ各区分ニ對シ遞次ニ各税率ヲ適用ス
五百円以下ノ金額 千分ノ十七

五百円ヲ超ユル金額

千分ノ二十三

七百円ヲ超ユル金額

千分ノ三十

千円ヲ超ユル金額

千分ノ四十

二千円ヲ超ユル金額

千分ノ五十

三千円ヲ超ユル金額

千分ノ六十一

四千円ヲ超ユル金額

千分ノ七十二

五千円ヲ超ユル金額

千分ノ八十四

七千円ヲ超ユル金額

千分ノ九十七

一万円ヲ超ユル金額

千分ノ百二十

一万五千円ヲ超ユル金額

千分ノ百四十

二万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十五
二万五千円ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ百八十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百三十五
六万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百六十五
八万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百八十
九万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十
此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ為ス公債社債ノ利子	所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ遞次ニ各税率ヲ適用ス
第三種 前各種ニ属セサル所得	五百円以下ノ金額 千分ノ十七
	五百円ヲ超ユル金額 千分ノ二十三
	七百円ヲ超ユル金額 千分ノ三十
	一千円ヲ超ユル金額 千分ノ四十
	千五百円ヲ超ユル金額 千分ノ五十
二千円ヲ超ユル金額	千分ノ六十
三千円ヲ超ユル金額	千分ノ七十二
四千円ヲ超ユル金額	千分ノ八十四
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ九十七
七千円ヲ超ユル金額	千分ノ百十
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五
一万五千円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十五
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
二万五千円ヲ超ユル金額	千分ノ百八十五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百十五
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百三十五
六万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百六十五
八万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百八十
九万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百

前項ノ株主又ハ株主及社員ノ數ハ其ノ事業年度間ノ最少數ニ依ル

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ第三種ニ限リ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ依リ本条ノ税率ヲ適用ス、戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四条 所得ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金、保険責任準備金及保険支払準備金ヲ控除シタル金額ニ依ル、但シ第二条ニ該当スル法人ノ所得ハ、此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ當業ヨリ生スル各事業年度益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタル金額ニ依ル
- 二 第二種ノ所得ハ其ノ支払ヲ受クヘキ金額ニ依ル
- 三 第三種ノ所得ハ左ノ金額ニ依ル

甲 地代、小作料、家賃、配当金其ノ他ノ資産ヨリ生スル所得

イ 此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケサル公債社債ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル法人ヨリ受クル配当金、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子ハ其ノ収入予算年額

ロ 田、畠、烟ノ小作料ハ前三箇年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均金額

ハ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額

乙 億給、給料、手当金、歳費、年金、恩給金其ノ他勤労ヨリ生スル所得

イ 債給、給料、手当金、歳費、年金、恩給金ハ收入予算額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額

ロ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ百分ノ七十ヲ乘シタルモノノ平均金額

丙 農業、商業、工業、鉱業、林業、水産業其ノ他資産及勤労ノ共働ヨリ生スル所得

イ 田、畠、烟耕作ノ所得ハ前三箇年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均金額ニ百分ノ八

十五ヲ乘シタル金額

ロ 林業所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

ハ 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

前項第一号ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配当金、及此ノ法律施行地

ニ於テ支払ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

船舶運送業者ノ船舶、倉庫業者ノ倉庫又ハ製造業者ノ機械ノ減価ハ、命令ノ定期所ニ依リ之ヲ経費ト看做ス
生命保険契約ニ依リ納税義務者ノ支払ノ保険料ハ、百円ヲ超エサル限度ニ於テ第三種ノ所得ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得、但シ同居ノ戸主家族又ハ同居ノ家族ノ支払ノ保険料ハ之ヲ通算ス

第五条ニ左ノ二号ヲ加フ

八 国債ノ利子

九 乗馬ヲ有スル義務アル軍人力政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保続料

第六条 第三種ノ所得ハ四百円三満タサルトキハ所得税ヲ課セス、但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 第三条第三項ノ場合ニ於テ所得ノ合算額四百円三満ツルトキ
- 二 所得ヲ算定スヘキ標準金額ノ合算額四百円三満ツルトキ
- 三 生命保険料控除ノ為四百円三満タサルニ至リタルトキ

付 則 >

所得税法中改正法律案理由書

非常特別税ノ整理ニ伴ヒ及租税負担ノ衡平ヲ保タシムル為所得税法中改正ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

「租税整理三依ル歳入増減明細表」

種別	所得税	四十年度予算額	整理見込額	整理増減
第一種		六、〇九八、四一五 円	一〇、〇七四、六二七 円	増 三、九七六、二一二 円
第二種		四、六九八、八七三	六、七九四、五九四	増 二、〇九五、七二一
第三種		一、三九九、五四二	一一八〇、〇三三	一、八八〇、四九一
其ノ他		三三四、二六三	一〇〇一、六〇七	二〇、六五六
国債		二三九、九三〇	一	二三九、九三〇
計		八四、三三三	三〇三、六〇七	一一九、二七四
		一六、八一二、七二四	一、一、四九三、二五一	五、三一九、四七三
		一一三、一一五、四〇一	一一、八七一、四八五	減 一、三六三、九一七

(平10 本校 1800)

34、明治41年 所得調査委員会日誌 (出石税務署)

明治四十一年

所得調査委員会日誌

出石税務署

所得調査委員会日誌

七月廿九日開会

所得調査委員各員午前九時五十分着席、大村署長ニハ一場ノ挨拶ヲ為シ、後昨年閉会ノ際口約セシ委員会ノ閉会期ヲ署氣ニナラサル内閣会スル様申述ヘ居リシモ、本年ハ種々ナル関係ニ依リ是迄延引シ、此ノ署氣ニ対シ各員ノ調查ニ從事セラル、ハ御疲労ノ事トハ察スレトモ、事務進捗上茲ニ至リタル次第ナレハ、惡シカラズ御承知アランコトヲ希望致シマス、而シテ本年所得標準調査及方法ヲ一言シテ置キマス、出石郡ハ昨年ハ未曾有ノ洪水ノ為荒地トナリ、又ハ収穫皆無トナリタルモノアレバ、小作米ノ減損歩合等ヲ確実ニ調査セシメアレバ充分御懇議アランコトヲ、尚未収穫皆無地ノ標準ニ就テ前年ハ攀トシ、三十八年三十九年ノ二ヶ年分ノ所得ヲ三ヶ年平均ニセシモノヲ用ヒ居レリ、右ハ本省等ノ意見トシテハ収穫皆無地トナリタルモノハ土地ニ就テハ、予算ヲ以テ小作料ヲ定ムルモノナリ、前三ヶ年平均トハ皆無地ノ如キコトニナリタルモノニ適用スルモノニアラズトノコト、然レトモ是レハツノ解釈ヲ異ニスルモノナレバ、當署ニ於テ前述ノ通り前年ハ零トシ算出セリ、其他標準書ハ御手許ヘ配付シアレハ充分御審議相成タシ

次ニ会長選舉ニ移リ今井甚兵衛當選セリ、今井会長席ニ着席、同会ニ本年分所得金高調査書ヲ送付ス

平尾源太夫ヨリノ請求ニ依リ、所得金高調査書ノ写ヲ各員ニ壹部宛配付相成度旨申セリ、依テ明三十日朝迄ニ調査シ置クコトトナセリ

依テ各所得調査委員ハ別席ニテ打合セラ為セリ

四時四十分散会

七月卅日開会午前八時

各調査委員着席、今井会長ハ本年田畠所得調査ノ方針ヲ質問セリ

説明 田畠所得ニ就テハ各大字ノ老農若シクハ経代ニ就キ調査スル等、事実ニ就キ調査セシ旨答弁セリ

今井会長ハ本年ノ調査ハ標準ヲ新ニ調製セラレタルモノナルヤ、又從来ノモノニ依リ調査セラレタル額ヲ多少訂正セラレタルモノナルカ

説明 所得標準ハ本年ハ根本的ノ調査ヲナシ、適実ナルモノヲ新ニ調製スル意同ナリシモ、人員ト経費ノ関係ニ依リ根本的ノ調査ニハ至ラサルモ、大体ニ於テハ本年ノ調査ハ適実ノモノヲナシタリ

今井会長ハ同人所得額ヲ前年ノ決定額ニ比較セバ七百円ノ増加トナリ居レリ、右ハ米価騰貴ノ關係ニシテモ余り多額ノ感アリ、之レハ小作料ヲ引上ケラレタル調査ノ結果ナラズヤ、若シ然リトセバ不当ナリ、吾レ所有地ハ居付ノ土地ノミナレバ概シテ小作料モ高キ方ナリ、右ノモノニ依リ算出スルモ到底斯ノ如キ員數三ハナラズ、又前年來決議セシ金額ハ不当ニアラサルコトベ、稅務署長ニ於テモ認メラレ居ル筈ナレバ、突飛ノ増加モナキ筈ナリ、而ルニ七百円ノ増加トハ余リ苛酷ニアラズヤ、三十七、八年ノ頃ハ幾事ノ際ナレバ忍ンテ重キ課稅モ負担シ居リシモ、今日ニ至リ尚ホ以前ノ例ニ依リ多額トナサントスルハ苛酷ノ様ナレバ、吾々ハ正当ナル課稅ニハ服従スルモ苛酷ノモノニハ服従スル義務ナキ旨申セリ

説明 課稅ノ公平ヲ保ツコトニ就テハ充分ナル注意ヲ払ヒ、又課稅ノ根拠ナキ者迄ニ課稅スルト云フコトヘ絶体ニ

ナサス、又苛酷トカ云フコトモナキ筈ナリ、本年ハ成ル可ク精密ナル調査ヲ為シタル結果ト、一方卅七年モ相当不作ナリシ故、昨四十年作ノ惡シキノミニ依リ所得額ノ高底ヲ論スルコト不能、署ノ調査トシテハ廿七年作ト四十年作トヲ対比セバ四十年作ハ遙ニ惡シキモ、四十年ノ米価ハ三十七年ニ比シ騰貴シ居レバ、前年適用セシ標準トハ大差ナキ標準顯レタリ、之レハ殊更ニ該數字ヲ掲ケタルモノニアラズシテ、計數上顧レタルモノナレバ失當トハ認メス、又所得額ノ多額ニナル原因ハ從來見積リ居ラサリシ自家用燃料ヲ見積リシト、養蚕家ガ製糸ニナシタルトキハ其ノ製糸所得ヲ見積ル等ニ依リ多額トナリシモノナリ

今井会長ハ自家用燃料トカ製糸ノ所得ヲ見積ルモ原按額ニハ尚ホ大差アリ
國村氏、養蚕ノ所得ニ就キテハ本年ハ前年ノ繭価ニ比シ価格二分ノ一ニシテ、桑葉代ハ前年ト差ナキニ就キ本年養蚕ハ収支償ハサル旨申セリ

説明、養蚕ハ前年ヨリハ非常ニ底下トナリ居レリ、本年調査ノ方針ハ絞製六枚以下ノ飼育者ハ雇人ヲナサスシテ飼育スルモノト看做シ調査セシ結果、員数ハ或ハ多額トナリシモノナリ、右ハ自分ノ家族ニテ飼育スルニ、雇人夫賃等ヲ仕払フ計算ニテハ所得ヲ脱済スルコトアル故ナリ

國村氏ハ六枚ノモノヲ家族ニテハ飼育スルコト不能、養蚕学校等ニテモ一人当一枚ト申シ居ル旨申セリ
説明、六枚ヲ標準トセシハ各大字ニ就キ粗闊セシ處、通常六枚位ハ自分ノ家族ニテ飼育シ居レバナリ

今井会長ハ標準ニ就キ一度打合セタキニ就キ暫ク退席ラ望ム

後刻同会長ヨリ標準率割引歩合ノ交渉シ来レリ、大石ノ二戸ハ四割減、平尾ハ三割五分、其他三割二割五分、「個人名略」ノ如キハ二割、其他隨時削減セラレントラ申込メリ

依テ大体ニ於テ幾割ノ減ニナルヤラ確定セラレンコトヲ談セシニ、各自ニ就キ調査スル故確定スルコト不能旨申セリ、依テ熟考スルコトトセシニ付今井氏ハ退署セリ

依テ種々ナル算法ヲ用フルニ、前年決定額ヨリ減スルモノアル故ニ、其ノ旨協議シ神美村・小坂村方面ニテハ減スルヤモ不計シ、サレトモ山ノ内方面ニテ減スル理由ナキ旨ヲ述べタリ、結局大石二戸ハ三割減トシ、平尾ノミ三割五分減、其他ノモノハ三割以内ノ削減ニセラレコトヲ申込メリ、依テ右之希望ヲ容レタリ、然レトモ一応決定ノ後予期額ニ達セサルトキハ再議スルコトニシタキ旨述ベシ處、調査委員ニ於テモ右ハ再議セバ尚確実ナルモノトナレハ、結局右ノ如ク本年ハ施行スルコトドナシ、午後六時三十分散会

七月卅一日閉会

各調査委員午前拾時着席、大村署長ハ昨日來協定セシ事項ニ就キテノ大体ノ意見ヲ述べ、而シテ昨日平尾ノ如キ三割五分減ヲ直ニ応セシ故、其算法ニテ各自ノ削減ヘセラレサル様、若シ右ノ如キコトアリテハ各自一人ヅヽノ議論ヲ終ス様ノコトナル故、其辺ハ各自一人毎ニ議論ナキ様子ノ御承知題キタキ旨述ベタリ

今井会長ハ昨日ノ平尾ニ就テハ特別ノ内ノ特別ノモノナレバ、右ノ如ク三割五分ノ削減ヲ申込ミシモ、其他ノモノニ就テ無謀ナル削減ハナサヘル旨申セリ、依テ本日ハ資母村ヨリ決議スルコトドナリ、[個人名略]外五十二人ヲ決議セリ、[個人名略]ハ後回シトナリ

右五十三人ノ

調査額

三四、六一三、〇〇〇厘

決議額

三三、五八八、〇〇〇

即五分八厘五毛減

午後六時十分散会

八月一日開会

午前九時三十分各員着席、前日ニ引続キ資母村ヲ決議ス

調査人員四十一人ノ内四人ハ後回シトナシ、決定セシモノ三十七人、尤モ右見合セノ四人ハ無資格者認メラレタルモノ

四十一人	調査額	二〇、四三二、〇〇〇
三十七人	決議額	一七、八八一、〇〇〇

即一割二分四厘九毛余削減

右ニテ午後二時迄休会ス、時ニ正午ナリ

[個人名略]ノ分

[個人名略]ノ分

[個人名略]ノ分

資母村ノ合計

午後式時開会、室埴村ノ決議ニ從事ス、調査人員七十九人ノ内、[個人名略]ヲ除ク外決議ス、七十七人ノ内七人ハ無資格者シクハ次回調査トス、次回調査ノモノモ無資格者ト認メ左ノ通り計算トナル

七十七人	調査額	二七、三三一、〇〇〇
七十人	決議額	二四、五三一、〇〇〇

即チ一割二厘一毛余削減

右ニテ午後五時散会ス

[個人名略]ノ分

[個人名略]ノ分

室埴村計

八月二日開会

午前七時各委員着席、合浦村ノ決議ヲナス、「個人名略」外二名ヲ除キ決議ス、調査人員七十人ノ内五人ハ無資格者若シクハ見合セモノトス

七十人ノ調査額 三〇、七八三、〇〇〇

六十五人ノ決議額 二七、四七一、〇〇〇 即チ一割七厘五毛余削減

「個人名略」分

「個人名略」分

「個人名略」分

合浦村計

次ニ高橋村ノ決議ニ着手ス、調査人員五十五人ノ内六人ハ無資格者シクハ見合セトセシモノ、六人左ノ如キ計算トナル

五十五人ノ調査額 二八、二五四、〇〇〇

四十九人ノ決議額 二五、二九一、〇〇〇 即チ一割四厘五毛余削減

右ニテ午後式時迄休会ス、時ニ正午ナリ

午後式時開会、小坂村ノ決議ニ着手ス、「個人名略」外二人ヲ後回シトナシ決議ス、調査人員五十一人ノ内四人ハ見合セト為ル

五十一人ノ調査額 一四、〇七〇、〇〇〇

四十七人ノ決議額 一二、五九四、〇〇〇 即チ一割四厘九毛余削減

「個人名略」ノ分
「個人名略」ノ分
「個人名略」ノ分

小坂村計

右ニテ午後五時散会ス

八月三日開会

午前七時各調査委員着席、出石町ノ決議ニ着手ス

福富調査委員ハ出石町ノ商況ハ漸次不振ニシテ、況ニヤ昨年來生糸崩落ノ為メ商況益々不況ナル、本年ノ調査額ヲ視ルニ前年ニ比シ三割以上ノ増加トナレリ、右事由如何

説明、從來ノ營業者ハ売上金額ヲ少しニテ減シ申告セントセシヲ、本年營業税申告ノ際右ノ弊風ヲ矯正スルコトニ努メタル結果、売上金額モ稍々事実ニ近キモノトナレリ、故ニ所得モ売上金額ノ正當ニナルニ伴ヒ増加スルナリ右ニテ各自ニ付決議スルコトナレリ、「個人名略」外百二十人ノ内「個人名略」ノ三人ヲ除ク外決議ス、残リ百十八人ノ内十七人ハ削除若シクハ見合セトナレリ

百十八人ノ調査額 四九、二二三、〇〇〇

百一人ノ決議額 四一、五六〇、〇〇〇 即チ一割五分五厘六毛余削減

右ニテ会長ハ午後式時迄休会ヲ命ス、時ニ正午ナリ

午後式時開会

各委員着席、午前二引続キ出石町ノ決議ヲナス、内「個人名略」ヲ除ク外六十六人ヲ決議ス、内見合セト為シモノ

七人ナリ

六十六人ノ調査額 三三、六七八、〇〇〇

六十人ノ決議額 二九、一七三、〇〇〇 即チ一割三分三厘七毛余ノ削減

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

出石町ノ計

八月四日開会

午前七時各調査委員着席、神美村ノ決議ヲ為ス、〔個人名略〕外九十人ノ内〔個人名略〕外八人ハ後回シトナリ、其他ヲ決議ス、残リ八十二人ノ内四人ハ削除者シクハ見合セトナル

八十二人ノ調査額 四一、三〇七、〇〇〇

七十八人ノ決議額 三七、三〇四、〇〇〇 即チ九分六厘九毛余削減

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

〔個人名略〕ノ分

神美村ノ計
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分
〔個人名略〕ノ分

八月五日開会

午前七時開会、各調査委員着席、前日來ヨリ後回シトナリシ居ル大資産家ニ就キ決議ス

〔個人名略〕ヲ 二、九八七、〇〇〇

〔個人名略〕ヲ 二、六九九、〇〇〇

〔個人名略〕ヲ 五、〇四〇、〇〇〇

〔個人名略〕ヲ 三、五六五、〇〇〇

見合セット為リンモノノ決議センモノ左ニ 外三百田ヲ〔個人名略〕ニテ減

〔個人名略〕 三〇三、〇〇〇

〔個人名略〕 三一〇、〇〇〇

〔個人名略〕 三〇七、〇〇〇

出石町合計 調査額 一〇〇、七五三、〇〇〇

決議額 八五、八五七、〇〇〇

即チ一割四分六厘八毛余削減

[個人名略] ヲ 六、八九九、〇〇〇
[個人名略] ヲ 一六、〇〇〇

小坂村ノ合計 調査額 二三、〇八一、〇〇〇
一八六、〇〇〇

決議額 一九、六九五、〇〇〇 即一割四分六厘七毛削減

[個人名略] 八、四一七、〇〇〇
[個人名略] 八、二八二、〇〇〇

[個人名略] 一、〇〇〇

見合ノモノ決議セシモノノ左ニ

[個人名略] ヲ 二四〇、〇〇〇
[個人名略] ヲ 三四〇、〇〇〇

[個人名略] ヲ 三三六、〇〇〇

合橋村計 決議額 五三、二一三、〇〇〇

[個人名略] ヲ 四五、〇八七、〇〇〇

見合セット為リ居リシ高橋村ノ左ノ者ヲ決議ス

[個人名略] ヲ 八八、〇〇〇
[個人名略] ヲ 二一九、〇〇〇

高橋村ノ計 調査額 二七、〇三八、〇〇〇

即チ一割五分一厘一毛余削減

決議額 二四、五四六、〇〇〇 即チ九分一厘一毛六余削減

最初記載ノ額ト相違セシハ、[個人名略]ノ調査額一、〇五六、〇〇〇、決議額一、〇五一、〇〇〇ヲ資母村
ヘ算入セシ結果ニ依ル

神美村ノ調査ス

[個人名略]ノ分 一四、〇〇〇ヲ増加ス

決議セシモノ

[個人名略] 三、一五二、〇〇〇

[個人名略] 五四八、〇〇〇

[個人名略] 二六、〇〇〇

[個人名略]外五人ヲ除外

調査額 四六、二一七、〇〇〇

決議額 四一、〇四四、〇〇〇

室埴村ニテ左記ノ者ヲ削減セリ

[個人名略] 三七 三〇五、〇〇〇 減 減

[個人名略] 三七 四〇、〇〇〇 減 減

[個人名略] 三七 三四、〇〇〇 減 減

[個人名略] 六四、〇〇〇 減 減

[個人名略] 六三、〇〇〇 減 減

無資格

〔個人名略〕 五七、〇〇〇
〔個人名略〕 四一、〇〇〇 減
〔個人名略〕 三〇、〇〇〇 減
〔個人名略〕 三〇一、〇〇〇 減
〔個人名略〕 九三六、〇〇〇 減

室塙村ノ減額ノ計 無資格
資母村ノ後回シノモノヲ決議ス

室塙村ノ減額ノ計 九三六、〇〇〇 減
資母村ノ後回シノモノヲ決議ス

〔個人名略〕 二、〇八三、〇〇〇
〔個人名略〕 五九、〇〇〇 減
〔個人名略〕 三七、〇〇〇 減
〔個人名略〕 三八、〇〇〇 減
〔個人名略〕 一三四、〇〇〇 減

〔個人名略〕 二、〇六三、〇〇〇 減

右ニテ午後五時散会ス
八月六日開会
午前八時各所得調査委員着席、後回シト為リ居ルモノニ就キ決議ス
〔個人名略〕 一一、〇六三、〇〇〇
〔個人名略〕 一〇七、〇〇〇
〔個人名略〕 一一七、〇〇〇

新規増加セシモノ
〔個人名略〕 ニチ 三一三、〇〇〇
削除セシモノ左ニ
〔個人名略〕 ノ二人ナリ

〔個人名略〕 四、〇〇〇
更ニ増加セシモノ

〔個人名略〕 ニチ 三〇八、〇〇〇 増

新規増加セシモノ

〔個人名略〕 ニチ 三一三、〇〇〇

削除セシモノ左ニ

〔個人名略〕 ノ二人ナリ

神美村計 調査額 六三、六四一、〇〇〇

決議額 五一、八六六、〇〇〇 即チ一割六分九厘三毛余削減

室塙村ノ後回シノ分ヲ決議ス

〔個人名略〕 一、〇五七、〇〇〇

〔個人名略〕 七〇四、〇〇〇

室塙村ノ計 調査額 二九、七三三、〇〇〇

決議額 二五、三五七、〇〇〇 即チ一割四分六厘七毛余削減

資母村ノ後回シノモノヲ決議ス

〔個人名略〕 二、二四五、〇〇〇 外ニ〔個人名略〕ノ分一、〇五一、〇〇〇ヲ増ス

〔個人名略〕 一九〇、〇〇〇

外ニ〔個人名略〕ニテ山林ノ課課ニ依リ一〇〇、〇〇〇減

資母村ノ計	調査額	六一、一五一、〇〇〇
	決議額	五五、七八五、〇〇〇
郡計	調査額	三五八、五〇一、〇〇〇
	決議額	三〇九、一九三、〇〇〇

即チ八分七厘七毛余削減

調査額三対シ決議額四九、三〇八、〇〇〇減
即チ歩合一割三分七厘五毛余削減

前年ニ対スル比較

四十年ノ調査額	四十一年調査額	歩 合
一七六、八九九、〇〇〇	三五八、五〇一、〇〇〇	二割八分七厘増
四十年決定額	四十一一年調査額	歩 合
二五四、八三七、〇〇〇	三五八、五〇一、〇〇〇	四割五厘
四十年決定額	四十一一年決議額	歩 合
二五四、八三七、〇〇〇	三〇九、一九三、〇〇〇	二割一分三厘余増

午後一時散会ス

八月七日開会

午前九時各調査委員着席、所得調査ニ対スル決議額精査ノ上、今井会長ヨリ決議書ノ送付ヲ受ク
右ニテ今井会長ハ閉会ヲ告ク、時ニ正午ナリ、大村署長ハ一場ノ挨拶ヲ為シ各自散会ス

(平3 本校 116)

35、明治42年 第三種所得調査事務事項 (京都税務監督局)

◎第三種所得調査事務結果報告ノ件

○京都税務監督局長報告抜粋

明治四十一年九月二十日

第二 所得調査委員会ニ対スル意志疏通方法ノ実行

今日ノ行政ハ須ラク民ラシテ知ラシメ以テ拠ラシムルノ措置ヲ緊要トスルカ故ニ、所得調査委員会ニ於テハ調査額編成上採リ来リシ経路、及資料取扱ノ根拠等ハ極秘ニ涉ル事項ヲ除クノ外成ル可ク之ヲ開示シ、以テ税務当局ノ態度ヲ公明ニシテ且ツ其ノ調査ノ適実ナルコトヲ示シ、又委員ノ皆ハムト欲スル所ハ喜ンテ之ヲ聽カムコトニ努メシメタリト雖モ、果シテ税務署カ此ノ方針ニ基キ遺憾ナキ説明ヲ試ミシツアリヤ否ノ状況ヲ監視シ、併セテ所得調査会ノ政府ニ対スル關係ヲ一層親密ナラシムカ為ス、監督官及直税部長ラシテ管内各署ヲ一巡セシメ、本局方針ノ存スル所ヲ臨機詳説シ、以テ相互尊意ノ疏通ヲ充分ナラシムルコトニ努メタリ、前回報告セル如ク予メ所得調査委員会「納稅の榮」ヲ配付シ、又開会中本文ノ方法ヲ実行セルカ為メ一部少數ノ委員ヲ除クノ外、税務当局者誠意ノ存スル所ヲ認領シ、從來ニ於ケルカ如キ附会ノ理由ヲ以テ徒ニ調査額ノ削減ヲ試ミムトスルノ弊害ハ幾分改善ノ緒ニ就キ、大体上健全ナル決議ヲ見ルニ至リシ傾向ヲ実現セリ

第八 決定後納税者ニ対スル態度ニ關シ注意シタル事項

例年決定通知ヲ発シタル後十数日間ハ納税者中往々税務署ニ出頭シテ決定額ノ内容ニ關シ説明ヲ求メ、又ハ決定ノ不當ナルヲ詰ル者アルヲ例トス、此ノ場合ニ於テ応接人等ニ当ル者親切叮嚀ニシテ尊意ノ疏通ニ努ムルトキハ、啻ニ審査請求人質ノ減少ヲ圖ルコトヲ得ルノミナラス、納税思想ヲ普及シ将来ノ税務執行ニ多大ノ便益ヲ有ス、税務

署ニ於テモ現ニ此ノ方針ニ依リ応接シ、説明・態度等署長ニ於テモ署員ニ注意ヲ加ヘツツアリト雖モ、偶々一二ノ税務署少社署員中親切ヲ欠ケルノ説明ヲ為セシヤノ間アリシヲ以テ、追テ開始スヘキ營業税調査ノ場合ニ処スル心得トモナルヘキ事項ヲ併セ、本月八日別紙ノ通内達シ以テ本年所得決定ノ終ラ全ウセムコトヲ因レリ

第九 来年ノ所得調査事務ニ改善ヲ加フヘキ要点

既往ノ経過特ニ本年ノ状況ニ鑑ミ、今日之準備スヘキ来年ノ改善策ヲ按スルニ、主要ナル綱目左ノ如シ

一 署員ノ実務練習三閱スルコト

資料蒐集ノ方法又ヘ対話振未タ熟セサル者アリテ、折角ノ勤労モ其ノ結果ニ於テ肯綮ニ当ラス、若クハ要領ヲ捕捉セサルノ遺憾ナキニ非ス、故ニ当局ニ於テ前年来実行シタル間税事務巡回講話ノ例ヲ拡張シ、適當ノ時期ニ於テ直税事務ノ巡回講話ヲ開始シ、以テ法令乃至実務ノ練習ヲ為サムトス、而シテ今ヤ將ニ營業税ノ調査事務繁劇ナラムトスルノ時期ニ際スルヲ以テ、早キニ及シテ之ヲ実行セムカ為メ日下講話事項ノ頃案編成中ナリ

二 田畠ノ所得標準三閱スルコト

小作料、公課、其ノ他ノ控除費等所得標準ノ基礎調査、各地トモ未タ完全ナリト認メ難キヲ以テ、尚未方法ヲ示シテ各署ニ精査セシメ局員ヲ派シテ之ヲ督励セムトス

三 所得標準率ヲ早キニ及シテ統一スルコト

各署間ノ標準率ヲシテ相当權衡ヲ得シムル為メ、近接方面ノ署長乃至主任者ヲ集合シテ協議ヲ遂クルコトハ從來實行シタル所ナルモ、其ノ時期多クハ六月以後ニ至リ聊カ遲延ノ憾アルヲ以テ、来年ハ今ヨリ書面上ノ方法ヲ以テ統一ヲ圖ル可キハ勿論、集合ノ如キモ五月中ニ之ヲアセムトス

四 中以上ノ所得者ニ閱スル資料精査ノコト

田畠ノ如キモノニ在テハ所得逸脱ノ虞殆ト之無シト雖モ、商工業、貸家等ニ在テハ調査成績尚ホ充分ナラス、而シテ此等ハ予メ營業税ノ調査ニ於テ其ノ真ヲ得レハ、所得ニ閱シテハ著シク其ノ効ヲ現ハスヘキカ故ニ、中以上ノ營業者ニ対シテハ特ニ精査ヲ施サムトス

五 所得ノ資料蒐集時期ニ閱スルコト

一箇適切ノ時期ヲ選ムニ注意セムトス、特ニ山林所得ニ閱シテハ秋ノ彼岸ヨリ春ノ彼岸ニ至ル期間ヲ以テ最毛適当トスルカ故ニ、主要税務署ニ相当ノ旅費ヲ配付シ是精査ヲ促セリ

六 所得額ノ編成ニ閱スルコト

特殊ノ事情存スルコト明ナルモノニ対シテヘ、標準率ニ拘泥セス適宜斟酌ヲ加フヘキコト前年来注意セシ所ナルモ、本年尚未タ其ノ因襲ヲ脱セサル向アリ、蓋シ予メ税務署ニ於テ此ノ方針ニ依リ調査額ヲ編成シ置クトスルモ、委員会ニ於テ必ス更ニ削減ヲ免レサルカ故ニ、寧ロ初ヨリ算出額ノ鑑提出スルノ優レルニ如カストノ觀念ニ出ツルモノアリ、然レトモ如此ニシテ已マスンハ遂ニ病苦言ニ入ルノ虞ナキ能ハサルヲ以テ、調査ノ公明ヲボシ税務當局者誠意ノ存スル所ア知ラシム可キハ矯弊ノ要義タリトノ念慮ヲ各署ニ深ク注入セムトス

七 所得調査会ノ開会時期ニ閱スルコト

本年各署調査会ノ開閉時期ハ第一項ニ掲ケタルカ如クナルモ、尙ホ一周其ノ開会ヲ早メ京都市ト雖モ遅クモ八月十五日前後迄ニ閉会ノ運ニ至ルヘキ様嘗励シ、以テ決定通知ノ配付ヲ速カナラシメムトス

八 各署特殊ノ欠点ヲ補足改善スルコト

此ノ点ニ關シテハ本年調査会ノ経過並決定ノ実績ヲ數字的ニ分析比較シ、尙ホ監督官及直税部長等カ第二項記述ノ如ク各署ノ調査会ニ臨席シ感知シタル事項ヲ、未タ遺忘セサル今日ニ於テ詳細筆記シ各署若クハ当該署ニ訓達

シテ予メ明年ノ改善ヲ促サムトス

右申報候也

◎所得調査ニ関スル改善ノ件

○京都稅務監督局長申報 明治四十二年十一月十六日

本年第三種所得調査状況ニ闕シテハ、去ル八月五日直第八一九号及九月二十一日直第八八七号ヲ以テ申報候処、右ニ記述セル施設見込ニ基キ過般監督官以下局員ヲ各署ニ出張セシメ、所得税・營業税ニ關スル法令ノ解釈及該事務ニ從事スル者ノ心得並ニ実務ニ關スル手続等ヲ講話セシメ、尚本月一日日本年調査ノ状況ニ照シ別紙ノ通内達シ、以テ本税施行上ノ改善ニ資シ候、此段申報候也

(別紙)

内達第五一号

稅務署長

徵稅方法ノ改善ニ關シテハ先年來夫々企画セル所アリ、著々其ノ域ニ進メリト雖モ、各署最近ノ状況ニ鑑ミルニ所謂調査事務ノ如キ未タ完全ノ境ニ達セス、尚改善ヲ要スヘキモノアリト認ム、乃チ別紙ノ通り其ノ要項ヲ示ス、克ク此ノ旨ヲ体シ本税ニ付テハ勿論、其ノ前駆タルヘキ營業税事務ニ付テモ亦相当達算ナキヲ期スヘシ

明治四十二年十一月一日

京都稅務監督局長 岩崎奇一

所得調査ニ關スル改善事項

第一 各署共通ノ事項

一 本局全管ノ四十二年分所得決定額ヲ前年分ニ対比スルニ、所得額ニ於テ八分九厘、稅額ニ於テ八分四厘、人員

ニ於テ一割七厘ノ増加ニシテ、即チ所得額ハ人員ニ比シ、稅額ハ所得額及人員ニ比シ孰レモ增加歩合低キニ在ルヲ以テ、増加ノ内容ハ主トシテ下級納稅者ニ於ケルモノナルコトヲ感セシム、尤モ之レカ原因トシテハ
(イ) 大所得者ニ對シテハ前年既ニ精査ヲ遂ケ、今年ハ著シキ欠点ヲ存セサリシト
(ロ) 大所得者ノ転出其ノ他各地特別ノ事情存セシト

(ハ) 同居家族ノ所得ニ付精査ノ結果、從前ノ脱漏ヲ拾遺セシ等ノ事故ヲ挙クルコトヲ得ヘシト雖モ、一面ニ於テハ又營業所得、庶業所得等ノ根基力既定ノ課稅資料又ハ前年決定ノ程度ト密接ノ關係ヲ有シ、理想的改善ノ実ヲ挙クルニ困難ナリシ為、及所得調査会ニ於テ一率若ハ個々ニ削減ヲ加ヘタル等
ノ事情ニ依テ、實際上尚余地ノ存スルニ拘ハラス上級所得者ニ於テ課稅ノ充実ヲ見サルノ事蹟アリト思料セラル、四十三年ニ於テハ予メ此ノ点ニ留意シ不權衡ナカラシムルニ努ムルヲ要ス

二 調査上前年遺憾アリシ点ハ勿論、其ノ他既往ノ実蹟及當年ノ実況ニ鑑ミ、予メ調査ノ初期ニ於テ資料蒐集ノ順序及方法ヲ詳細列記シ、之ヲ署員ニ交付訓達シテ事務ノ秩序的普遍的進捗ヲ期スヘシ
三 外部ニ対シ言語動作暴慢ニ涉リ若ハ調査煩細ニ流レ反テ首弊ヲ逸スルノ弊ヲ矯正シ、円満ノ裡ニ遺憾ナク其ノ目的トスル實体ヲ捕捉スルノ方法ニ付、適切有効ナル指導監督ヲ急セニスルコトナキヲ要ス
四 所得標準率ハ五月中ニ於テ各署間ノ權衡ヲ勘案シアルノ域ニ至ラシメント欲スルニ付、其ノ目安及金額ニ關シ早キニ及シテ的確ナル基礎ノ下ニ精査ヲ遂ケ置クコトヲ要ス

五 田畠小作料、控除費ノ資料調査ニ当リテハ、各大字若ヘ一般其ノ地方ニ於ケル通有的慣習乃至状勢ヲ知ルニ努ムヘク、漫然數箇ノ実例ヲ拾集シテ足レリタルノ弊ニ陷ルヲ避ケシムヘシ、田畠以外ノ資料調査ニ付テモ亦同シ

シ

六 特殊ノ事情存スルコト明ナル者ニ対シテモ、予定ノ標準ヲ適用シテ調査額ヲ編成シ置キ、調査会ニ於テ削減ノ
説出ツルニ迨ヒ之ニ応スルヲ例トスル向アリ、是レ調査会ノ弊ヲ予定セルニ出ツル範策ニ外ナラサルヘシト雖モ、
今後尚此ノ如クニシテ止マヌムヘ何レノ日カ税務ノ公明ナルヲ覺知セシムルノ域ニ入ラム、技巧ヲ加フルハ反テ
積弊ヲ深カラシムルノ基ナルヲ以テ、実際ニ照シ過不及ナクニ誠意ヲ以テ調査額ヲ編成セルコトヲ知ラシムル
ノ方法ヲ講スヘシ

七 強テ申告書ヲ微シ又ハ訂正セシムルヲ要セスト雖モ、情意ヲ疏通シテ之ヲ訂正セシメ、若ハ問答書ヲ以テ自認
的答弁ヲ微シ、以テ他ノ納税者ニ対スル調査額原素ヲ是認決議セシムルノ楔子タラシムルハ、各納税者間ニ課税
上不均衡ナカラシムル方便タルヘキニ付相当画策スル所アルヲ要ス

八 所得調査会ハ都会ノ地ニ於テモ八月十五日前後ニ於テ閉会シ、第一期納期開始前悉ク決定通知ラズスルノ運ニ
至ラシムルヲ要ス

第二 上京及下京兩税務署ニ闕スル事項

一 標準率及各人所得基因ノ調査不充分タルヲ免レス、精査ノ上調査会ニ於テ口実ヲ設ケ削減ヲ加ヘムトスルノ弊
ヲ根治スルニ努ムヘシ

二 貸家所得ノ資料調査不充分ナリト認ム、適切ノ計画ヲ立て精査ヲ要ス

三 郡部ニ対スル所得調査ハ市部ニ比シ遺憾多ク、為ニ隣接署ト均衡ヲ失スルノ嫌ナシトセス、標準率及基因調査
トモ精査ヲ要ス

第三 福知山及綾部兩税務署ニ闕スル事項

一 福知山ハ前年水害ノ為調査上斟酌酌ラ加フルノ已ムヲ得サルモノアリシナルヘシト雖モ、為ニ綾部税務署管内

ト權衡ヲ失セルノ嫌ナシトセス、田畠・營業等ノ所得ニ付テハ特ニ精査ヲ要ス

二 綾部管内所得調査会ハ署調査額ノ總計ヲ達觀シ、削減率ヲ予定シテ決議ニ着手スルノ宿弊アルカ如シ、改善ヲ
要ス

第四 舞鶴及峰山兩税務署ニ闕スル事項

一 田畠所得標準率ノ目安ニ付調査会ニ於テ反対脱アルハ、未タ一反亦当地方別ノ区分適宜ナラサルモノアルニ由
ルヘシ、大字毎又ハ上中下ノ区別ニ付精細勘案ヲ遂ケ適應ナル区分ヲ確立スルニ努ムヘシ

二 新舞鶴、余部町ノ貸家所得ハ普通貸家ノ所得ト同一視スル能ハサルヘキヲ以テ、適実ノ程度マテ斟酌スルモ妨
ナシ

三 峰山管内ノ田畠所得ニ付テハ比較的尙余地ヲ存ス、第一項第七号ノ方法其ノ他機宜ノ措置ヲ採ルト同時ニ税務
署ノ誠意ヲ認メシメ多大ノ削減ヲ為サシメサルニ努ムルヲ要ス

第五 宮津税務署ニ闕スル事項

一 田畠所得ハ寒力ニ対シ相当程度ニ達セルモノト認ム、依テ來年度ニ於テハ隣接署ノ權衡上標準歩合ノ昂上ヲ期
スル要ナカルヘキニ付、各地若ハ各箇人間ノ均衡ニ闕シ特ニ注意スヘシ

第六 大津税務署ニ闕スル事項

一 調査委員ノ説明ヲ求ムル点ニ付テハ相当程度マテ雅趣ヲ示シ、資料ヲ開示シテ其ノ疑フヘカラサル所以ヲ覺知
セシムルノ措置ヲ採ルヘシ

二 資料調査ニ当リ特ニ第一項第三号後段ノ方法ヲ以テシ、被調查者ノ感情ヲ害セサルコトニ注意スヘシ

第七 草津税務署ニ闕スル事項

一 各人三対シ申告書訂正ヲ促スニ先タチ、其ノ地方重立者ト協議ヲ遂クルハ機宜ノ措置タルヲ失ハスト雖モ、他日ノ悪例ヲ胚胎スルノ處ナキ力漢重考察ヲ要ス

二 小作米調査偏重偏輕ノ嫌ナキヤ精査ヲ要ス

第八 水口及八幡西税務署ニ閲スル事項

一 調査会ニ於テ調査額ヲ多大ニ削減セムトスルノ弊ヲ矯正スル為、各種ノ施設計画ヲ忽ニスルコトナキヲ要ス

二 水口管内ノ田畠所得標準率ハ各町村間不均衡ナルモノアリト認ム、第一項第五号ニ付キ特ニ注意ノ上的確ナル基礎ヲ立ツルコトヲ要ス

三 八幡署管内ノ所得ハ從来隣接署ニ比シ著シク低キニ失セルモ、本年度ハ前年ノ激増ニ顧ミ休養の斟酌ヲ与ヘタルモ尚隣接各署ニ比シ權衡ヲ失スルヲ以テ、來年度ニ於テハ成ルベク他ニ比肩セシムヘキ様調査会ニ対シ調査額維持ニ努ムルヲ要ス

第九 愛知川税務署ニ閲スル事項

一 第一項第一号ノ事項ニ付テハ特ニ注意ヲ要ス

二 第三項第一号ニ同シ

第十 今津税務署ニ閲スル事項

一 第八項第一号ニ同シ

第十一 其ノ他ノ各署ニ閲スル事項

一 前記各署ノ例ニ鑑ミ調査ノ欠漏是正ニ努ムヘシ

以上

(平12 札幌 120)

36、明治43年 所得調査委員会開会状況（横浜税務署）

横浜税務署所得調査委員会開会ノ状況

東京税務監督局長申報 明治四十三年八月六日

横浜税務署所得調査委員会開会中ノ状況ニ付テハ、七月二十日第一、〇五一号及八月四日第一、一一七号ヲ以テ及申報候處、其後ノ経過ハ略總ニシテ本月四日閉会致候、由來同署ノ調査委員会ハ時々小波瀬ヲ起スコトアリ、且多數納稅者ノ所得額ヲ理由ナク修正決議スル弊風アルヲ以テ、昨年官制改正ノ結果同署が當局所管ニ移リタル第一年、即チ本年調査委員会ノ開会ノ期ヲ以テ特ニ前記風習ノ矯正ニ著手シタリ、乃チ署長ヲシテ調査委員会ニ対シ署ノ調査根柢及各納稅者ノ所得收得ノ実況並署ノ調査方針ヲ綴述セシメ、併テ特殊事由ノ存在セサルモノニ対スル修正決議ナカラムコトノ希望ヲ述ヘシムルト俱ニ、本官亦親シク同委員会ニ臨席シテ調査上ノ所見ヲ演述シタリ、又一面ニ於テハ本年調査ノ初メニ当リ署ノ調査ラシテ一層周到ナラシメ、且各納稅者間ニ課稅ノ公平ヲ欠クカ如キコトナキ様留意シ、苟モ誤調達等ナキコトヲ期セシメタリ、カクテ同委員会ハ最終總ニ進行シタリシモ、署ノ調査セシ総人員一万三千五百八十二人ノ内九百三十二人分ハ同委員会ニ於テ所得額ヲ増減修正スルノ要アリトシテ、本月一日以降之ヲ修正ニ着手シタル處、署長又ハ代理官ノ説明ニ依リ委員会が其ノ所信ヲ撤回シタルモノ六百人アリテ、結局残三百三十二人中三百人分ヲ減額修正シ、三十二人分ハ増額修正ヲ為シタリ、此等ハ大体ニ於テ特殊理由ノアルモノト認メ得ラレシラ以テ、署長ハ之ニ同意ヲ表シ前記ノ如ク開会ヲ告クルニ至リシモノナリ、要之同委員会ニ対シ當局ノ立タル計画ノ

大部分ハ其ノ目的ヲ達シ、殊ニ同委員会ニ根基ナク修正決議スヘキモノニアラサルモノナル感覺ヲ生セシメタルト信
ス、然レトモ尚幾分ノ改善ヲ要スルモノアルヲ以テ、後年ニ繼續シ著々実行以テ、美果ヲ収メムトスルノ方針ニ有之候
右申報候也

(平
12
札幌
120)